

# 厚生労働省資料

平成18年10月3日

# 資料目録

- 資料1 民間提案のあった事業について(ハローワーク関係業務について)
- 資料2 モデル事業を実施した事業について(若年版キャリア交流プラザ)
- 資料3-1 特別会計改革の対象業務について(雇用保険三事業)
- 資料3-2 特別会計改革の対象業務について(労働福祉事業)
- 資料4-1 「国の行政機関の定員の純減について」の対象業務について  
(ハローワーク関係)
- 資料4-2 「国の行政機関の定員の純減について」の対象業務について  
(労働保険の適用・徴収業務)

# 資料 1

民間提案のあった事業について  
(ハローワーク関係業務について)

# 1. ハローワーク業務の概要

## 職業紹介と雇用保険・雇用対策を一体的に実施

失業認定に当たっては、再就職の意思が疑わしい者について、保険者たる国が直接職業紹介を実施して真意を厳格に確認することが不可欠

### 職業紹介

職業紹介・職業相談  
求人開拓

高齢者、障害者等の就職の実現には、企業への指導と一体となった職業紹介が効果的

### 雇用保険

失業の認定・給付  
不正受給に対する返還  
命令等の処分

### 雇用対策

障害者の雇用率達成指導  
求人の年齢制限緩和指導等

### ハローワークの職業紹介業務の実績

全国のハローワーク(591所)において無料の職業紹介を実施

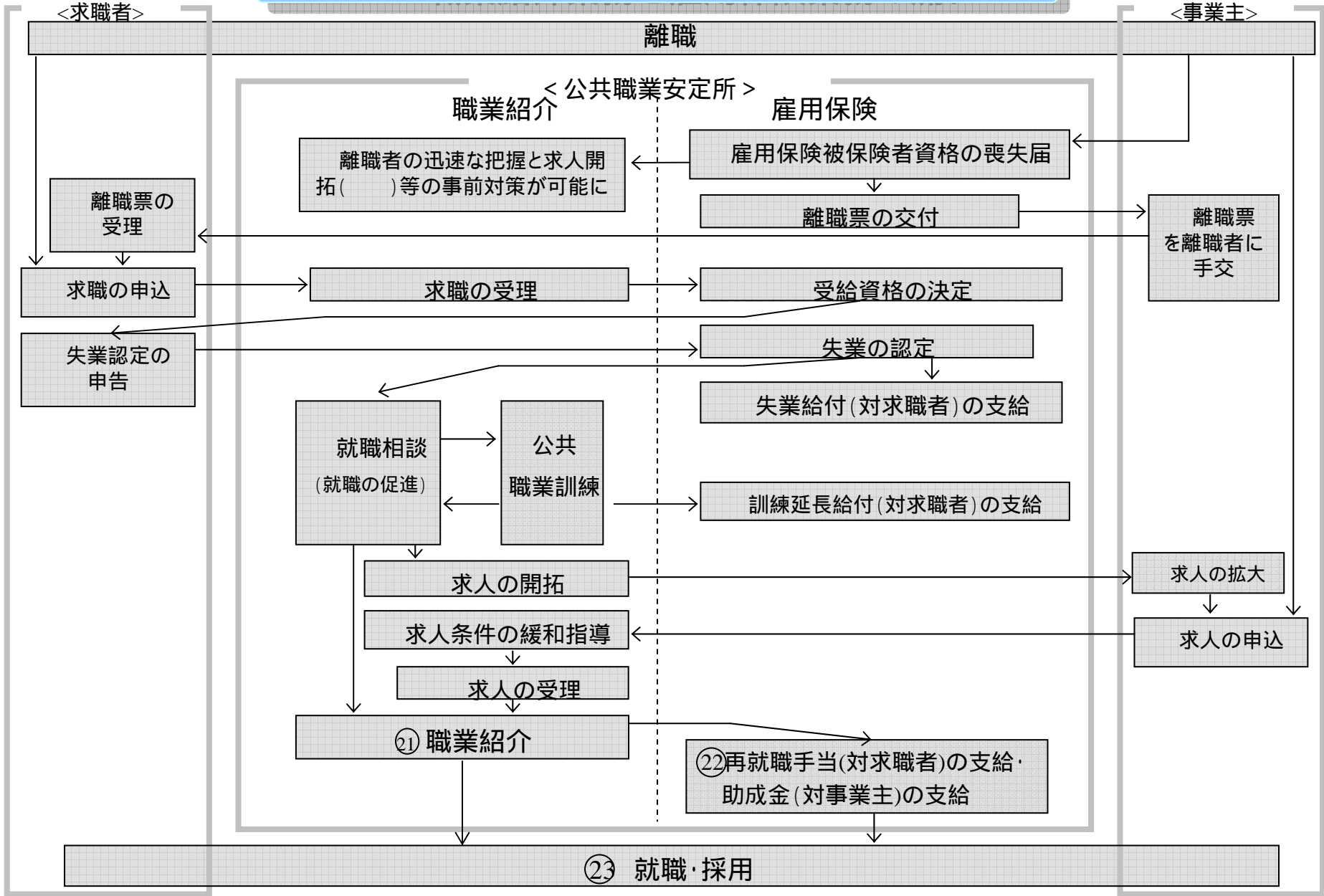
平成17年度実績

- ・ 新規求職申込件数 約676万件
- ・ 新規求人数 約1,008万人
- ・ 就職件数 約214万件
- ・ 就職率 31.6%

就職経路に占めるハローワークの割合	20.3%
民間職業紹介事業者の割合	1.6%
広告	33.5%
縁故	23.5%
その他	21.1%

(平成16年 雇用動向調査)

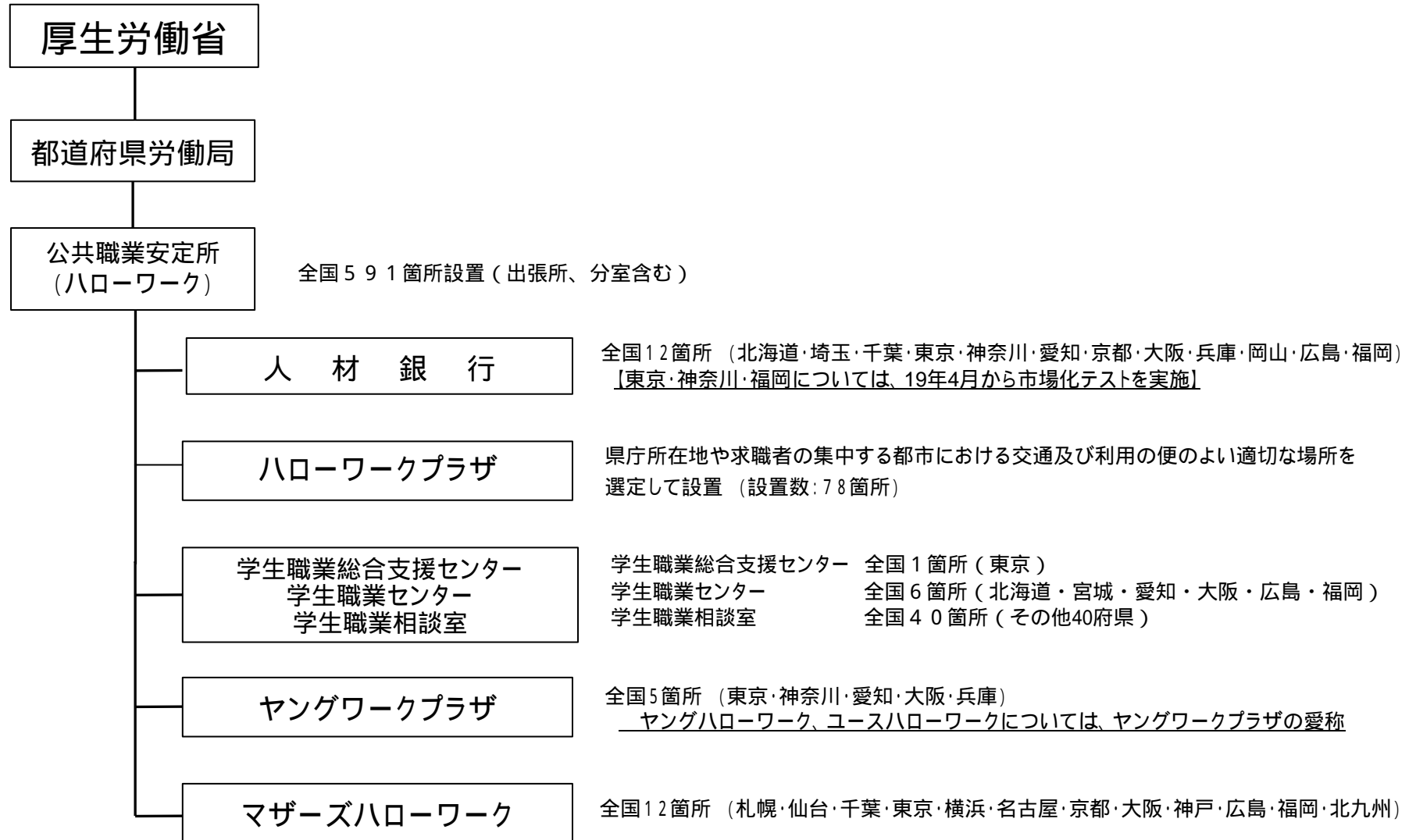
## 2 . 職業紹介業務と雇用保険業務の流れ



(注) の部分が、特に職業紹介と雇用保険の連携のメリットが生ずる部分。  
 の部分を一体的に行うことにより、雇用保険の濫給を防止できる。

# 3 . 業務実施体制

## ( 1 ) 職業安定行政機関図



設置数については、平成18年4月1日時点

## (2) ハローワーク付属施設

### 人材銀行

管理的職業、専門的・技術的職業に係る求人と求職に特化した自己完結型の職業紹介を行うもの。

### ハローワークプラザ

求職者の利便性の高い地域に設置することにより、求職者が適切な環境の中で、職業紹介、職業相談等を行うもの。

### 学生職業総合支援センター・学生職業センター・学生職業相談室

大学(大学院を含む)、短大、高等専門学校及び専修学校の新卒者等を対象に、職業紹介、職業相談等を行うもの。

### ヤングワークプラザ

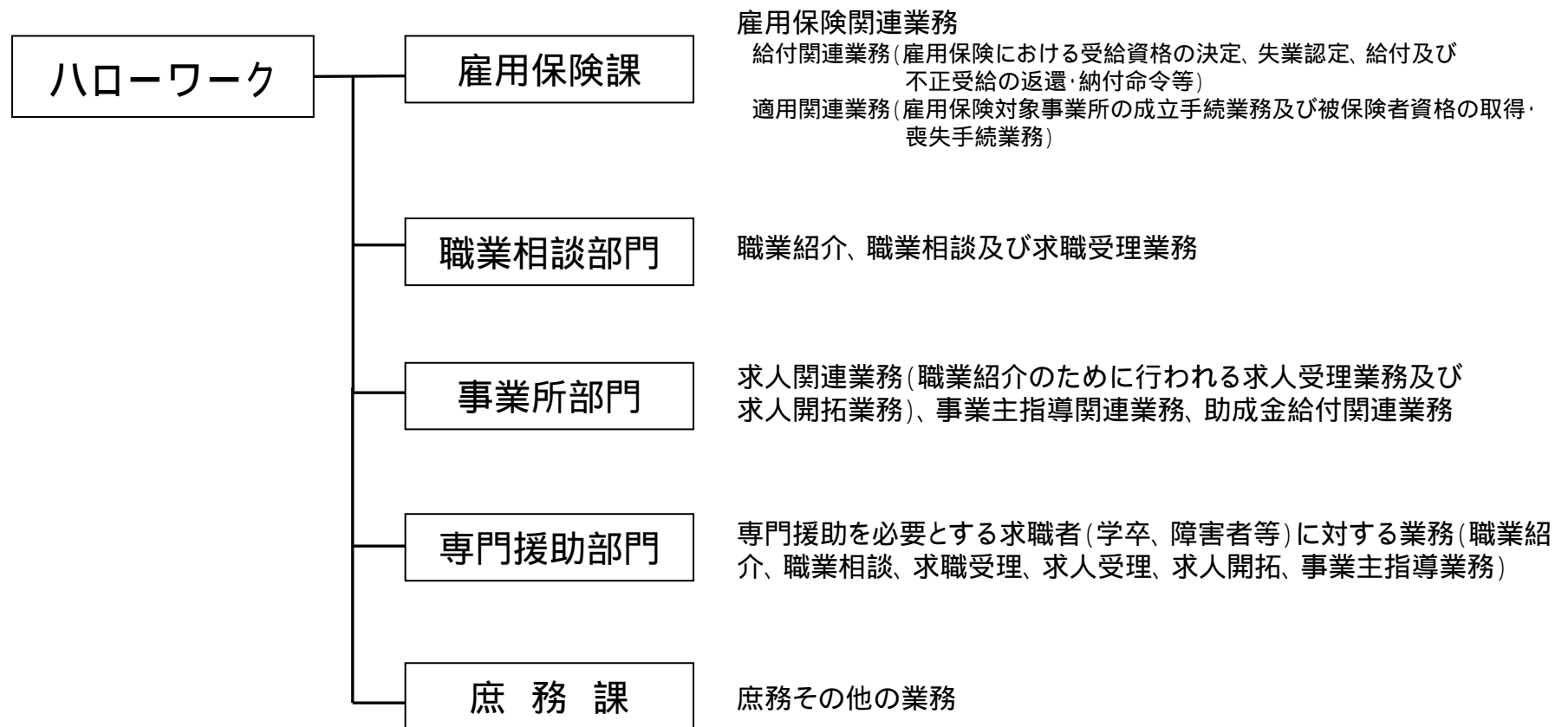
若年失業者を対象に、円滑な就職促進を図るため、職業紹介、職業相談等を個別指導方式により行うもの。

ヤングハローワーク、ユースハローワークについては、ヤングワークプラザの愛称

### マザーズハローワーク

女性が様々な領域で活躍できるよう子育て女性等の再就職の促進を図るため、職業紹介、職業相談等についての総合的かつ一貫した支援を行うもの。

### ( 3 ) ハローワークの内部組織図 ( 中規模所例 )



(注) 人材銀行・ハローワークプラザ・ヤングワークプラザ・マザーズハローワークは、職業相談部門及び事業所部門に属する機関であり、学生職業総合支援センター・学生職業センター・学生職業相談室は、専門援助部門に属する機関である。



## 4 . ハローワークの業務に関連する指標について

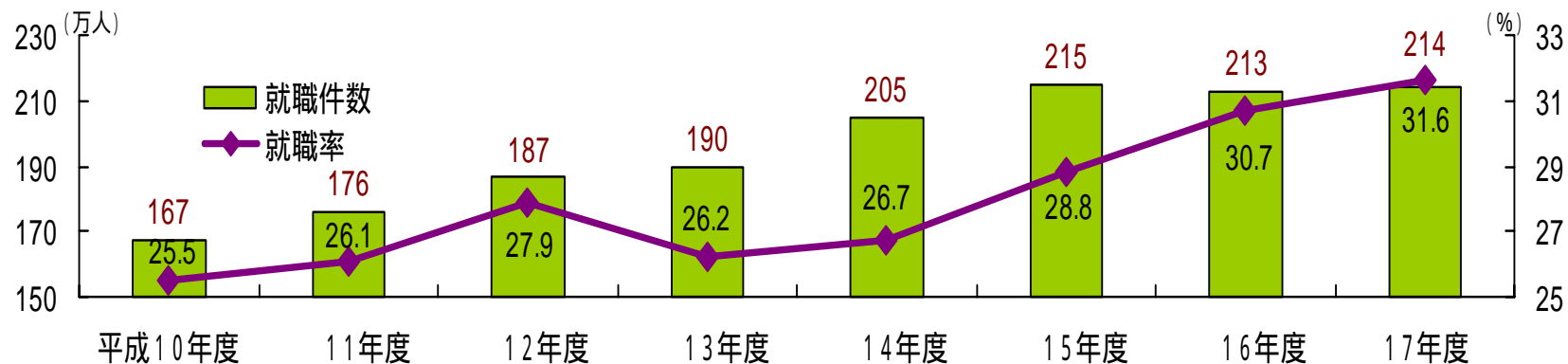
### ( 1 ) ハローワークの就職率

平成 1 6 年度の実績は 3 0 . 7 %

平成 1 7 年度の目標は 3 2 % 程度

平成 1 7 年度の実績は 3 1 . 6 %

平成 1 8 年度は 3 2 % 以上を目標に



### ( 2 ) 雇用保険受給資格者のうち早期再就職者の割合

雇用保険の受給期間を 2 / 3 以上残して就職する者の割合

平成 1 6 年度の実績 1 3 . 6 %

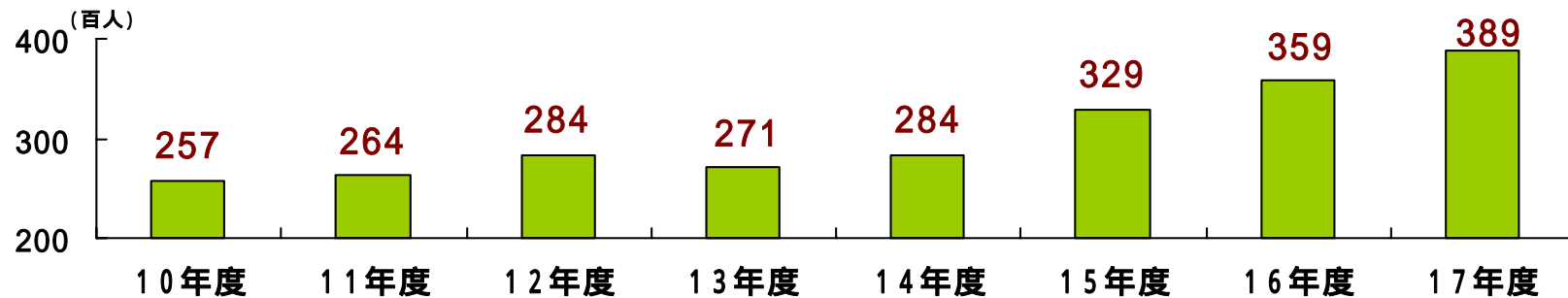
平成 1 7 年度の目標 1 5 %

平成 1 7 年度の実績 1 4 . 0 %

平成 1 8 年度は 1 6 % を目標に

### (3) 障害者の就職件数

平成16年度の実績 35,871人(前年度比伸び率 +9.1%)  
平成17年度の目標 対前年度伸び率と同水準の伸び率(9.1%)以上  
平成17年度の実績 38,882人(前年度比伸び率 +8.4%)  
平成18年度の目標 平成17年度の実績と比較して2,500件の増加を目指す。  
(就職件数 41,382人に相当)



### (4) フリーターの常用雇用者数

フリーターの常用雇用者数の実績 12.2万人( )  
フリーター20万人常用雇用化プラン(計画期間:平成17年5月~平成18年4月)のうち、ハローワークによる常用就職支援事業の実績。  
平成18年度の目標 12.7万人( )  
フリーター25万人の常用雇用化を目標としており、そのうちのハローワークによる常用就職支援事業の目標。

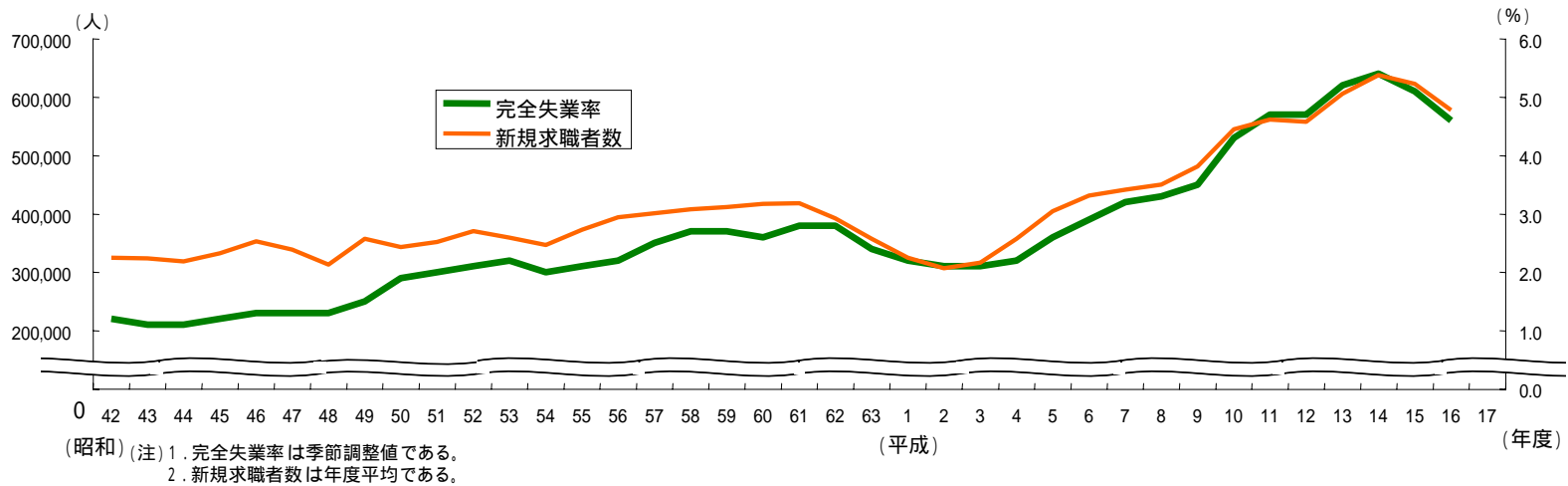
( 5 ) 平成 1 7 年度ハローワーク関係予算 ( 人件費、事業費等 )

約 1 , 9 0 0 億円

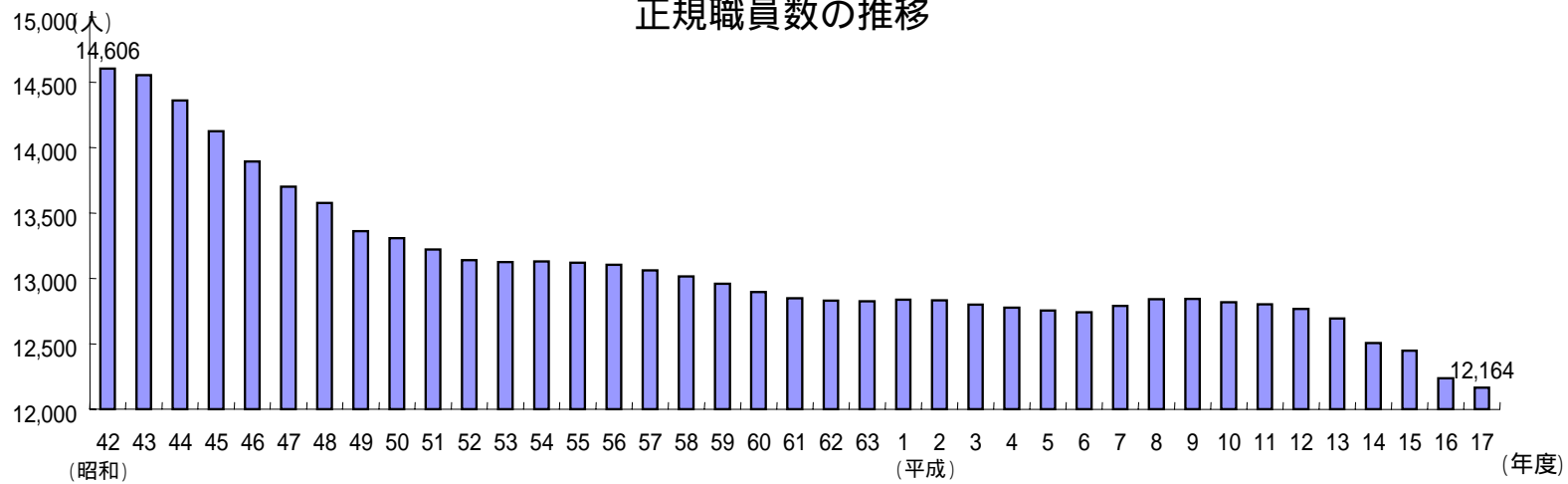
( 6 ) 平成 1 7 年度ハローワーク関係従事者数

正規職員	1 2 , 1 6 4 人
非常勤職員	1 1 , 3 1 1 人

# 完全失業率及び新規求職者数の推移



## 正規職員数の推移



## 5 . ハローワーク業務の市場化テストについて

### ( 1 ) 今回の民間要望に対する基本的考え方

ハローワークが全国ネットワークで行う無料職業紹介事業及び雇用保険事業については、以下のとおり、そもそも市場化テストの対象にはできない。

**ILO第88号条約では、国の指揮監督の下で、公務員が従事する全国的体系の職業安定機関を設けることが義務づけられており、同条約を批准している我が国としては、これを民間委託することは不可能であること。**

ILO第88号条約

- ・「職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される。」(第2条)
- ・「職業安定組織の職員は、…公務員でなければならない。」(第9条)

ILO条約勧告適用専門家委員会委員の横田洋三氏(中央大学法科大学院教授)は、職業紹介、求人受理、求職受理の民間委託は条約違反との見解。

**雇用保険制度の健全な運営のためには、保険者たる国自ら雇用保険と職業紹介を一体的に実施し、受給者の就職の意思を厳正に確認することが不可欠であること。**

- 現に、欧米主要国においても、公的機関が雇用(失業)保険と職業紹介を一体的に実施しており、特にイギリスでは、1974年に両事業を切り離れたところ、濫給が生じたため、サッチャー政権時代の1986年に再び両事業を統合し、翌年には受給者が96万人から68万人に減少した経緯がある。 -
- また、1994年に取りまとめられた「OECD雇用戦略」(Jobs Strategy)において、「職業紹介・相談、失業給付の支給及び雇用対策の管理の3つの基本的機能は統合されるべき」との勧告がなされており、2006年6月に改訂された最新版の「OECD雇用戦略」においても、この勧告が示されているところである。 -

年齢制限の撤廃、男女差別求人の是正等の求人条件指導を職業紹介のための求人受理の際に併せ実施すること、障害者雇用率の達成、高齢者等の雇用促進等の事業主指導を職業紹介とセットで行うことが国による事業主指導を実効あらしめるために必要不可欠であること。

民間の職業紹介事業者にとって、求人・求職情報は、競争力の源となる営業上の資源であり、包括的な民間委託により、一部の民間事業者に国の保有する情報の使用を認めた場合、系列の職業紹介事業者等への誘導、他の営利目的の事業への流用等が懸念され、他の民間事業者は競争上極めて不利な立場に立ち、民間事業者間の公正・公平な市場競争を著しく阻害すること。

民間の職業紹介事業についてのこれまでの規制改革については、労使、学識経験者ともに、国による全国的ネットワークの無料職業紹介事業の存在を前提として、これに賛成ないし容認してきたところ。

中小企業や地方はハローワークによる公的な職業紹介に強く依存しており、ハローワークの求人のうち約4割はインターネット上での非公的部門への一般公開を望まない企業からのものである。

## ( 2 ) 市場化テストの導入可否に関する仕分け

### 求人開拓事業

現下の雇用失業情勢は、引き続き改善しつつあるものの、依然求人情勢が厳しい地域にあっては引き続き求人を量的に確保するための求人開拓を推進するもの。

【仕分けの考え方】

I L O 条約 ( 第 6 条 ( a ) ( ) ) により求人受理は職業安定組織において行うこととされている。  
求人開拓事業はその前段階である求人確保に限定することにより、市場化テストを導入。

### キャリア交流プラザ事業

中高年ホワイトカラー求職者、壮年技術者及び中高年長期失業者を登録制により対象として、求職活動に有用な知識等の付与、経験交流、キャリアコンサルティング等を集中的に実施し、これらの者の再就職の促進を図るもの。

【仕分けの考え方】

I L O 条約 ( 第 6 条 ( a ) ( ) 及び ( ) ) により職業紹介や求人受理は職業安定組織において行うこととされている。キャリア交流事業ではこれらの業務を実施していないことから、市場化テストを導入。

### 人材銀行事業

公共職業安定所の一機関として、管理的職業、専門的・技術的職業に係る求人と求職に特化した自己完結型の職業紹介を行うもの。

【仕分けの考え方】

人材銀行事業は、職業紹介を実施しているものの、他のハローワークとの全国的ネットワークを構成しない、自己完結型の事業であることから、文理上、I L O 条約の職業安定組織と異なるものと整理し、市場化テストを導入。

## ( 3 ) ハローワークの ( 2 ) 以外の付属施設の取扱い

ハローワークプラザ、マザーズハローワーク等の付属施設については、他のハローワークとの全国的ネットワークを構成し、I L O 条約上の職業安定組織であることから、市場化テストの対象とすることはできない。

## 6 . ハローワークの業務に係る主な関連法令

### 職業安定法(昭和22年法律第141号)

(法律の目的)

第一条 この法律は、雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)と相まつて、公共に奉仕する公共職業安定所その他の職業安定機関が関係行政庁又は関係団体の協力を得て職業紹介事業等を行うこと、職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割にかんがみその適正な運営を確保すること等により、各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与え、及び産業に必要な労働力を充足し、もつて職業の安定を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

(政府の行う業務)

第五条 政府は、第一条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- 一 労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図ること。
- 二 失業者に対し、職業に就く機会を与えるために、必要な政策を樹立し、その実施に努めること。
- 三 求職者に対し、迅速に、その能力に適合する職業に就くことをあつせんするため、及び求人者に対し、その必要とする労働力を充足するために、無料の職業紹介事業を行うこと。

四 (略)

五 求職者に対し、必要な職業指導を行うこと。

六 個人、団体、学校又は関係行政庁の協力を得て、公共職業安定所の業務の運営の改善向上を図ること。

七 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の規定によつて、給付を受けるべき者について、職業紹介又は職業指導を行い、雇用保険制度の健全な運用を図ること。

(公共職業安定所)

第八条 公共職業安定所は、職業紹介、職業指導、雇用保険その他この法律の目的を達成するために必要な業務を行い、無料で公共に奉仕する機関とする。

2 公共職業安定所長は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、所務をつかさどり、所属の職員を指揮監督する。



(求人又は求職の開拓等)

第十八条 公共職業安定所は、他の法律の規定に基づいて行うもののほか、厚生労働省令で定めるところにより、求職者に対しその能力に適合する職業に就く機会を与えるため、及び求人者に対しその必要とする労働力を確保することができるようにするために、必要な求人又は求職の開拓を行うものとする。

2 (略)

(公共職業訓練のあつせん)

第十九条 公共職業安定所は、求職者に対し、公共職業能力開発施設の行う職業訓練(職業能力開発総合大学の行うものを含む。)を受けることについてあつせんを行うものとする。

(職業指導の実施)

第二十二条 公共職業安定所は、身体又は精神に障害のある者、新たに職業に就こうとする者その他職業に就くについて特別の指導を加えることを必要とする者に対し、職業指導を行わなければならない。

(学生生徒等の職業紹介等)

第二十六条 公共職業安定所は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(以下「学校」という。)の学生若しくは生徒又は学校を卒業した者(政令で定める者を除く。以下「学生生徒等」という。)の職業紹介については、学校と協力して、学生生徒等に対し、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、職業指導を行い、及び公共職業安定所間の連絡により、学生生徒等に対して紹介することが適当と認められる限り多くの求人を開拓し、各学生生徒等の能力に適合した職業にあつせんするよう努めなければならない。

2・3 (略)

## 雇用保険法(昭和49年法律第116号)

(失業の認定)

第十五条 基本手当は、受給資格を有する者(次節から第四節までを除き、以下「受給資格者」という。)が失業している日(失業していることについての認定を受けた日に限る。以下この款において同じ。)について支給する。

2 前項の失業していることについての認定(以下この款において「失業の認定」という。)を受けようとする受給資格者は、離職後、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをしなければならない。

3・4 (略)

5 失業の認定は、厚生労働省令で定めるところにより、受給資格者が求人者に面接したこと、公共職業安定所その他の職業安定機関若しくは職業紹介事業者等から職業を紹介され、又は職業指導を受けたことその他求職活動を行つたことを確認して行うものとする。

## 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第66号)

(求人の開拓等)

第十三条 公共職業安定所は、高年齢者等の再就職の促進等を図るため、高年齢者等の雇用の機会が確保されるように求人の開拓等を行うとともに、高年齢者等に係る求人及び求職に関する情報を収集し、並びに高年齢者等である求職者及び事業主に対して提供するように努めるものとする。

(求人者等に対する指導及び援助)

第十四条 公共職業安定所は、高年齢者等にその能力に適合する職業を紹介するため必要があるときは、求人者に対して、年齢その他の求人の条件について指導するものとする。

2 公共職業安定所は、高年齢者等を雇用し、又は雇用しようとする者に対して、雇入れ、配置、作業の設備又は環境等高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、必要な助言その他の援助を行うことができる。

## 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)

(求人の開拓等)

第九条 公共職業安定所は、障害者の雇用の促進するため、障害者の求職に関する情報を収集し、事業主に対して当該情報の提供、障害者の雇入れの勧奨等を行うとともに、その内容が障害者の能力に適合する求人の開拓に努めるものとする。

(職業指導等)

第十一条 公共職業安定所は、障害者がその能力に適合する職業に就くことができるようにするため、適性検査を実施し、雇用情報を提供し、障害者に適応した職業指導を行う等必要な措置を講ずるものとする。

## C88 Employment Service Convention, 1948

### 職業安定組織の構成に関する条約(第88号)(日本は1953年10月20日に批准)

英 文	和 文
<p>Article 1</p> <p>1. Each Member of the International Labour Organisation for which this Convention is in force shall maintain or ensure the maintenance of a free public employment service.</p> <p>2. The essential duty of the employment service shall be to ensure, in co-operation where necessary with other public and private bodies concerned, the best possible organisation of the employment market as an integral part of the national programme for the achievement and maintenance of full employment and the development and use of productive resources.</p>	<p>第 一 条</p> <p>1 この条約の適用を受ける国際労働機関の加盟国は、無料の公共職業安定組織を維持し、又はその維持を確保しなければならない。</p> <p>2 職業安定組織の本来の任務は、必要な場合には他の公私の関係団体と協力して、完全雇用の達成及び維持並びに生産資源の開発及び利用のための国家的計画の不可分の一部として雇用市場を最もよく組織化することである。</p>
<p>Article 2</p> <p>The employment service shall consist of a national system of employment offices under the direction of a national authority.</p>	<p>第 二 条</p> <p>職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される。</p>

Article 3

1. The system shall comprise a network of local and, where appropriate, regional offices, sufficient in number to serve each geographical area of the country and conveniently located for employers and workers.

2. The organisation of the network shall:

(a) be reviewed - -

(i) whenever significant changes occur in the distribution of economic activity and of the working population, and

(ii) whenever the competent authority considers a review desirable to assess the experience gained during a period of experimental operation; and

(b) be revised whenever such review shows revision to be necessary.

第 三 条

1 その体系は、当該国の各地理的区域について十分な数であつて使用者及び労働者にとって便利な位置にある地区職業安定機関及び適当な場合には地方職業安定機関の網状組織から成る。

2 この網状組織の構成は、

(a) 次の場合には再検討しなければならない。

(i) 経済活動及び労働力人口の分布に重大な変化が起つた場合

(ii) 権限のある機関が、実験期間中に得た経験にかんがみて再検討が望ましいと認める場合

(b) 前記の再検討の結果改正を必要とする場合には、改正しなければならない。

<p>Article 4</p> <p>1. Suitable arrangements shall be made through advisory committees for the co-operation of representatives of employers and workers in the organisation and operation of the employment service and in the development of employment service policy.</p> <p>2. These arrangements shall provide for one or more national advisory committees and where necessary for regional and local committees.</p> <p>3. The representatives of employers and workers on these committees shall be appointed in equal numbers after consultation with representative organisations of employers and workers, where such organisations exist.</p>	<p>第 四 条</p> <p>1 職業安定組織の構成及び運営並びに職業安定業務に関する政策の立案について使用者及び労働者の代表者の協力を得るため、審議会を通じて適当な取極が行われなければならない。</p> <p>2 それらの取極においては、一又は二以上の中央の審議会並びに必要な場合には地方及び地区の審議会の設置を定めなければならない。</p> <p>3 それらの審議会における使用者及び労働者の代表者は、使用者及び労働者の代表的団体が存在する場合には、それらと協議の上それぞれ同数が任命されなければならない。</p>
<p>Article 5</p> <p>The general policy of the employment service in regard to referral of workers to available employment shall be developed after consultation of representatives of employers and workers through the advisory committees provided for in Article 4.</p>	<p>第 五 条</p> <p>職業安定組織の労働者に対する職業紹介についての一般的政策は、第四条に定める審議会を通じて使用者及び労働者の代表者に諮問した上で決定しなければならない。</p>

## Article 6

The employment service shall be so organised as to ensure effective recruitment and placement, and for this purpose shall:

(a) assist workers to find suitable employment and assist employers to find suitable workers, and more particularly shall, in accordance with rules framed on a national basis - -

(i) register applicants for employment, take note of their occupational qualifications, experience and desires, interview them for employment, evaluate if necessary their physical and vocational capacity, and assist them where appropriate to obtain vocational guidance or vocational training or retraining,

(ii) obtain from employers precise information on vacancies notified by them to the service and the requirements to be met by the workers whom they are seeking,

(iii) refer to available employment applicants with suitable skills and physical capacity,

(iv) refer applicants and vacancies from one employment office to another, in cases in which the applicants cannot be suitably placed or the vacancies suitably filled by the original office or in which other circumstances warrant such action;

## 第 六 条

職業安定組織は、効果的な募集及び斡旋を確保することができるように構成しなければならず、また、この目的のため、

(a) 労働者が適当な職業を見出すこと及び使用者が適当な労働者を見出すことを援助し、特に、全国的に適用される規程に従つて次のことを行わなければならない。

(i) 求職者を登録し、その者について、職業上の技能、経験及び希望を記録し、職業紹介のために面接し、必要な場合には、その肉体的及び職業的能力を評価し、並びに適当な場合にはその者が職業指導又は職業訓練若しくは職業再訓練を受けることを援助すること。

(ii) 使用者が職業安定機関に通告する求人及び使用者の求めている労働者の具備すべき要件について正確な情報を使用者から得ること。

(iii) 職業的及び肉体的能力を有する求職者を適当な職業に紹介すること。

(iv) 最初の職業安定機関が求職者を適当な職業に斡旋することができないか若しくは求人を適当に充足することができない場合又は他の適当な事由がある場合には、求職及び求人を他の職業安定機関に連絡すること。

<p>(b) take appropriate measures to--</p> <p>(i) facilitate occupational mobility with a view to adjusting the supply of labour to employment opportunities in the various occupations,</p> <p>(ii) facilitate geographical mobility with a view to assisting the movement of workers to areas with suitable employment opportunities,</p> <p>(iii) facilitate temporary transfers of workers from one area to another as a means of meeting temporary local maladjustments in the supply of or the demand for workers,</p> <p>(iv) facilitate any movement of workers from one country to another which may have been approved by the governments concerned;</p>	<p>(b) 次のことを行うため適当な措置を執らなければならない。</p> <p>(i) 労働力の供給を各種の職業における雇用機会に適應させるため職業間の移動を容易にすること。</p> <p>(ii) 適当な雇用機会のある地域への労働者の移動を援助するため地域間の移動をすること。</p> <p>(iii) 労働力の需要供給の一時的な地方的不均衡に應ずる手段として、一地域から他の地域への労働者の一時的移動を容易にすること。</p> <p>(iv) 関係政府の承認を得て行われる一国から他国への労働者の移動を容易にすること。</p>
---	--



<p>(c) collect and analyse, in co-operation where appropriate with other authorities and with management and trade unions, the fullest available information on the situation of the employment market and its probable evolution, both in the country as a whole and in the different industries, occupations and areas, and make such information available systematically and promptly to the public authorities, the employers' and workers' organisations concerned, and the general public;</p> <p>(d) co-operate in the administration of unemployment insurance and assistance and of other measures for the relief of the unemployed; and</p> <p>(e) assist, as necessary, other public and private bodies in social and economic planning calculated to ensure a favourable employment situation.</p>	<p>(c) 適当な場合には、他の公の機関、経営者及び労働組合と協力して、全国並びに各産業、各職業及び各地区における雇用市場の状況及び予想される発展に関するできる限り完全な情報を収集分析しなければならない。また、これを組織的且つ迅速に関係のある公の機関、使用者団体及び労働者団体並びに一般国民の利用に供さなければならない。</p> <p>(d) 失業保険、失業者扶助その他の失業者救済措置の実施について協力しなければならない。</p> <p>(e) 必要がある場合には、好ましい雇用状態を確保するための社会上及び経済上の計画の立案について他の公私の団体を援助しなければならない。</p>
---	---

<p>Article 7</p> <p>Measures shall be taken:</p> <p>(a) to facilitate within the various employment offices specialisation by occupations and by industries, such as agriculture and any other branch of activity in which such specialisation may be useful; and</p> <p>(b) to meet adequately the needs of particular categories of applicants for employment, such as disabled persons.</p>	<p>第七 条</p> <p>次のことを行うため措置を執らなければならない。</p> <p>(a) 職業別及び産業別による専門化を有益とする農業その他の活動部門については、各種の職業安定機関においてその専門化を促進すること。</p> <p>(b) 身体障害者のような特殊な種類の求職者の要求を十分に満たすこと。</p>
<p>Article 8</p> <p>Special arrangements for juveniles shall be initiated and developed within the framework of the employment and vocational guidance services.</p>	<p>第八 条</p> <p>職業安定及び職業指導の業務の範囲内において年少者に対する特別の措置を執り、且つ、発展させなければならない。</p>

<p>Article 9</p> <p>1. The staff of the employment service shall be composed of public officials whose status and conditions of service are such that they are independent of changes of government and of improper external influences and, subject to the needs of the service, are assured of stability of employment.</p> <p>2. Subject to any conditions for recruitment to the public service which may be prescribed by national laws or regulations, the staff of the employment service shall be recruited with sole regard to their qualifications for the performance of their duties.</p> <p>3. The means of ascertaining such qualifications shall be determined by the competent authority.</p> <p>4. The staff of the employment service shall be adequately trained for the performance of their duties.</p>	<p>第九条</p> <p>1 職業安定組織の職員は、分限及び勤務条件について、政府の更迭及び不当な外部からの影響と無関係であり、且つ、当該組織上の必要による場合を除く外、身分の安定を保障される公務員でなければならない。</p> <p>2 職業安定組織の職員は、国内の法令で定める公務員の採用に関する条件に従い、その任務の遂行に必要な資格を特に考慮して採用しなければならない。</p> <p>3 前記の資格を認定する方法は、権限のある機関が決定する。</p> <p>4 職業安定組織の職員は、その任務の遂行のため適当な訓練を受けなければならない。</p>
--	---

## 7. 参考資料

### - ハローワークと民間事業者との違い -

民間事業者とハローワークの役割には大きな差異があり、民間事業者は、ハローワークによるセーフティネットの存在を前提として、それぞれの得意分野で発展してきたところである。よって、民間事業者の発展によって、ハローワークのセーフティネットとしての役割が変わるものではない。

#### (1) 対象職種等

民間の有料職業紹介事業者は、ホワイトカラー系の職業を中心に取り扱う事業所、求職者を登録し短期紹介を基本とする伝統的な民間職業紹介事業所に大きく二分される。【参考1】

「伝統的な民間職業紹介事業所」では、限られた職種に特化した事業を行ってきており、従来よりハローワークとは異なる機能を果たしてきた。

また、「ホワイトカラー系の職業を中心に取り扱う事業所」についても、次のようなハローワークとの差異があり、実態的な「棲み分け」が行われている。

#### ア 対象求職者の違い

民間事業者は、在職者を中心としたマッチングを行っており、求職者のうち約7割は在職者となっている。【参考2】

これに対しハローワークでは、離職者中心の職業紹介を行っており、新規求職者に占める在職者の比率は約16%に過ぎない。(雇用保険受給者は、新規求職者のうち約36%) (1)

#### イ コストの違い

民間事業者が求人企業から受け取る紹介手数料は、年収の2～3割、100～200万円が中心であり、専門的・技術的職業、管理的職業の平均紹介手数料額は100万円超である。(2)

これに対し、ハローワークは、求人企業に対しても無料でサービスを提供しており、就職1件当たりのコストは、障害者・高齢者等の就職が困難な者に係る経費を含めても約8万円(3)となっている。

### 【参考1】 有料職業紹介事業の2大形態

#### ホワイトカラー系の職業を中心に扱う事業所

対象とする職種は、専門的・技術的職業、管理的職業等であり、紹介手数料は、年収の2～3割、100～200万円が中心である。また、労働者派遣事業等を兼業するものが多く、紹介予定派遣の形態での職業紹介が一定割合存在する。( 2)

#### 求職者を登録し短期紹介を基本とする伝統的な民間職業紹介事業所

対象とする職種は、家政婦、配膳人、マネキン、調理師、モデル等、短期的雇用を反復するものが中心であり、紹介手数料は、1ヶ月当たり、賃金の10～15%が中心である。( 2)

( 1)平成16年度総合的雇用情報システム集計

( 2)厚生労働省「労働力需給制度に関するアンケート調査」(平成17年11～12月実施)

( 3)厚生労働省推計(経費の算定に当たっては、職業紹介事業に係る人件費、システム経費等の運営費に加え、国有財産の安定所施設についても、民間ビルの安定所施設の賃借料を基に経費を試算の上加算している。)

## (2) 民間事業者が入職経路に占める割合

以下のとおり、ハローワークが担う「職業紹介」と同じ形態で需給調整を行う民間事業者による入職経路は1.6%にすぎない。

(入職経路割合)( 1)

合計	ハローワーク	民間事業者	学校( 2)	広告	縁故	出向	出向復帰	その他
100.0%	20.3%	1.6%	7.3%	33.5%	23.5%	1.8%	0.4%	11.7%

( 1)資料出所:平成16年雇用動向調査(厚生労働省)

( 2)「学校」を経由する就職には、安定所が関与する「新規学校卒業者」分が含まれている。

## 【参考2】

### 民間職業紹介事業者の実態について

(社)日本人材紹介事業協会からのヒアリング概要(18年4月7日)

#### 1. 手数料

- (1) 我々の実感としては、民間事業者が取り扱うホワイトカラー求人・求職については、年収600万円が平均値であり、紹介手数料は年収の20～30%、150～180万程度である。
- (2) 事務的職業の就職者3万人の中には、テンプ・トゥー・パーム(紹介予定派遣)が1万人くらい含まれていると言われている。テンプ・トゥー・パームの紹介1件当たりの手数料は50万程度とされている。
- (3) ホワイトカラー系として分類されるもののうち、専門的・技術的職業については、短期雇用を反復する看護師等が多数含まれており、これらの一件当たりの紹介手数料は20万と安く、手数料全体の平均を引き下げている。
- (4) 販売の職業には、短期反復雇用のマネキンが多数含まれており、これも平均の引き下げ要因である。

#### 2. 求職者

- (1) 民間事業者が取り扱う求職者の中心は在職者であり、在職中の方が、もっと賃金や労働条件の良い会社を求めて転職する際に支援するというのが一般的な形態である。  
人材協会員の中で、大手と言われる事業者3社(この3社で国内シェアの19.20%を持っている。)にヒアリングを行ったところ、在職求職者の比率は69～75%であった。(A社75.3%、B社75.9%、C社69%)
- (2) 在職者の人は、今の会社より給料が良くなければ取返して転職などしない。よって、当然のことであるが、転職後の賃金は上昇する。  
一旦失業した場合は、かつてどれほどの高給取りであったとしても今は給料ゼロであるのだから、転職の結果、前職賃金を下回ることが往々にしてある。
- (3) 求職者の方々をなるべく失業状態を経ない形で転職できるように支援するのが、民間事業者の一つの役割だと考えている。

#### 3. 業態等

- (1) 平成12年以降、派遣業者が紹介事業も許可取得するというケースが増えてきている。事務職、販売職を中心にテンプ・トゥー・パームをするため、紹介事業を新規取得する業者のうち7割以上が派遣事業者である。
- (2) 民間業者であっても、結果としてマッチングがうまくいかない方もいるので、そういう方には「安定所にも行ってください。」と指導している。また、そもそも「うちの求人案件に合わないな」という求職者には、求職受理の段階から、安定所も利用するように言っている。

# 資料 2

モデル事業を実施した事業について  
(若年版キャリア交流プラザ)

## 若年者版キャリア交流プラザ事業（モデル事業）について

### 1 事業概要

的確、円滑な就職のための支援の必要性が高い若年求職者を対象として、求職活動に有用な知識等の付与、経験交流、キャリアコンサルティング等職業紹介事業を含む一連の幅広い就職支援に関わる事業を集中的に実施し、これらの者の再就職の促進を図るもの。

実施場所 1カ所（大阪）

事業の実施期間

【17年度】 平成17年6月～平成18年5月まで（就職状況のフォローアップについては18年9月まで実施）

【18年度】 平成18年6月～平成19年5月まで（就職状況のフォローアップについては19年9月まで実施）

### 2 実績

（平成18年7月末現在）

支援対象者数（人）	就職者数（人）	就職率（％）
1,436	499	34.7

平成17年6月～平成18年5月までの支援対象者に係る就職者数（受託事業者からの報告による）

### 3 人員体制（スタッフ数（常駐））

8名（平成17年度受託事業者）

6名（平成18年度受託事業者）

### 4 委託費

70,350,000円（ ）（平成17年度受託事業者）

36,033,900円 （平成18年度受託事業者）

若年者版キャリア交流プラザ事業については、17年度からの事業であるため、委託費には備品等の購入経費を含む。

### 5 若年者版キャリア交流プラザ事業の市場化テストについて

若年者版キャリア交流プラザ事業については、17年度よりモデル事業として始めた新規事業であり、比較対象となる国直営事業がないことから、官民比較が困難であり、市場化テストの対象としないものである。



# 資料 3-1

特別会計改革の対象業務について  
(雇用保険三事業)

# 雇用保険三事業の見直しについて

行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)(抄)

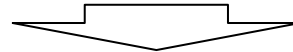
原則として純粋な保険給付事業に限り本特別会計にて経理するものとし、労働福祉事業及び雇用保険3事業については、廃止も含め徹底的な見直しを行うものとする。

## 検討結果

費用負担者である事業主の団体(日本経団連、日商、全国中央会)の参画により、雇用保険三事業見直し検討会を開催。失業等給付の事業に資する観点から個別の事業ごとに精査。

<見直し検討会報告>

- かつて勤労者福祉施設の整備等を行っていた雇用福祉事業は、事業類型としては廃止することが適当。また、雇用安定事業及び能力開発事業についても、事業の廃止又は見直し等徹底した整理合理化が必要。



- 既存事業については、現在の経済情勢や雇用・失業情勢を前提とすると少なくとも平年度で750～800億円(概ね保険料率0.5/1000に相当)以上の予算額の削減が可能と考えられる。

三事業に係る保険料率は3.5/1000。雇用安定資金が一定程度に達すると3.5/1000 3.0/1000。



## 概算要求への反映

平成18年度予算額 4,167億円 平成19年度概算要求額 3,625億円 ( 542億円 ( 13.0% ) )

雇用福祉事業は、暫定的・経過的なものを除き要求せず(18年度予算額873億円 19年度概算要求額64億円)。

なお、平成18年度に実施している事業の廃止等に伴う経過措置に係る要求額は約500億円程度であり、平年度ベースでは1,000億円程度の削減が可能となる要求となっている。

# 資料 3-2

特別会計改革の対象業務について  
(労働福祉事業)

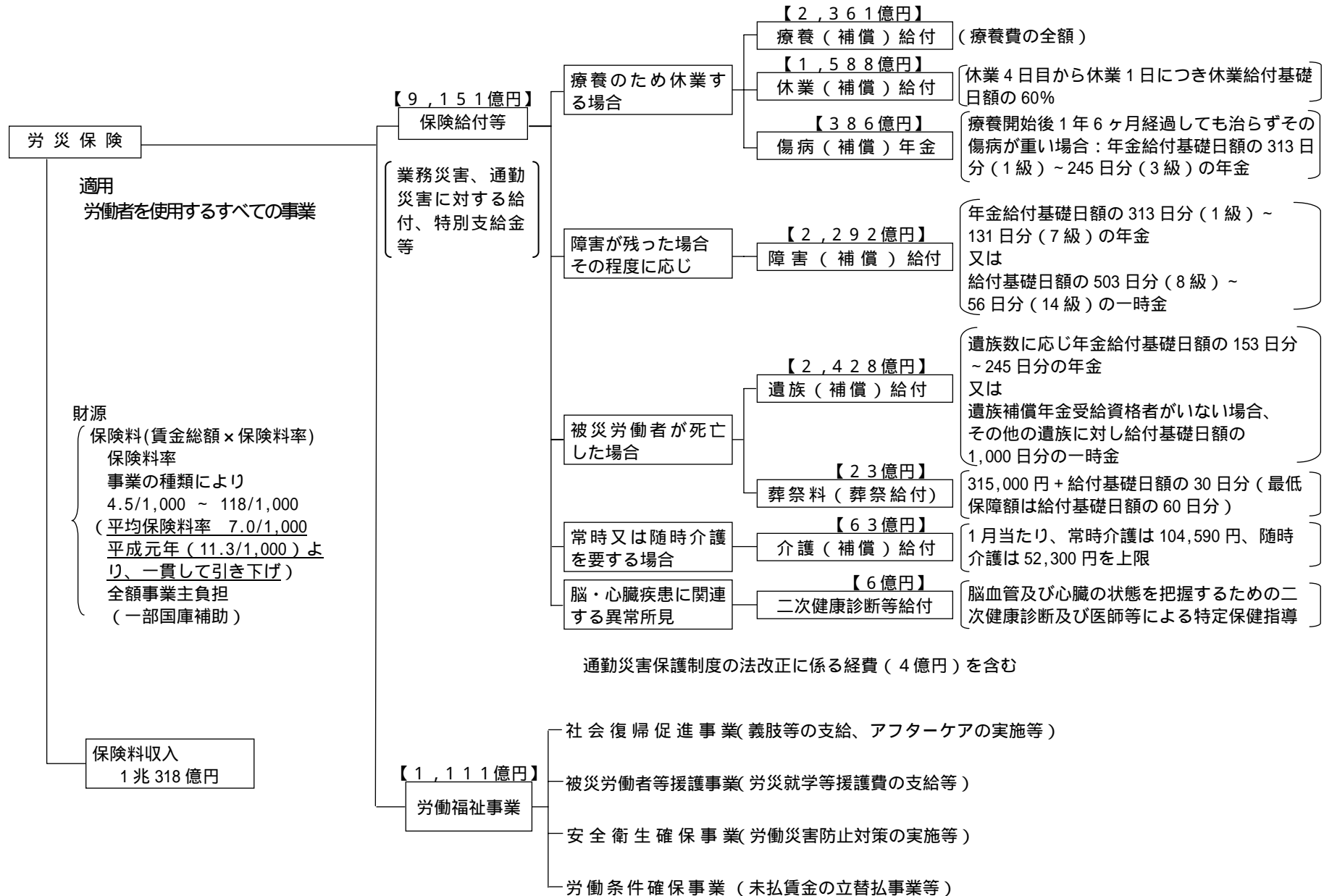
## 労働者災害補償保険制度とは

労災保険は労働者の業務災害及び通勤災害に対して迅速かつ公正な保護をするために保険給付を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、適正な労働条件の確保等を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている。

これに要する費用は、原則として事業主の負担する保険料によってまかなわれ、労働保険特別会計労災勘定によって経理されている。

なお、労働者の業務災害については、使用者は労働基準法に基づく災害補償責任を負っているが、同法の災害補償に相当する労災保険給付が行われる場合には、この責任は免除され、労災保険が実質的に事業主の災害補償責任を担保する役割を果たしている。

# 労働者災害補償保険制度の概要（平成18年度予算）



# 労働福祉事業について

## 労働福祉事業とは

被災労働者の社会復帰の支援等労働者及びその遺族の福祉の増進を図る事業

## 事業内容

### 社会復帰促進事業      援護事業

義肢・車いす等の支給

後遺障害に対するアフターケアの実施(神経系統の障害を持つ者への定期検診等)

遺児に対する就学費用の支給

等

### 安全衛生確保事業

アスベスト対策(退職者の健康診断、事業者に対する講習等)

過重労働・メンタルヘルス対策(産業医の講習、管理監督者等への研修等)

等

### 労働条件確保事業

勤労者財産形成促進制度に係る補助

(勤労者に対し財形貯蓄を支援するため給付金を支払う事業主に対して助成金を支給する等を実施)

未払賃金立替払事業(事業主が倒産し、未払賃金がある場合、政府が代わりに弁済)

等

## 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)(抄)

- 第二十九条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族の福祉の増進を図るため、労働福祉事業として、次の事業を行うことができる。
- 一 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被つた労働者(次号において「被災労働者」という。)の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
  - 二 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
  - 三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保のために必要な事業
  - 四 賃金の支払の確保、労働条件に係る事項の管理に関する事業主に対する指導及び援助その他適正な労働条件の確保を図るために必要な事業
- 2 前項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は、厚生労働省令で定める。
- 3 政府は、第一項の労働福祉事業のうち、独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成十四年法律第百七十一号)第十二条第一項に掲げるものを独立行政法労働者健康福祉機構に行わせるものとする。

# これまでの労災保険制度の見直しの実施状況

## 1 事業主等の関与による見直しの実施

- (1) 費用負担者への説明責任を徹底
  - ・ 保険料負担者である事業主の代表（日本経団連、日商等）と予算等について定期的に意見交換する懇談会を平成2年より開催
  - ・ 保険料率を含め重要事項は公労使で構成される審議会で決定
- (2) 労働福祉事業の各事業につき成果目標の設定などにより事業の継続的見直し（設定された成果目標について評価を行い、目標管理を徹底。平成17年度から実施）

## 2 これまでの具体的成果

- (1) 休養施設及び労災保険会館は平成17年度末で既に全廃（7箇所 0箇所）
- (2) 労災病院を整理・統合（37 30。平成19年度末まで）
- (3) 労働福祉事業費 1,765億円（平成9年度予算） 1,111億円（平成18年度予算）（37%減）

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
労働福祉事業費 （億円）	1,765	1,764	1,604	1,534	1,508	1,431	1,383	1,284	1,222	1,111

- (4) 労災保険料率は、労災防止対策の実施、効率化の努力等による支出の抑制により、一貫して引下げ。  
（平成18年度も引下げ）

事業主の負担を大きく軽減

平成元年度 1.13%      平成18年度 0.70%



# 現在検討中の労働福祉事業の見直しについて

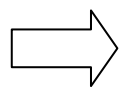
行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)(抄)

原則として純粋な保険給付事業に限り本特別会計にて経理するものとし、労働福祉事業及び雇用保険3事業については、廃止も含め徹底的な見直しを行うものとする。

## 対応状況

費用負担者である事業主団体(日本経団連、日商、全国中央会)の参画により、「労働福祉事業見直し検討会」を開催。

新たな事業を労災保険にふさわしいものに限定して、個別事業を精査しているところ。



今後、労働者側等も含めた労働政策審議会において意見をとりまとめ、次期通常国会に所要の改正法案を提出する予定。

## 概算要求への反映

平成18年度予算額 1,111億円      平成19年度概算要求額 1,038億円( 7%)

## 労働福祉事業の実施主体について

労働福祉事業については、各事業の内容及び性質に照らして、国の行政機関等が自ら実施する必要があるか否かの観点等を踏まえ、実施主体を決定しているところ。

労働福祉事業のうち、調査研究事業については、調査内容について実施主体の裁量が大きくないことから、会計法令に基づく競争入札を実施して民間機関に委託しており、その民間機関に対する監督等についても会計法令に基づく監督等を実施しているところである。

### 例

#### 実施主体が国等である事業

- ・ 義肢・車いす等の支給
- ・ 後遺障害に対するアフターケアの実施(特定疾病に対するアフターケア事業)

#### 実施主体が民間機関である事業

- ・ 石綿による疾病に関する症例収集及び分析
- ・ タクシー運転者の長時間労働と賃金との関係についての調査研究

(参考)

## 行政改革の重要方針(抄)

平成17年12月24日  
閣議決定

### 3 特別会計改革

労働保険特別会計については、原則として純粋な保険給付事業に限り本特別会計にて経理するものとし、労働福祉事業及び雇用保険事業については、廃止も含め徹底的な見直しを行うものとする。また、失業給付事業における国庫負担の在り方については、廃止を含め検討するものとする。

## 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の 推進に関する法律(抄)

(労働保険特別会計に係る見直し)

第二十三条 労働保険特別会計において経理される事業は、労災保険法の規定による保険給付に係る事業及び雇用保険法の規定による失業等給付に係る事業に限ることを基本とし、労災保険法の規定による労働福祉事業並びに雇用保険法の規定による雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業については、廃止を含めた見直しを行うものとする。

2 雇用保険法第六十六条の規定による国庫負担(失業等給付に係るものに限る。)の在り方については、廃止を含めて検討するものとする。

# 資料 4-1

「国の行政機関の定員の純減について」の対象業務について

(ハローワーク関係)

## ハローワーク関係業務における定員純減について

### 1 定員純減の内訳

「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年6月30日閣議決定）において民間委託等の推進を求められている業務のうち、職業紹介・職業相談関係業務については、以下の通り外部委託化を進めることとしている。

市場化テストによる外部委託化	
・人材銀行事業	21人
・キャリア交流プラザ事業（ ）	0人
・求人開拓事業	100人
キャリア交流プラザ事業は、非常勤職員のみ全国で50人	
定型的な相談・問い合わせへの対応・案内（職業紹介関連）	258人
大都市部における集団セミナー・演習	22人
計	501人

### 2 定員純減のスケジュール

#### 【平成19年度】

市場化テストによる外部委託化 10人  
定型的な相談・問い合わせへの対応・案内（職業紹介関連） 87人

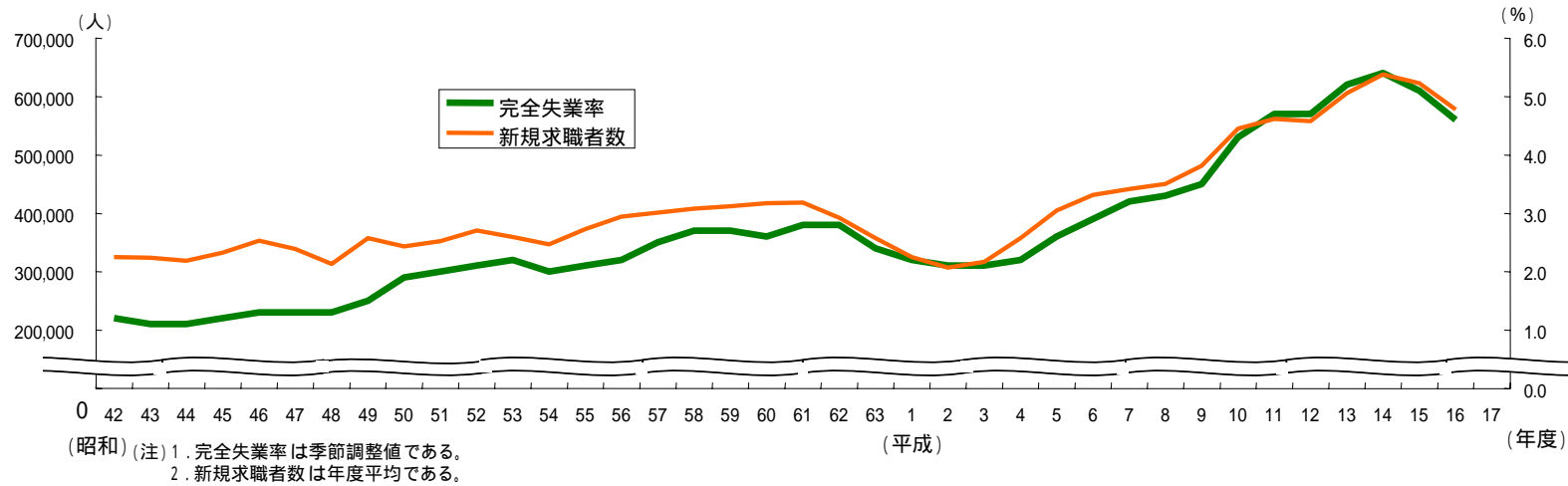
平成20年度以降は、随時検討。

### 3 一部の業務について、市場化テストの対象としない理由

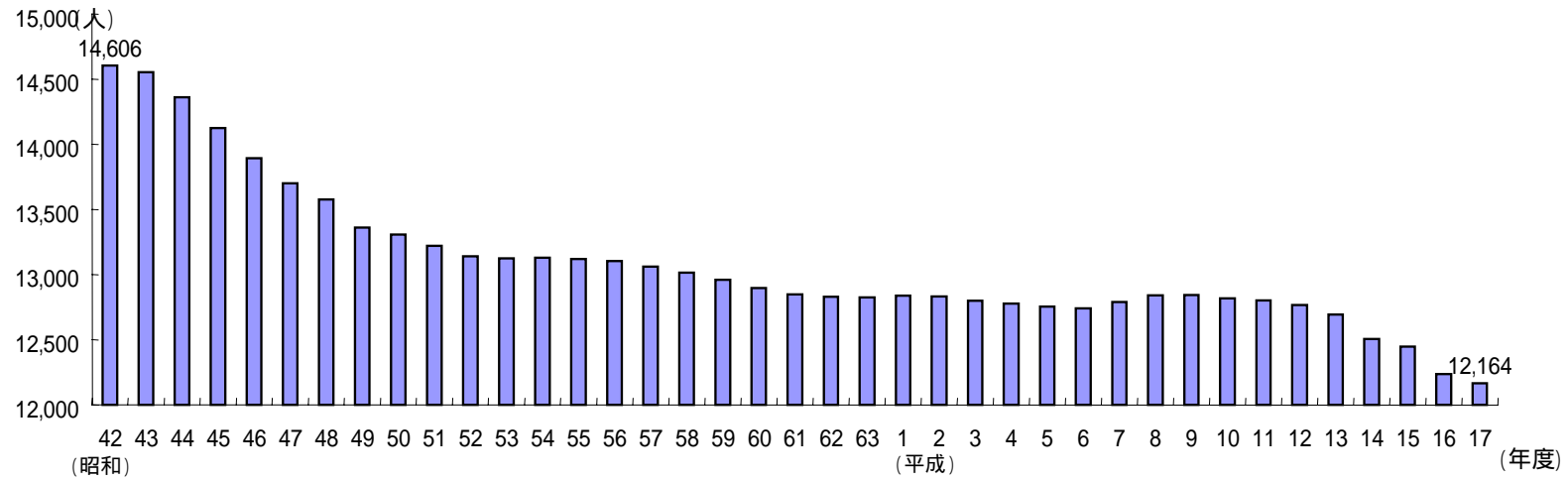
「定型的な相談・問い合わせへの対応・案内」については、実施主体がその業務の実施に当たり創意と工夫を行う余地の少ない定型的業務であり、「公共サービス改革基本方針」（平成18年9月5日閣議決定）において官民競争入札又は民間競争入札の対象とする公共サービスの選定基準として示されている「業務の質の維持向上及び経費の削減を図る上で、実施主体の創意と工夫を適切に反映させる必要性が高い業務」に該当しないことから、市場化テストの対象とはしないものである。

「大都市部における集団セミナー・演習」については、従前より既に外部委託を行っている「失業等給付受給者に対する就職支援セミナー」と類似の業務であり、市場化テストの対象とはしないものである。

## 完全失業率及び新規求職者数の推移



## 職員数の推移



# 公共サービス改革基本方針（平成 18 年 9 月 5 日閣議決定）

## （抜粋）

### 第 2 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

#### 2 国の行政機関等が実施する公共サービスの改革

##### (1) 対象公共サービスの選定

##### イ 対象公共サービスの選定の考え方

（略）

特に、官民競争入札又は民間競争入札の対象とする公共サービスについては、広く国の行政機関等が実施する業務の中から、以下の ~ を踏まえ、個別具体的に業務の特性に配慮し、選定する。

業務の内容及び性質に照らして、必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない業務であるか否か

業務の質の維持向上及び経費の削減を図る上で、実施主体の創意と工夫を適切に反映させる必要性が高い業務であるか否か

会計法令（会計規程等を含む。以下同じ。）に基づき従来から実施されてきた入札手続に比し、より厳格な透明性・公正性を担保する入札手続（具体的には、実施要項における情報開示、実施要項の策定に当たっての監理委員会の関与等）により、透明・公正な競争を実施することが必要な業務であるか否か

民間事業者が当該業務を実施することとなった場合、その業務の公共性にかんがみ、従来から外部委託の対象とされてきた業務に比し、より厳格な監督等を行うことが必要であるか否か

国の行政機関等が入札に参加する意向を有しているか否か

国の行政機関等において、民間委託により業務を実施する際には、当該業務の内容に応じて、上記の ~ を踏まえ、民間競争入札の活用について検討する。

（以下、略）



## 資料 4-2

「国の行政機関の定員の純減について」  
の対象業務について  
(労働保険の適用・徴収業務)

# 労働保険の適用・徴収業務について

## 1 労働保険の概要

### (1) 労働保険とは

「労働保険」とは、労災保険(労働者災害補償保険)及び雇用保険を総称したものの。労働保険は、原則として、労働者を1人以上雇用するすべての事業に適用される。労働保険の適用事業数 約297万(平成17年度末)

### (2) 労働保険料

保険料は、原則として労災保険及び雇用保険一体の労働保険料として徴収。保険料額は、事業主が労働者に支払う賃金の総額に保険料率を乗じて算定。

労働保険料 = 事業全体の賃金総額 × 保険料率(雇用保険料率 + 労災保険料率)

〔 労災保険料率 事業の種類により、4.5 / 1,000 ~ 118 / 1,000  
雇用保険料率 19.5 / 1,000(一般の事業)、21.5 / 1,000  
(農林水産、清酒製造の事業)、22.5 / 1,000(建設の事業) 〕

労働保険料の負担は、以下のとおり。

労災保険 全額事業主負担

雇用保険 失業等給付部分は労使折半、雇用保険三事業部分は全額事業主負担

## 2 業務の概要

### (1) 労働保険の適用・徴収業務

**労働保険の保険関係成立届、名称、所在地等変更届等の審査・受理**  
事業主から提出された届出等を審査し、受理。

**労働保険料の申告書受理・審査・保険料の徴収**  
事業主から提出された申告書を受理・審査し、保険料を徴収。

#### **督促・滞納処分**

納付期限までに保険料が納付されない場合、督促。  
督促を受けた事業主が期限までに保険料等を払わない場合、財産調査を行い、差押え等の滞納処分を実施。

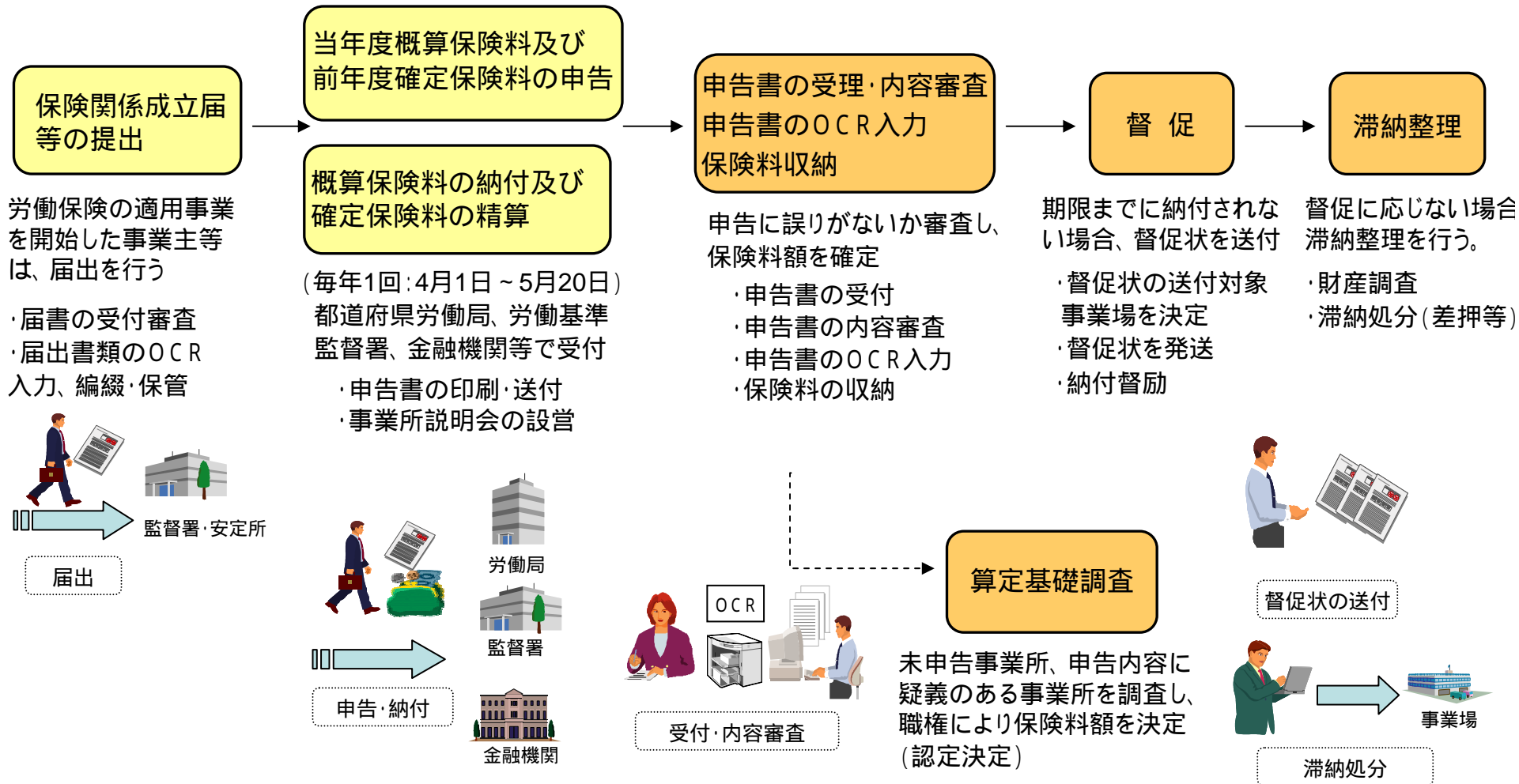
#### **算定基礎調査**

申告内容に疑義のある事業所等を調査し、職権により正しい保険料額を決定（認定決定）。

### (2) 雇用保険の適用業務

**雇用保険の被保険者資格取得届・喪失届等の審査・受理**  
事業主から提出された届出等を審査し、受理。

# 3 労働保険の適用・徴収の事務の流れ



**保険関係成立届等の提出**

労働保険の適用事業を開始した事業主等は、届出を行う

- ・届書の受付審査
- ・届出書類のOCR入力、編綴・保管

**当年度概算保険料及び前年度確定保険料の申告**

**概算保険料の納付及び確定保険料の精算**

(毎年1回:4月1日～5月20日)

都道府県労働局、労働基準監督署、金融機関等で受付

- ・申告書の印刷・送付
- ・事業所説明会の設営

**申告書の受理・内容審査  
申告書のOCR入力  
保険料収納**

申告に誤りがないか審査し、保険料額を確定

- ・申告書の受付
- ・申告書の内容審査
- ・申告書のOCR入力
- ・保険料の収納

**督促**

期限までに納付されない場合、督促状を送付

- ・督促状の送付対象事業場を決定
- ・督促状を発送
- ・納付督促

**滞納整理**

督促に応じない場合滞納整理を行う。

- ・財産調査
- ・滞納処分(差押等)

**算定基礎調査**

未申告事業所、申告内容に疑義のある事業所を調査し、職権により保険料額を決定(認定決定)

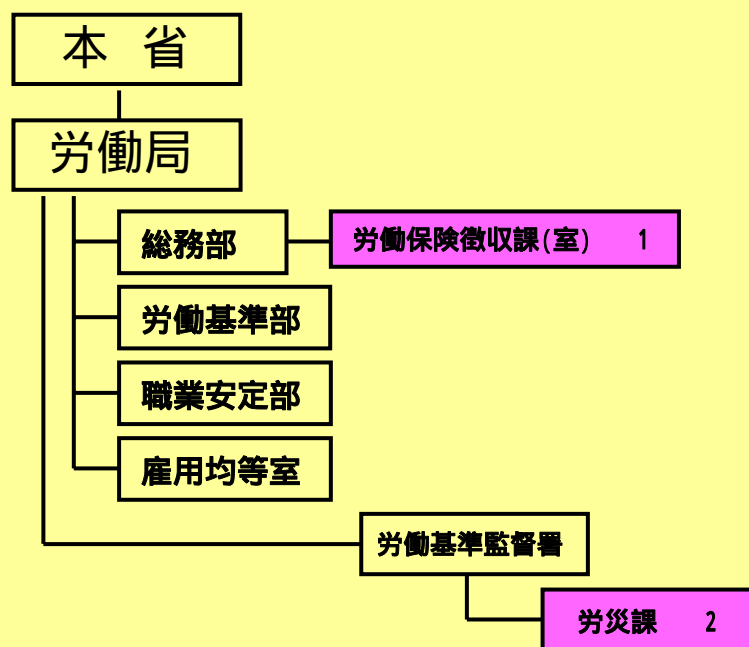
- ・調査対象事業所の選定
- ・調査の実施
- ・保険料額の決定、通知

印 公権力の行使に該当しない業務であるため外部委託を行うもの(予定も含む。)

## 4 業務実施体制

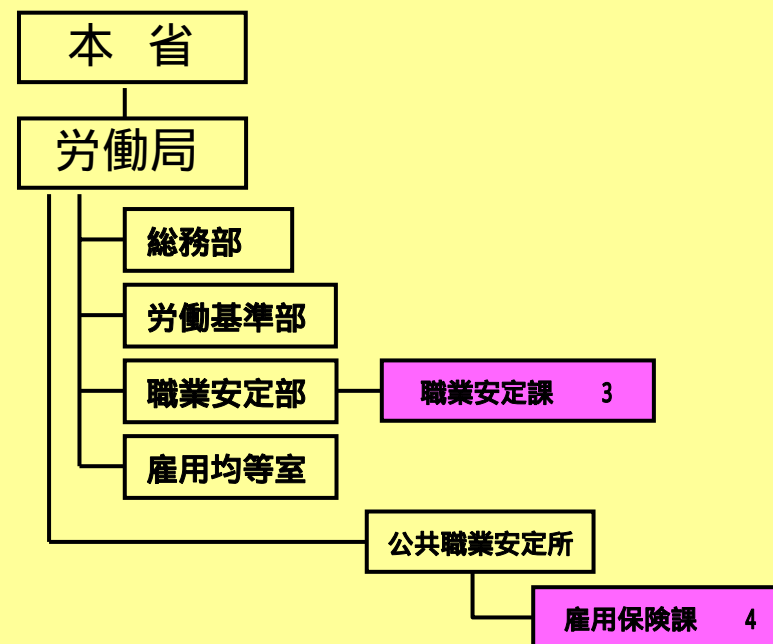
各都道府県労働局(47局)の労働保険適用・徴収担当課(室)及び雇用保険担当課並びに労働基準監督署及び公共職業安定所において、労働保険の適用・徴収業務又は雇用保険の適用業務を実施している。

### (1) 労働保険の適用・徴収業務(例)



- 1 労働保険徴収課(室)にて、事務組合関係業務及び適用関係業務について実施。
- 2 労働基準監督署の労災担当課においても保険関係の成立手続等の労働保険の適用関係を実施している。

### (2) 雇用保険の適用業務(例)



- 3 職業安定課にて、雇用保険関係業務について実施している。
- 4 雇用保険は、労災保険と異なり、被保険者種類の確認や短時間労働者などに対する適用の有無の確認が必要であり、被保険者ごとの資格取得・喪失等の手続が存在するため、公共職業安定所において、雇用保険独自の適用業務を行っている。

労働保険の適用・徴収業務又は雇用保険の適用業務を実施している部署

## 5 業務量に関する指標の実績

### (1) 業務指標関係(平成17年度)

#### 労働保険の適用・徴収関係

- ア 適用事業数: 297万事業
- イ 労働保険関係成立届 審査・受付件数(事務組合委託分を含む。): 34万件
- ウ 名称、所在地等変更届 審査・受付件数: 15万件
- エ 保険料申告書 審査・受付件数: 196万件
- オ 督促状発行件数: 27万件
- カ 算定基礎調査件数: 4万件
- キ 徴収決定済額: 4,069,378百万円
- ク 収納済歳入額: 3,982,442百万円
- ケ 収納率: 97.86%( / )

#### 雇用保険の適用関係

- ア 雇用保険被保険者資格取得者数: 775万件
- イ 雇用保険被保険者資格喪失者数: 771万件

## (2) 人員・予算(平成18年度)

### 労働保険の適用・徴収関係

#### ア 人員

##### 常勤職員

約1600人

(都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所において労働保険の適用・徴収業務に従事する職員数)

##### 非常勤職員

- ・ 約430人(労働保険事務組合関係の補助業務等に従事)
- ・ 約1万4千人日(年度更新申告が集中する時期に申告書受付業務等に従事)

#### イ 予算

約419億円

(労働保険料の徴収及び労働保険事務組合に関する事務に係る業務取扱費)

### 雇用保険の適用関係

#### ア 人員

##### 常勤職員

約900人

(公共職業安定所において雇用保険の適用業務に従事する職員数)

##### 非常勤職員

約400人(公共職業安定所において雇用保険の適用に係る補助業務等に従事)

## 6 外部委託を行うこととされている業務及びその実施時期等

### (1)外部委託を行うこととされている業務

労働保険の適用・徴収業務及び雇用保険の適用業務について、「国の行政機関の定員の純減について」(平成18年6月30日閣議決定)別紙において、民間委託することとされている業務は次のとおり。

#### 労働保険の適用・徴収業務関係

- ア 年度更新申告書のOCR入力業務
- イ 一般的な相談業務(電話での簡易・定型的な質問への回答・相談業務)
- ウ 督促状の発行業務(労働局がリストアップした事業所への督促状の送付業務)
- エ 申告書の発送業務
- オ 年度更新説明会の設営業務

#### 雇用保険の適用業務関係

一般的な相談・問合せ(電話での定型的な相談・問い合わせへの対応・案内業務)

### (2)外部委託の実施時期等

上記の業務については、平成19年度から平成22年度まで順次実施(当該期間のいずれの時期に実施するかは、外部委託に当たり必要となる労働保険適用徴収システムの見直し時期等を踏まえつつ現在検討中)。



## 7 市場化テストの実施についての考え方

前述の外部委託を行うこととされている業務については、「公共サービス改革基本方針」における市場化テストの対象とする公共サービスの選定基準に該当しないことから、市場化テストの対象とすることは適当でないと考える。

6(1)の業務については、実施主体がその業務の実施に当たり創意と工夫を行う余地の少ない単純・定型業務であり、「公共サービス改革基本方針」(平成18年9月5日閣議決定)において官民競争入札又は民間競争入札(市場化テスト)の対象とする公共サービスの選定基準として示されている、

業務の質の維持向上及び経費の削減を図る上で、実施主体の創意と工夫を適切に反映させる必要性が高い業務、

会計法令に基づき従来から実施されてきた入札手続に比し、より厳格な透明性・公平性を担保する入札手続により、透明・公正な競争を実施することが必要な業務、

民間事業者が当該業務を実施することとなった場合、その業務の公共性にかんがみ、従来から外部委託の対象とされてきた業務に比し、より厳格な監督等を行うことが必要である業務、

のいずれにも該当しないことから、市場化テストの対象とすることは適当でないと考える。

## 業務の実施を規制する現行法令及び関連条項(参考)

### 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)(抄)

(保険関係の成立)

**第三条** 労災保険法第三条第一項の適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係(以下「保険関係」という。)が成立する。

**第四条** 雇用保険法第五条第一項の適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき雇用保険に係る保険関係が成立する。

(保険関係の成立の届出等)

**第四条の二** 前二条の規定により保険関係が成立した事業の事業主は、その成立した日から十日以内に、その成立した日、事業主の氏名又は名称及び住所、事業の種類、事業の行われる場所その他厚生労働省令で定める事項を政府に届け出なければならない。

2 保険関係が成立している事業の事業主は、前項に規定する事項のうち厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定める期間内にその旨を政府に届け出なければならない。

(保険関係の消滅)

**第五条** 保険関係が成立している事業が廃止され、又は終了したときは、その事業についての保険関係は、その翌日に消滅する。

(労働保険料)

第十条 政府は、労働保険の事業に要する費用にあてるため保険料を徴収する。

2 前項の規定により徴収する保険料(以下「労働保険料」という。)は、次のとおりとする。

一 一般保険料

二 第一種特別加入保険料

三 第二種特別加入保険料

三の二 第三種特別加入保険料

四 印紙保険料

(督促及び滞納処分)

第二十六条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しない者があるときは、政府は、期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の規定によつて督促するときは、政府は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに、労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、国税滞納処分の例によつて、これを処分する。

(徴収金の徴収手続)

第二十九条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

(報告等)

第四十二条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、保険関係が成立し、若しくは成立していた事業の事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体に対して、この法律の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

(立入検査)

第四十三条 行政庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、保険関係が成立し、若しくは成立していた事業の事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類(その作成、備付け又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成、備付け又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)の検査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第四十六条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。労災保険法第三十五条第一項に規定する団体が第三号又は第四号に該当する場合におけるその違反行為をした当該団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。

一・二 (略)

三 第四十二条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

四 第四十三条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

## 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)(抄)

**第三条** この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。  
(第2項 略)

## 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)(抄)

(適用事業)

**第五条** この法律においては、労働者が雇用される事業を適用事業とする。  
(第2項 略)

(被保険者に関する届出)

**第七条** 事業主(徴収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該労働者を雇用する下請負人。以下同じ。)は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者に関し、当該事業主の行う適用事業(同条第一項又は第二項の規定により数次の請負によつて行われる事業が一の事業とみなされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該請負に係るそれぞれの事業。以下同じ。)に係る被保険者となつたこと、当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなつたことその他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。当該事業主から徴収法第三十三条第一項の委託を受けて同項に規定する労働保険事務の一部として前段の届出に関する事務を処理する同条第三項に規定する労働保険事務組合(以下「労働保険事務組合」という。)についても、同様とする。

# 雇用保険制度の見直しについて ( 中 間 報 告 )

平成18年8月4日

当部会では、平成18年3月3日以降、雇用保険制度の見直しについて議論を重ねてきたところであるが、今般、その中間的な結果を「雇用保険の見直しについて（中間報告）」としてとりまとめたので報告する。

平成18年8月4日

労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会  
部会長 諏訪 康雄

労働政策審議会職業安定分科会  
分科会長 諏訪 康雄 殿

# 雇用保険制度の見直しについて（中間報告）

## 第1 雇用保険制度の現状

### 1 雇用保険財政の現状

#### （1）失業等給付の状況

- 現下の雇用失業情勢は、厳しさが残るものの、改善が進んでいる（完全失業率は、平成15年度5.1%、16年度4.6%、17年度4.3%）。
- こうした雇用失業情勢の改善や、平成15年の雇用保険法改正（以下「平成15年改正」という。）による給付の重点化等により、給付の太宗を占める基本手当の受給者実人員は減少してきており、平成15年度83万9千人（対前年度比19.9%減）、16年度68万2千人（同18.8%減）、17年度62万8千人（同7.9%減）となった。
- 失業等給付に係る財政状況をみると、以上の受給者減や、平成15年改正による給付の見直し等を背景として、収支は平成15年度からプラスに転じ、15年度の差引剰余は4,000億円、16年度は7,962億円となり、17年度も引き続きプラスを維持したものと見込まれる。これにより積立金残高も増加し、15年度末は8,064億円、16年度末は16,026億円となり、17年度末にはこれがさらに増加したものと見込まれる（18年度末（予算ベース）では約2兆5千億円）。
- このように、失業等給付に係る財政状況は、平成14年度末には積立金残高が4,064億円と、積立金が枯渇しかねなかった状況から急速に改善している。

#### （2）雇用保険三事業の状況

- 雇用保険三事業については、雇用失業情勢や事業実績等を勘案して毎年見直しを進めている。特に平成16年度を初年度としていわゆるPDCAサイクルによる目標管理を徹底してきており、雇用失業情勢の改善傾向と相まって、その支出は減少傾向にある。予算ベースで見ると、雇用保険三事業の支出額は13年度以降6年連続してマイナスであり、12年度の予算額7,208億円に対し18年度は4,167億円と、この7年間で約6割の水準まで減少してきている。
- このため、雇用保険三事業に係る財政状況についても、平成15年度の差引剰余が999億円（同年度末の安定資金残高4,010億円）、16年度が1,301億円（同5,312億円）となるなど、失業等給付に係る財政状況と同様に改善傾向にある。

### 2 雇用保険制度をめぐる最近の動き

- （1）1でみたように、雇用保険制度の財政状況は全体として改善傾向にある。しかしながら、一方で我が国財政は主要先進国中で最悪の状況にあり、財政構造改革



を進めることが喫緊の課題となっている。

特別会計については、その内容が分かりにくいことに加え、固有の財源等をもって不要不急の事業が行われているのではないか等の問題点が指摘され、抜本的な見直しが不可欠とされる中で、労働保険特別会計で実施する雇用保険事業に対しても、以下のとおりの財政制度等審議会報告、閣議決定が行われた。

○ 「雇用保険等については、現時点においても、セーフティネットとして国として行う必要性が認められるとともに、保険料財源を中心に運営されていることから区分経理の必要性も認められる。

しかしながら、雇用保険三事業については、近年の雇用失業情勢に照らし、保険料財源を使って安易に事業を進めるなど本来の目的を逸しているものもあるのではないかと批判がある。このため、これら事業については、真に雇用・就業に資するかどうかという観点から、目標管理の手法を活用するなどの取組も進められているが、単なる事業の効果の評価にとどまることなく、事業のそもそもの必要性にまで遡り、それぞれの事業の廃止を含めた見直しにより、事業全体の更なる縮減・合理化を厳しく行っていくべきである。

なお、雇用保険制度の根幹である失業等給付が労使の共同連帯による保険制度であることや、諸外国における国庫負担率に鑑みれば、雇用保険制度全体についても、国庫負担の在り方も含め見直しを検討すべきである。」（「特別会計の見直しについて ―制度の再点検と改革の方向性―」（平成 17 年 11 月 21 日財政制度等審議会報告））

○ 「労働保険特別会計については、原則として純粋な保険給付事業に限り本特別会計にて経理するものとし、労働福祉事業及び雇用保険 3 事業については、廃止も含め徹底的な見直しを行うものとする。また、失業給付事業における国庫負担の在り方については、廃止を含め検討するものとする。」（「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定））

(2) 「行政改革の重要方針」の閣議決定を受け、先の通常国会に政府案として提出され成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）（以下「行革推進法」という。）においては、第 23 条として以下のような規定が設けられた。

○ 「労働保険特別会計において経理される事業は、労災保険法の規定による保険給付に係る事業及び雇用保険法の規定による失業等給付に係る事業に限ることを基本とし、労災保険法の規定による労働福祉事業並びに雇用保険法の規定による雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業については、廃止を含めた見直しを行うものとする。」（第 23 条第 1 項）

○ 「雇用保険法第六十六条の規定による国庫負担（失業等給付に係るものに限る。）の在り方については、廃止を含めて検討するものとする。」（第 23 条第 2 項）

(3) さらに、本年 7 月 7 日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（「基本方針 2006」）においては、歳出・歳入一体改革で財政健

全化の努力を中長期的に維持・強化していくことが改革の基本とされ、社会保障分野における歳出抑制策として、雇用保険制度についても、以下のような内容が盛り込まれている。

- 「失業等給付の国庫負担の在り方については、「廃止を含めて検討する」という「行政改革推進法」の趣旨を踏まえ、かつ、昨今の雇用保険財政の状況（積立金2.5兆円）にかんがみ、2007年度において、廃止を含む見直しを行う。」

## 第2 雇用保険制度の見直しに当たっての視点

① 第1に掲げた雇用保険制度の現状、② 平成14年12月26日付け当部会報告において「今後の課題」とされた諸課題、③ 昨年7月27日に「雇用政策研究会」（注）報告においてとりまとめられた、人口減少下において経済社会の停滞を回避し、働く意欲と能力があるすべての人が可能な限り働ける社会の構築を目指すという今後10年間の雇用政策全体の方向性、④ 改正高年齢者雇用安定法の施行等平成15年改正以降の雇用対策の動向等を踏まえ、雇用保険制度全体の在り方について当部会において議論を進めてきたところであるが、これまでの議論等を現時点でまとめると、以下のとおりとなる。

今後、これらの論点について、さらに具体的な検討を深めていく必要がある。

なお、以下は、今後新たな論点について議論することを妨げるものではない。

（注）厚生労働省職業安定局長が参集を委嘱した学識経験者（14名）による研究会（座長：小野旭（独）労働政策研究・研修機構理事長）

### 1 適用

- ① 短時間労働被保険者の被保険者資格区分をなくし、一般被保険者として一本化するとともに、通常の労働者と短時間労働被保険者の受給資格要件（通常6月・月14日以上、短時間12月・月11日以上）を一本化することが適当ではないか。その際、受給資格要件については、循環的な給付を防ぐ観点から、特定受給資格者は6月、それ以外の者は12月とすることについてどう考えるか。
- ② マルチジョブホルダー等就業形態の多様化に対応した雇用保険の適用範囲について、さらに議論すべきではないか。
- ③ 労働政策の対象年齢との関連も念頭に置きつつ、65歳以降の対処について検討する必要はないか。

### 2 失業等給付

#### （1）基本手当

- ① 基本手当の所定給付日数及び日額水準については、平成12年及び15年の雇用保険法改正により受給者の早期再就職の促進等の観点から大幅な見直しを行った

が、これらについて、現段階で変更する必要はないのではないか。

② 賃金日額の算定の在り方や、特定受給資格者の判定の在り方、給付制限の運用の在り方について検討する必要はないか。

(2) 特例一時金

① 循環的な給付である特例一時金については、引き続き検討が必要であるが、少なくとも、一般被保険者の受給資格要件、給付内容とのバランス等を考慮した見直しは行うべきではないか。

② 積雪寒冷地等の地域雇用対策を見直すべきではないか。

(3) 教育訓練給付

教育訓練がさらに効果的なものとなるよう、給付の在り方について検討すべきではないか。

(4) 高年齢雇用継続給付

① 改正高年齢者雇用安定法等を踏まえ、今後の方向性を検討する必要はないか。

② 少なくとも、平成 25 年度以降は原則廃止することを前提に、これに向けた方策を検討する必要はないか。その際、激変を避ける観点からの検討をする必要はないか。

(5) 育児休業給付

① 育児休業給付の支給要件等について、検討する必要はないか。

② 育児休業の取得を促進する方策について、検討する必要はないか。

### 3 雇用保険三事業

① 雇用保険三事業の見直し整理案（平成 18 年 7 月 26 日雇用保険三事業見直し検討会）を踏まえ、雇用福祉事業の廃止等雇用保険三事業の在り方を検討すべきではないか。

② 雇用保険三事業の保険料率について、保険料負担者の負担軽減をより機動的に図る等の観点から、弾力条項の発動基準等の在り方について検討すべきではないか。

### 4 財政運営

(1) 総論

平成 15 年度改正の経緯を振り返ると、雇用保険が将来にわたり雇用のセーフティーネットとして安定的に機能するよう制度の健全な運営を確保することが何よりも重要ではないか。

(2) 国庫負担

① 国の雇用対策に係る責任と国庫負担の関係についてどう考えるか。

② 行革推進法の趣旨を踏まえつつ、当部会でのこれまでの議論等（※）を念頭に、失業等給付に係る国の責任について検討すべきではないか。

③ 暫定措置としての対応についてどう考えるか。

(※) 国庫負担に係る主な議論等

- a 雇用については国にも責任があるということから国庫負担を入れているのは明確であり、国庫負担の全廃は国の雇用対策に係る責任放棄につながり、不適切ではないか。
- b 諸外国との比較を行うのであれば、雇用（失業）保険の他に国庫による失業扶助制度を考慮すべきではないか。
- c 労使と国がそれぞれ応分の負担を行う観点からは、国庫負担を1/3とすることが本来あるべき姿ではないか。
- d 自発的離職者に対する基本手当等各種給付の国庫負担の在り方について、検討すべきではないか。
- e 経済の不確実性が高まる中、セーフティネットとして国庫負担の必要性は高まるのではないか。
- f 緊急時にむやみに国庫負担の割合を高めると、モラルハザードが起きないか。
- g 積立金は保険料の剰余が積み上がったものであり、国庫負担とは本来関連性はないのではないか。

(3) 保険料率

- ① 失業等給付の保険料率について、制度の健全な運営を確保しつつ、保険料負担者の負担軽減を図る等の観点から、弾力条項の発動基準等の在り方について検討すべきではないか。
- ② 雇用保険三事業の保険料率について、保険料負担者の負担軽減をより機動的に図る等の観点から、弾力条項の発動基準等の在り方について検討すべきではないか。（再掲）

## 労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会 における検討状況

- 第23回（平成18年3月3日（水））
  - ・ 雇用保険制度の見直しについて（制度全般）
  
- 第24回（平成18年4月28日（金））
  - ・ 雇用保険制度の見直しについて（適用関係、失業等給付及び財政運営）
  
- 第25回（平成18年5月25日（木））
  - ・ 雇用保険制度の見直しについて（適用関係、失業等給付及び財政運営）
  
- 第26回（平成18年6月29日（木））
  - ・ 雇用保険制度の見直しについて（これまでの主な議論等について）
  
- 第27回（平成18年7月28日（金））
  - ・ 雇用保険制度の見直しについて（雇用保険三事業及び中間報告（案）について）
  
- 第28回（平成18年8月4日（金））
  - ・ 雇用保険制度の見直しについて（中間報告（案）について）

## 雇用保険部会所属委員等名簿

(五十音順)

[平成18年6月6日現在]

### 公益代表

大 沢	真知子	日本女子大学人間社会学部教授
○ 諏 訪	康 雄	法政大学大学院政策科学研究科教授
中 馬	宏 之	一橋大学イノベーション研究センター教授
中 窪	裕 也	九州大学法学研究院教授
林	紀 子	弁 護 士

### 労働者代表

栗 田	博	日本食品関連産業労働組合総連合会中央執行委員
豊 島	栄三郎	国公関連労働組合連合会副中央執行委員長
長谷川	裕 子	日本労働組合総連合会総合労働局長
古 川	裕 子	J A M 社会政策局 部長
三 木	茂	自治労全国一般評議会事務局 長

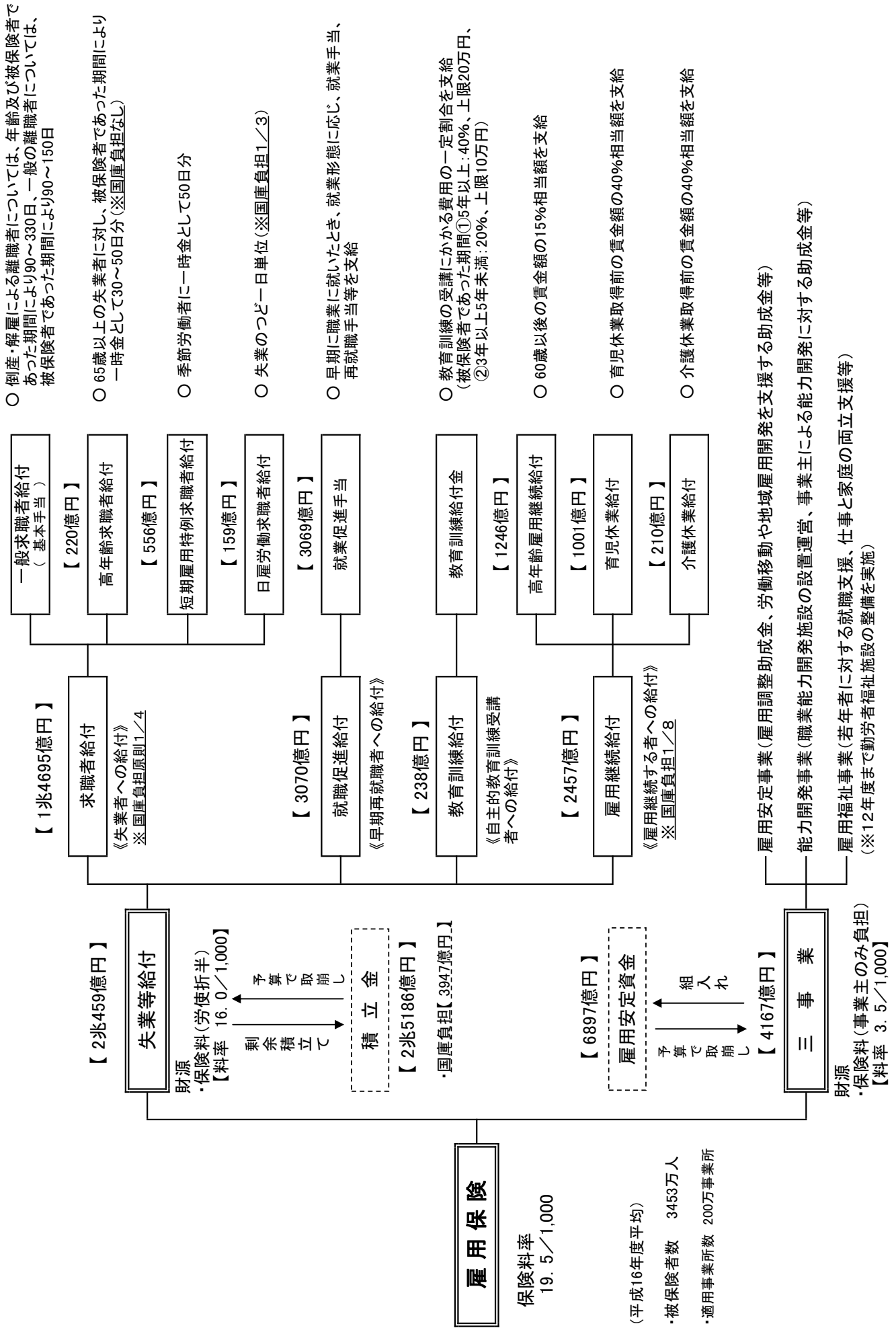
### 使用者代表

相 川	貢	J F E スチール株式会社常務執行役
塩 野	典 子	富士通（株）人事勤労部担当部長
中 島	芳 昭	日本商工会議所理事・事務局 長
原 川	耕 治	全国中小企業団体中央会調査部長
輪 島	忍	(社)日本経済団体連合会労政第一本部雇用管理グループ 長

注) ○=部会長

# 参 考 资 料

# 雇用保険制度の概要(平成18年度予算)





# 雇用保険制度の概要

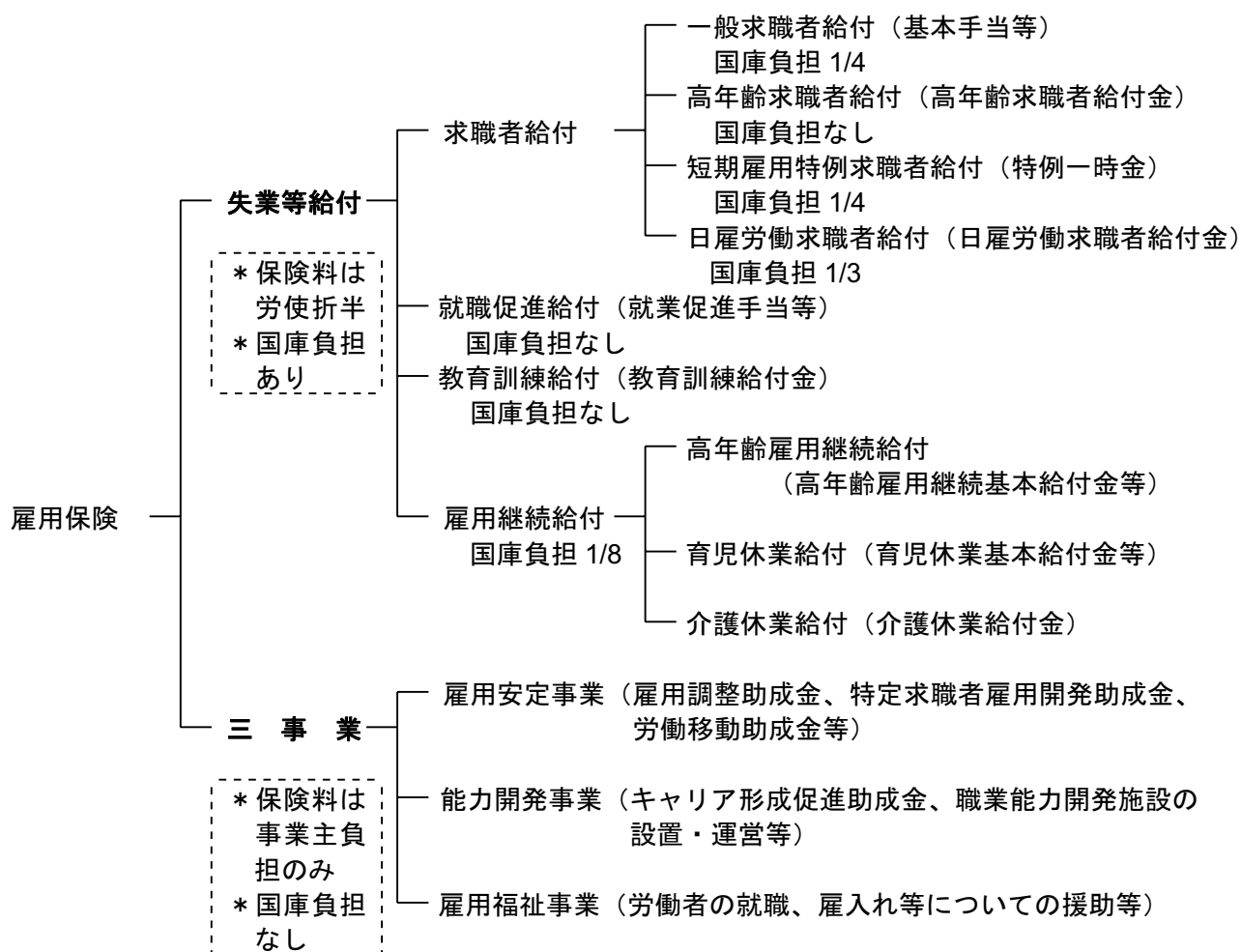
## 1 制度の概要

(1) 雇用保険は、

- ① 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために**失業等給付**を支給するとともに、
- ② 失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための**三事業**を行う、雇用に関する総合的機能を有する制度である。

(2) 雇用保険は、一部の事業（農林水産業の個人事業で常時5人以上を雇用する事業以外＝暫定任意適用事業）を除き、労働者（注）が雇用される事業を強制適用事業としている。

注）週所定労働時間 20 時間未満の者や、家計補助的、臨時内職的に就労する者は含まない。



## 2 失業等給付の概要

### (1) 基本手当

一般被保険者が失業した場合において、離職の日前1年間に被保険者期間が6月以上ある場合には、4週間に1回、公共職業安定所において、失業状態にあることの認定を行った上で基本手当が支給される。

注)「この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう」(雇用保険法第4条第2項)

支給額は日額及び日数として定められ、基本手当日額は離職前賃金の原則80～50%、所定給付日数は、定年退職者を含め離職前から予め再就職の準備ができるような者に対しては90日～150日(一般の離職者)、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者(特定受給資格者)に対しては90日～330日となっている。

### イ 基本手当の年齢別上限額

年齢区分	賃金日額上限額	基本手当日額上限額
30歳未満	12,790円	6,395円
30歳以上45歳未満	14,200円	7,100円
45歳以上60歳未満	15,620円	7,810円
60歳以上65歳未満	15,130円	6,808円

### ロ 基本手当の給付率

(60歳未満)

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,080円～4,100円	80%	1,664円～3,280円
4,100円～11,870円	80～50%	3,280円～5,935円
11,870円～15,620円	50%	5,935円～7,810円

(60歳以上65歳未満)

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,080円～4,100円	80%	1,664円～3,280円
4,100円～10,640円	80～45%	3,280円～4,788円
10,640円～15,130円	45%	4,788円～6,808円

## ハ 給付日数（原則）

### (イ) 倒産、解雇等による離職者（(ハ)を除く）

区分	被保険者であった期間		1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	1年未満	90日				
30歳未満	90日		90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満			90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満			90日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満			180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満			150日	180日	210日	240日

### (ロ) 自己都合離職者（(ハ)を除く）

区分	被保険者であった期間		1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	1年未満	90日				
全年齢		90日	90日	120日	150日	

### (ハ) 就職困難な者（障害者等）

区分	被保険者であった期間		1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	1年未満	150日				
45歳未満	150日		300日			
45歳以上65歳未満			360日			

## ニ 給付日数（特例）

### (イ) 訓練延長給付

受給資格者が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練等を受講する場合に、訓練終了までの間、その者の所定給付日数を超えて基本手当が支給される。

なお、平成19年度末までの暫定措置として、35歳以上60歳未満の受給資格者については、複数回の公共職業訓練等の受講を指示することができる。

### (ロ) 広域延長給付

厚生労働大臣が指定した地域において、広域職業紹介により職業のあっせんを受けることが適当と公共職業安定所長が認定する受給資格者について、所定給付日数を90日超えて基本手当が支給される。

### (ハ) 全国延長給付

失業の状況が全国的に著しく悪化し、一定の基準（基本受給率4%超）を満たす場合に、全ての受給資格者について所定給付日数を90日超えて基本手当が支給される。

(2) 高年齢求職者給付金

同一の適用事業主に 65 歳以前から引き続いて雇用されている 65 歳以上の被保険者（高年齢継続被保険者）が失業した場合において、離職の日前 1 年間に被保険者期間が 6 月以上ある場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、基本手当日額の一定日数分の一時金が支給される。

被保険者であった期間	1 年未満	1 年以上
高年齢求職者給付金の額	基本手当日額の 30 日分	基本手当日額の 50 日分

(3) 特例一時金

季節的に雇用される者（短期雇用特例被保険者）が失業した場合において、離職の日前 1 年間に被保険者期間が 6 月（注）以上ある場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、基本手当日額の 50 日分の特例一時金が支給される。

注）雇用保険法附則第 3 条の規定により、実質的には 4 月と 22 日で足りる。

(4) 日雇労働求職者給付金

日々雇用される者又は 30 日以内の期間を定めて雇用される者（日雇労働被保険者）が失業した場合において、失業の日の属する月の前 2 月において通算して 26 日以上印紙保険料が納付されている場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、日雇労働求職者給付金が支給される。

等級	給付金日額	賃金日額区分
第 1 級	7,500 円	11,300 円以上
第 2 級	6,200 円	8,200 円以上 11,300 円未満
第 3 級	4,100 円	8,200 円未満

(5) 就業促進手当

イ 就業手当

所定給付日数の 3 分の 1 以上、かつ、45 日以上を残して早期に就業（再就職手当の対象となる就職を除く。）をした場合には、就業日ごとに基本手当日額（5,935 円（60～64 歳は 4,788 円）を上限とする。）の 30%相当額が支給される。

ロ 再就職手当

所定給付日数の 3 分の 1 以上、かつ、45 日以上を残して早期に安定的な職業に再就職した場合には、支給残日数の 30%に基本手当日額（5,935 円（60～64 歳は 4,788 円）を上限とする。）を乗じた額の一時金が支給される。

ハ 常用就職支度手当

障害者、45 歳以上の再就職援助計画対象者等が安定的な職業に再就職した場合（ロ

の再就職手当を受けられる場合を除く。)には、支給残日数の 30 %に基本手当日額 (5,935 円 (60 ~ 64 歳は 4,788 円) を上限とする。) を乗じた額の一時金が支給される。

## (6) 教育訓練給付金

### イ 支給対象者

次のいずれかに該当する者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け、修了した場合、支給要件期間 (注 1) が 3 年以上あるときに、当該教育訓練に要した費用に応じて教育訓練給付金が支給される。

(イ) 教育訓練を開始した日に一般被保険者である者。

(ロ) (イ) 以外の者であって、教育訓練を開始した日が一般被保険者でなくなってから 1 年以内 (適用対象期間 (注 2) の延長が行われた場合には最大 4 年以内) にある者。

注 1) 教育訓練を開始する日までの通算した被保険者であった期間。なお、過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合は、支給に係る教育訓練を開始した日前の期間は、支給要件期間には算入されない。

注 2) 一般被保険者でなくなってから 1 年間のうちに妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により引き続き 30 日以上対象教育訓練の受講を開始できない日がある場合には、教育訓練の受講開始期限を延長することができる。

### ロ 給付額

支給要件期間の区分に応じ、下記のとおり。

(イ) 3 年以上 5 年未満 教育訓練に要した費用の 20 % (上限 10 万円)

(ロ) 5 年以上 教育訓練に要した費用の 40 % (上限 20 万円)

## (7) 高年齢雇用継続給付

被保険者であった期間が 5 年以上ある 60 歳以上 65 歳未満の労働者であって、各月に支払われる賃金が 60 歳時点の賃金の 75 %未満である者には、高年齢雇用継続給付 (高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金) が支給される。

### イ 支給対象者

60 歳時点に対して賃金額が 25 %を超えて低下した状態で雇用を継続する高年齢者 (被保険者であった期間が 5 年以上ある 60 歳以上 65 歳未満の被保険者)。

### ロ 給付額

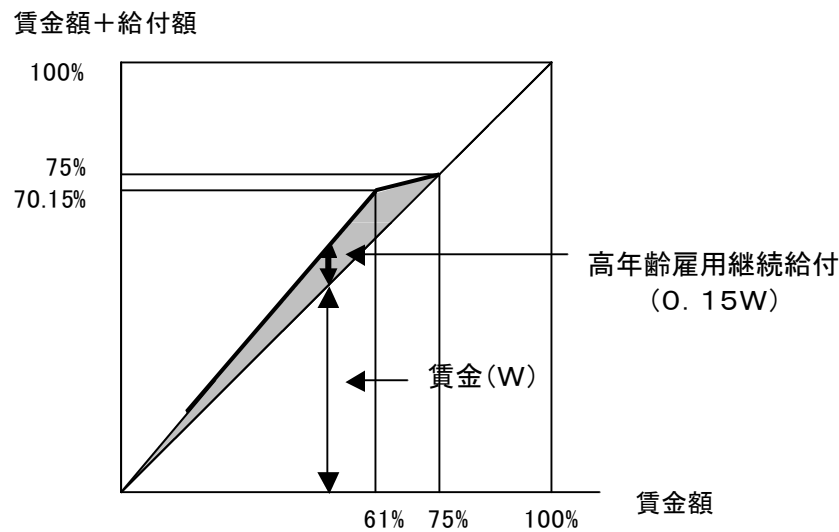
60 歳以後の各月の賃金の 15 % (賃金と給付の合計額が 60 歳時点の賃金の 70.15 %を超え 75 %未満の場合は逡減した率)。

賃金と給付の合計が月額 34 万 733 円を超える場合は、超える額を減額。

### ハ 支給期間

65 歳に達するまでの期間 (基本手当等受給後に再就職した場合は、基本手当の支

給残日数 200 日以上は 2 年間、100 日以上は 1 年間)。



(注)パーセンテージは60歳時点の賃金に対する割合である。

注) 同一の再就職について、再就職手当と高年齢再就職給付金は併給されない。

#### (8) 育児休業給付

1歳（その子が1歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合には1歳半）未満の子を養育するため育児休業をした被保険者であって、育児休業開始前2年間にみなし被保険者期間（賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月）が12月以上ある者には、育児休業給付（育児休業基本給付金、育児休業者職場復帰給付金）が支給される。

イ 休業前賃金の40%相当額を支給（30%相当額を休業期間中に支給し、残額は育児休業後6月間被保険者として雇用された場合に支給）。

ロ 賃金と給付の合計額が休業前賃金の80%を超える場合は、超える額を減額。

#### (9) 介護休業給付

家族の介護を行うため介護休業をした被保険者であって、介護休業開始前2年間にみなし被保険者期間（賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月）が12月以上ある者には、介護休業給付金が支給される。

イ 休業前賃金の40%相当額を支給。

ロ 賃金と給付の合計額が休業前賃金の80%を超える場合は、超える額を減額。

### 3 雇用保険三事業の概要

#### (1) 雇用安定事業

被保険者等に関し失業の予防を図るとともに、雇用状態の是正、雇用機会の増大等雇用の安定を図る。

(2) 能力開発事業

職業訓練施設の整備、労働者の教育訓練受講の援助など、職業生活の全期間を通じた労働者の能力開発・向上を図る。

(3) 雇用福祉事業

労働者の職業生活上の環境の整備改善、就職の援助その他福祉の増進を図る。

## 4 費用の負担

求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。）及び雇用継続給付に要する費用は労使が負担する保険料と国庫負担により賄い、高年齢求職者給付金及び教育訓練給付に要する費用は労使が負担する保険料のみにより賄い、三事業に要する費用は全額事業主のみが負担する保険料により賄われる。

(1) 保険料

	事業主負担	労働者負担	計
失業等給付のための保険料	8 ―― 1,000	8 ―― 1,000	16 ―― 1,000
三事業のための保険料	3.5 ―― 1,000	なし	3.5 ―― 1,000
計	11.5 ―― 1,000	8 ―― 1,000	19.5 ―― 1,000

(2) 国庫負担

イ 高年齢求職者給付金及び日雇労働求職者給付金以外の求職者給付にあつては、これに要する費用の4分の1を負担する。

ロ 日雇労働求職者給付金にあつては、これに要する費用の3分の1を負担する。

ハ 雇用継続給付にあつては、これに要する費用の8分の1を負担する。

# 失業等給付関係収支状況

(単位：億円)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度 (予算)	18年度 (予算)
収									
・ 入	17,397	17,317	16,239	23,830	25,886	25,321	25,377	27,743	28,756
うち 保険料収入	12,929	12,335	12,164	18,251	19,211	20,242	20,435	23,326	24,531
うち 失業等給付に係る 国庫負担金	3,078	4,012	3,354	4,884	6,417	4,494	4,267	4,253	3,939
支									
出	27,018	27,806	26,660	27,275	26,820	21,321	17,416	24,392	22,947
(うち 失業等給付費)	( 25,762)	( 26,550)	( 25,138)	( 26,007)	( 25,292)	( 19,618)	( 14,672)	( 21,782)	( 20,459)
うち 求職者給付費	22,739	23,257	21,764	22,498	21,469	16,275	12,094	15,918	14,695
差 引 剰 余	▲ 9,621	▲ 10,489	▲ 10,421	▲ 3,445	▲ 934	4,000	7,962	3,351	5,809
積 立 金 残 高	29,354	18,865	8,443	4,998	4,064	8,064	16,026	19,377	25,186

(注) 1. 予算の「支出」には、予備費(17' 1,350億円、18' 1,240億円)が計上されている。

2. 数値は、それぞれ四捨五入している。



# 三事業関係収支状況

(単位：億円、%)

	12年度		13年度		14年度		15年度		16年度		17年度 (予算)	18年度 (予算)
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算		
収 入	5,561	5,324	5,516	5,347	5,263	5,255	5,081	5,123	5,132	5,193	5,134	5,391
支 出	7,208 ( 83.4)	6,015 ( 84.7)	6,891 ( 84.7)	5,839 ( 84.7)	6,168 ( 78.7)	4,854 ( 78.7)	5,770 ( 71.5)	4,124 ( 71.5)	5,073 ( 76.7)	3,892 ( 76.7)	4,771	4,167
雇用安定事業	3,939	2,968	3,697	2,917	3,110	2,161	2,772	1,689	2,400	1,557	2,225	1,794
能力開発事業	1,942	1,880	1,928	1,724	1,884	1,727	1,766	1,509	1,537	1,432	1,482	1,409
雇用福祉事業	1,256	1,158	1,197	1,191	1,116	957	1,052	917	1,006	893	945	873
支出のうち助成金	4,274	3,174 ( 74.3)	3,914	3,139 ( 80.2)	3,296	2,213 ( 67.1)	2,698	1,504 ( 55.7)	2,215	1,345 ( 60.7)	2,030	1,619
差 引 剩 余	▲ 1,647	▲ 691	▲ 1,375	▲ 492	▲ 905	401	▲ 689	999	60	1,301	362	1,223
安 定 資 金 残 高		3,102		2,609		3,011		4,010		5,312	5,674	6,897

- (注) 1. 「収入」に掲げた額は、保険料収入である(15年度及び16年度決算の収入を除く)。  
 2. 16年度決算の収入は、保険料収入5,132億円、雑収入61億円(独立行政法人雇用・能力開発機構納付金60億円、雑収入1億円)の合計である。  
 3. 予算の「支出」には、予備費(12' 60億円、13' 60億円、14' 49億円、15' 170億円、16' 120億円、17' 110億円、18' 80億円)が計上されている。  
 4. ( ) 内は、それぞれ予算に対する執行率である。  
 5. 数値は、それぞれ四捨五入している。

# 雇用保険三事業について

## 雇用保険三事業とは

失業の予防、雇用機会の増大、労働者の能力開発等に資する雇用対策 - 雇用保険の給付減を目指す -

## 事業内容

### ① 雇用安定事業 【18年度予算額 1,794億円】

#### ○ 事業主に対する助成金

- ・若年者の試行雇用を促進(試行雇用奨励金) ・高齢者や障害者を雇用する事業主を支援(特定求職者雇用開発助成金)
- ・創業や雇用を増やす事業主を支援(自立就業支援助成金、地域雇用開発促進助成金) ・失業予防に努める事業主を支援(雇用調整助成金)
- ・高齢者の継続雇用に取り組み、事業主を支援(継続雇用定着促進助成金) ・仕事と子育ての両立を支援(育児・介護雇用安定等助成金) 等

#### ○ 中高年齢者等再就職の緊要度が高い求職者に対する再就職支援

- ・就職支援ナビゲーターや再就職プランナーによるきめ細かい就職相談・職業紹介 等

### ② 能力開発事業 【18年度予算額 1,409億円】

#### ○ 在職者や離職者に対する訓練

- ・日本版デュアルシステム(公共訓練型)の実施 ・公共職業能力開発施設の設置・運営 ・専修学校等の民間教育機関を活用した職業訓練の推進

#### ○ 事業主が行う教育訓練への支援

- ・キャリア形成促進助成金 等

#### ○ 職業能力評価制度の整備

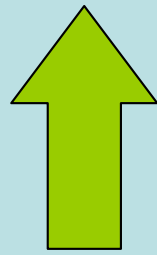
- ・技能検定の実施 ・職業能力を客観的に評価することができる職業能力評価基準の整備 等

### ③ 雇用福祉事業 【18年度予算額 873億円】

#### ○ ジョブカフェ、マザーズハローワーク等若者や子育て女性に対する情報提供等就労支援

#### ○ 若年者ジョブサポーターによる新規学卒者等のマッチングの強化 ○ 中小企業退職金共済の掛金に対する助成 等

※福祉施設の整備は平成12年度限りで廃止。



リストラ等雇用上の諸問題が企業行動に起因するところが多く、また、これらの問題の解決が事業主にも利益をもたらさずため、事業主の保険料(雇用者の賃金総額の0.35%分)のみを原資。国庫負担はない。【18年度予算額 4,167億円。対前年度比▲12.7%】

## 雇用保険料及び国庫負担の推移

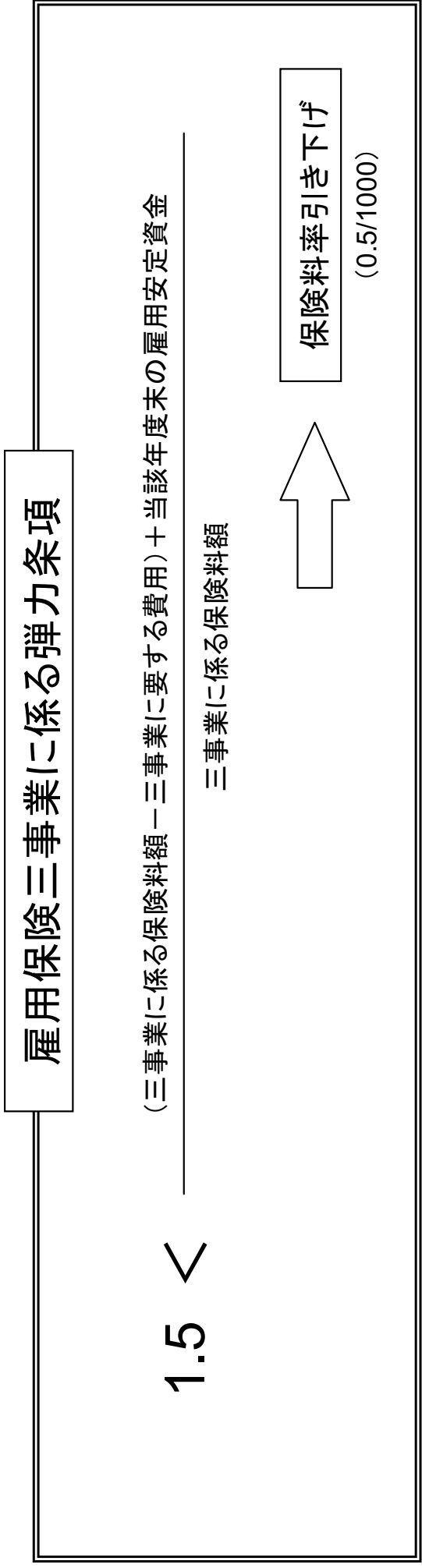
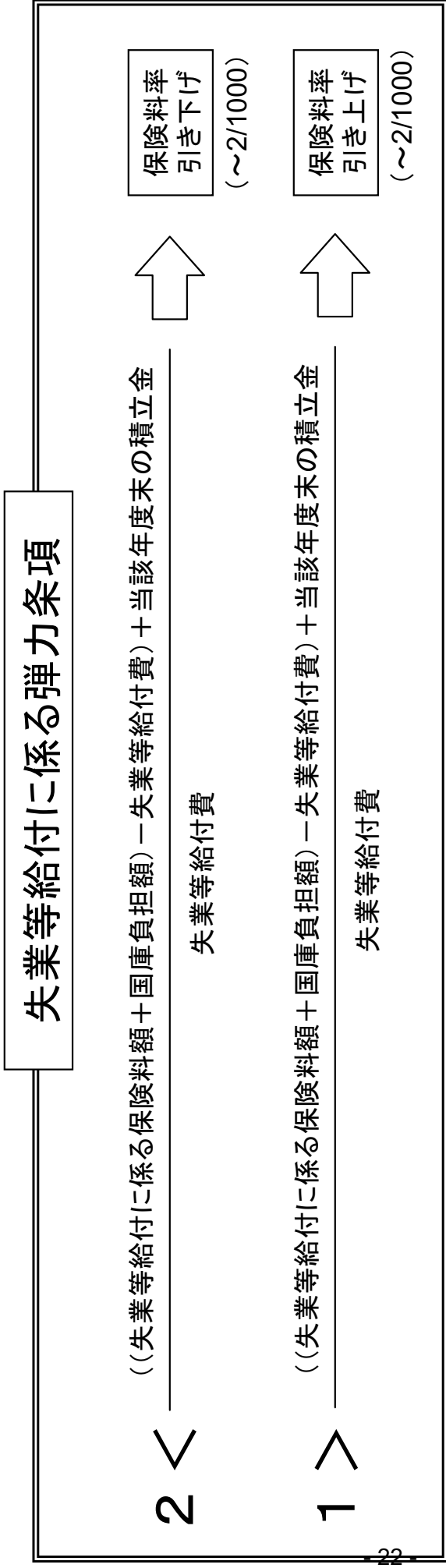
	雇 用 保 険 料			国庫負担率
		失業等給付保険料率 (労使折半)	三事業保険料率 (使用者負担)	
失業保険(昭22)	$\frac{22}{1,000}$	$\frac{22}{1,000}$		$\frac{1}{3}$
(昭24)	$\frac{20}{1,000}$	$\frac{20}{1,000}$		↓
(昭27)	$\frac{16}{1,000}$	$\frac{16}{1,000}$		↓
(昭34)	↓	↓		$\frac{1}{4}$
(昭35)	$\frac{14}{1,000}$	$\frac{14}{1,000}$		↓
(昭45)	$\frac{13}{1,000}$	$\frac{13}{1,000}$		↓
雇用保険(昭50)	$\frac{13}{1,000}$	$\frac{10}{1,000}$	$\frac{3.0}{1,000}$	↓
(昭53)	$\frac{13.5}{1,000}$	↓	$\frac{3.5}{1,000}$ (法改正)	↓
(昭54)	$\frac{14.5}{1,000}$	$\frac{11}{1,000}$ (法改正)	↓	↓
(昭56)	$\frac{14.0}{1,000}$	↓	$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)	↓
(昭57)	$\frac{14.5}{1,000}$	↓	$\frac{3.5}{1,000}$ (弾力)	↓
(昭61)	$\frac{14.0}{1,000}$	↓	$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)	↓
(昭63)	$\frac{14.5}{1,000}$	↓	$\frac{3.5}{1,000}$ (弾力)	↓
(平4)	$\frac{12.5}{1,000}$	$\frac{9}{1,000}$ (弾力)	↓	$22.5\%$ ( $1/4 \times 0.9$ )
(平5)	$\frac{11.5}{1,000}$	$\frac{8}{1,000}$ (法改正)	↓	$20.0\%$ ( $1/4 \times 0.8$ )
(平10)	↓	↓	↓	$14.0\%$ ( $20.0\% \times 0.7$ )
(平13)	$\frac{15.5}{1,000}$	$\frac{12}{1,000}$ (法改正)	↓	$\frac{1}{4}$
(平14)	$\frac{17.5}{1,000}$	$\frac{14}{1,000}$ (弾力)	↓	↓
(平15)	$\frac{19.5}{1,000}$	$\frac{16}{1,000}$ (法改正)	↓	↓

(注1) 農林水産業、清酒製造業及び建設業の失業等給付保険料率については労使双方1/1000ずつの上乗せがあり、また、建設業の三事業保険料率については、1/1000の上乗せがある。

(注2) 平成15年度法改正により、失業等給付の保険料率が16/1000とされたが、法律の附則により平成15年度及び16年度は暫定的に14/1000とされた。

# 雇用保険制度における弾力条項について

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和44年法律第84号) 第12条第5項及び第7項)



# 特別会計の見直しについて－制度の再点検と改革の方向性－ (平成17年11月21日 財政制度等審議会報告)(抄)

## Ⅱ 各特別会計の見直しの方向

### (4) 労働保険特別会計

#### ② 現時点における再検討・方向性

雇用保険等については、現時点においても、セーフティネットとして国として行う必要性が認められるとともに、保険料財源を中心に運営されていることから区分経理の必要性も認められる。

しかしながら、雇用保険三事業については、近年の雇用失業情勢に照らし、保険料財源を使って安易に事業を進めるなど本来の目的を逸しているものもあるのではないかとの批判がある。このため、これら事業については、真に雇用・就業に資するかどうかという観点から、目標管理の手法を活用するなどの取組も進められているが、単なる事業の効果の評価にとどまることなく、事業のそもそもの必要性にまで遡り、それぞれの事業の廃止を含めた見直しにより、事業全体の更なる縮減・合理化を厳しく行っていくべきである。

なお、雇用保険制度の根幹である失業等給付が労使の共同連帯による保険制度であることや、諸外国における国庫負担率に鑑みれば、雇用保険制度全体についても、国庫負担の在り方も含め見直しを検討すべきである。

# 行政改革の重要方針（抄）

平成17年12月24日  
閣 議 決 定

## 3 特別会計改革

- ④ 労働保険特別会計については、原則として純粋な保険給付事業に限り本特別会計にて経理するものとし、労働福祉事業及び雇用保険3事業については、廃止も含め徹底的な見直しを行うものとする。また、失業給付事業における国庫負担の在り方については、廃止を含め検討するものとする。

※ 特別会計整理合理化計画骨子（平成17年12月21日 自由民主党行政改革推進本部特別会計改革委員会）と同文。

○ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に  
関する法律（平成18年法律第47号）（抄）

（労働保険特別会計に係る見直し）

第二十三条 労働保険特別会計において経理される事業は、労災保険法の規定による保険給付に係る事業及び雇用保険法の規定による失業等給付に係る事業に限ることを基本とし、労災保険法の規定による労働福祉事業並びに雇用保険法の規定による雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業については、廃止を含めた見直しを行うものとする。

2 雇用保険法第六十六条の規定による国庫負担（失業等給付に係るものに限る。）の在り方については、廃止を含めて検討するものとする。

## 歳出・歳入一体改革に向けた基本的考え方について (平成18年6月14日 財政制度等審議会報告)(抄)

### II. 各歳出分野における中期的な歳出改革方策

#### 2. 社会保障

##### (3) 雇用

雇用については、特別会計改革の観点から、雇用保険三事業(雇用安定事業、能力開発事業、雇用福祉事業)の見直しを進めてきた。更に、「行政改革推進法」において、雇用保険の国庫負担(失業等給付に係るものに限る。)の在り方については、廃止を含めて検討するものとされた。

この特別会計改革の趣旨を踏まえ、雇用保険制度の根幹である失業等給付が、被用者のみを対象とする労使の共同連帯による保険制度であることを考えれば、平成19年度予算編成において国庫負担の廃止を含めた在り方の見直しを行うべきである。

また、雇用保険三事業についても、失業等給付の抑制に資する観点から、事業の在り方そのものについても抜本的な見直しを行う必要がある。

なお、雇用対策については、引き続き、雇用のミスマッチが依然として大きい若年者対策や雇用情勢の地域差の改善、更には、障害者も自らの選択により社会の支え手として働き、納税者にもなり得るような環境整備など、多様な働き方や円滑な労働移動等の実現による就業機会の確保等を図っていく必要がある。



# 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(抄)

平成18年7月7日

閣議決定

## 別紙

### 社会保障

#### <雇用>

- ・ 失業等給付の国庫負担の在り方については、「廃止を含めて検討する」という「行政改革推進法」の趣旨を踏まえ、かつ、昨今の雇用保険財政の状況(積立金2.5兆円)にかんがみ、2007年度において、廃止を含む見直しを行う。



# 雇用保険三事業の見直しについて

平成 18 年 7 月 26 日  
雇用保険三事業見直し検討会

# 雇用保険三事業の見直しについて

## 1. 雇用保険三事業見直しの背景

雇用保険三事業（以下「三事業」という。）については、平成17年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」において、「労働保険特別会計については、原則として純粋な保険給付事業に限り本特別会計にて経理するものとし、労働福祉事業及び雇用保険3事業については、廃止も含め徹底的な見直しを行うものとする」とされおり、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第23条第1項においても同様の規定が設けられたところである。

これを踏まえ、三事業については、失業等給付の事業に資する観点から個別の事業ごとに精査の上、真に必要な事業に限定する等事業の廃止も含め徹底的な見直しを行うことが必要である。

このため、費用負担者である事業主の団体の参画により、雇用保険三事業見直し検討会（以下「見直し検討会」という。）を開催し、三事業で行われる各事業について、事業の廃止も含め、徹底した精査を行い、個別事業の見直し・整理案及び三事業全体の再編案を策定することとしたものである。

### ※ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第23条第1項

労働保険特別会計において（中略）雇用保険法の規定による雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業については、廃止を含めた見直しを行うものとする。

## 2. 18年度における三事業

18年度における三事業については、以下のように分類される（（ ）は18年度予算額）

(1) 17年度に目標設定した事業【142事業】(3,640億円)

※独立行政法人への交付金による事業の再掲分含む。

(2) 目標未設定の事業等

ア 18年度新規事業【21事業】(40億円)

イ 上記以外の事業

① 8千万円以上の事業【11事業】(155億円)

② 8千万円未満の事業【53事業】(11億円)

ウ その他（システム経費、その他事務費及び経過措置）(227億円)

## 3. 事業見直し方針

2に掲げる事業の見直しに当たっては、以下の方針で精査することとした。

(1) 2(1)(17年度に目標設定した事業)及び2(2)イ①(8千万円以上で目標未設定事業)

ア 雇用保険事業の附帯事業としての合目的性

(ア) 雇用保険の失業等給付の事業に資するか。

失業の予防又は早期解消、労働市場の環境整備等雇用の安定に資するか、雇用の増につながるか等。

(イ) 合目的性を担保できるか。

いわゆる「ユーザー評価」以外のアウトカム目標が定量的に設定できるか等。

イ 手法の適切性

手法が効果的かどうか、暫定評価も活用し判断。

ウ 積極的な事業の必要性

現時点で積極的に行う必要のある事業であるか。

(注1) 必要な経過措置は19年度以降も措置。

(注2) 19年度より、三事業の各事業については、経過措置及び廃止予定事業を除き、小規模のものも含めすべて目標設定することとする。

(※) 財政制度等審議会の審議において全ての事業の目標設定の必要性が指摘されていることを踏まえ措置。

## (2) 2 (2) アの事業 (18年度新規事業)

適切な目標を設定することとする。

### (3) 2 (2) イ②の事業 (8千万円未満で目標未設定事業)

廃止・整理する。

## 4. 事業精査の結果

上記3の方針に従い、三事業による各事業（以下「雇用安定等事業」という。）について精査した結果、

① かつて勤労者福祉施設の整備等を行っていた雇用福祉事業は、失業の予防又は早期解消、労働市場の環境整備等雇用の安定に資するか、雇用の増につながるか等失業等給付の事業に資するかどうか検討したところ、必ずしもそのような目的を有していないものも相当程度あることから、事業類型としては廃止することが適当である。ただし、個別事業（事業内容等を見直したものも含む。）について、失業等給付の事業に資するものであり、かつ、効果的な事業であるものについては、雇用安定事業又は能力開発事業として実施することが適当である。

② 雇用安定事業及び能力開発事業については、成果に係る評価等により手法の適切性や積極的な事業の必要性を精査した結果、事業の廃止又は見直しを必要とするものや過剰予算となっているものもあり、徹底した整理合理化が必要である。

（参考）雇用安定事業及び能力開発事業のうち雇用安定等事業として廃止【15】（117億円）

※別紙1中×の内数

雇用安定事業及び能力開発事業のうち廃止・見直しが必要な事業【22】（666億円）

※別紙 1 中 1、2 及び 3

雇用安定事業及び能力開発事業のうち予算削減が必要な事業【12】(868 億円)

※別紙 1 中 4

※独立行政法人への運営費交付金を除く。

- ③ このような見直しにより、既存事業については、現在の経済情勢や雇用・失業情勢を前提とすると少なくとも平年度で 750 ～ 800 億円（概ね保険料率 0.5/1000 に相当）以上の予算額の削減が可能と考えられる。

※三事業に係る保険料率は 3.5/1000。雇用安定資金が一定程度に達すると 0.5/1000 引き下がる。

- ④ また、今後、当面は以下のような雇用対策に重点を置くべきである。

(1) 人口減少下において、若者、高齢者等すべての人の就業参加の実現を目的とした雇用対策の推進

ア フリーターの常用雇用化等若年者雇用対策の強化

イ 団塊世代の高齢化に対応した高齢者雇用対策の推進

ウ 育児期間中の雇用継続、能力開発、再就職の促進等両立支援対策の推進

エ 非正規労働者の安定した雇用の促進

オ 雇用情勢の厳しい地域に重点化した地域雇用対策の推進

カ 福祉と雇用の連携による障害者等の自立・就労支援

(2) 雇用のミスマッチ縮小のための求職者・労働者に着目した雇用対策の推進

ア 雇用保険受給資格者の早期再就職の促進



- イ 離職予定在職者や転職希望者の失業を経ない再就職の促進
- ウ 中小企業における人材確保及び職業能力開発の促進
- エ 雇用管理の改善による職場定着の促進等
- オ ミスマッチ縮小のための職業能力開発対策の推進

⑤ さらに、継続的な見直し体制を確立する観点から、PDCAサイクルによる目標管理の徹底と事業の合目的性、必要性及び効率性の不断のチェックを行うため、費用負担者である事業主の団体の参画を得た上で、雇用安定等事業について継続的な評価・見直しを実施するべきである。また、新規事業の創設に当たっては、予算案段階での十分なチェック等透明性を高めるとともに、既存事業の廃止・縮減といったいわゆるスクラップ・アンド・ビルドの手法の活用を図る必要がある。

⑥ 上記①～⑤について、平成19年度予算案にも可能な限り反映させるよう努めるべきである。

との結論を得た。

なお、3(1)の方針に基づく雇用安定等事業の精査結果は別紙1～5のとおりである。

## 精査類型と精査内容

(百万円)

	基本となる精査類型	事業数	金額
×	雇用安定等事業としては廃止することが適当。	31	14,986
1	要因分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。	5	47,440
①	雇用福祉事業としては廃止。(要因分析の上、事業自体の廃止又は見直しが必要。)	11	11,780
2	要因分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。	15	16,514
②	雇用福祉事業としては廃止。(要因分析の上、事業内容の見直し又は事業自体の廃止が必要。)	5	1,094
3	要因分析の上、事業の廃止も含め抜本的に見直しが必要。	2	2,690
③	雇用福祉事業としては廃止。(要因分析の上、事業自体の廃止も含め抜本的に見直しが必要。)	2	776
4	施策としては原則継続。予算額の適正化等が必要。	12	86,813
④	雇用福祉事業としては廃止。事業の性質上、雇用安定事業又は能力開発事業として位置づけることが適当。また、予算額の適正化等が必要。	3	2,580
5	施策としては原則継続。必要に応じ手法の改善を行う。	20	41,072
⑤	雇用福祉事業としては廃止。事業の性質上、雇用安定事業又は能力開発事業として位置づけることが適当。また、必要に応じ手法の改善を行う。	20	24,599
6	集計中	2	1,477
7	18年度施行状況を見て判断。	25	23,377
⑦	雇用福祉事業としては廃止。(18年度施行状況を見て判断。)	18	11,865

※1 7及び⑦の事業については、18年度施行状況に基づき精査を行う。

※2 独立行政法人運営費交付金については、別紙5参照。

## 平成18年度三事業(雇用安定事業)の精査結果表

(単位:千円)

No.	目標設定事業No	事業名	平成18年度予算額		事業概要	精査類型
				うち独法再掲分		
1 早期再就職の促進のための需給調整機能の強化						
1	1	早期再就職専任支援員(就職支援ナビゲーター)による再就職支援プログラムの実施	3,857,388	0	早期再就職の必要性が高い求職者に対し、離職後早期の再就職を図るため、早期再就職専任支援員(就職支援ナビゲーター)を配置し、履歴書・職務経歴書の個別添削や面接シミュレーションの実施、個別求人開拓等、担当制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を行う。	5
2	2	「再就職プランナー」による早期再就職支援	2,333,763	0	就職意欲が高い失業者のうち、雇用保険受給者及び自営廃業者で、非自発的理由により離職する等、特に緊要度が高い者に対し、再就職プランナーによる予約相談を取り入れた業務を行う。具体的には、各々の求職者の抱える課題に応じた就職実現プランを策定し、これに基づき希望条件等の把握等の就職支援を行う。	5
13	14	キャリア・コンサルティング事業費	753,621	0	心理的不安などから、主体的に的確かつ現実的な求職活動を行うことができない求職者に対して就職支援アドバイザーによるキャリア・コンサルティングを実施し、求職活動における心理的課題の解決を図り、支援対象者の就職可能性を高める。	2
2 雇用機会の創出・雇用の安定						
(1)中小企業における雇用機会の創出等						
16		人材確保等支援助成金(中小企業職業相談委託助成金)	109,512		雇用管理の改善に係る計画について、都道府県知事の認定を受けた認定中小企業者等が、職業相談を外部の専門機関等に委託して実施した場合、当該措置に係る経費について一定額を助成。	7
37	18	人材確保等支援助成金(中小企業基盤人材確保助成金)	4,472,950	0	中小企業労働力確保法に基づき、中小企業における雇用機会の創出、雇用管理の改善を図るため、新分野進出等に伴い、経営基盤の強化に資する労働者(基盤人材)を新たに雇い入れた場合に、当該基盤人材1人当たり140万円(雇用機会増大促進地域の場合は1人当たり210万円)(当該基盤人材の雇入れに伴い雇い入れられた当該基盤人材以外の労働者(一般労働者)1人当たり30万円(雇用機会増大促進地域の場合は1人当たり40万円))を助成(基盤人材5人を上限。一般労働者は基盤人材と同数まで)。	5
19	20	自立就業支援助成金(高齢者等共同就業機会創出助成金)	3,384,000	0	就業機会の確保が困難である45歳以上の高齢者等3人以上が、共同して新たに法人を設立し労働者を雇い入れ、継続的雇用機会を自ら創出する場合に、事業開始に係る経費の一部を助成する。	4
20	21	自立就業支援助成金(受給資格者創業支援助成金)	4,001,756	0	失業者の自立を積極的に促進するため、失業者(雇用保険の受給資格者)自らが事業を開始した場合に創業に係る費用の1/3(上限200万円)を助成。また、同意雇用機会増大促進地域において、失業者自ら事業を開始した場合に創業に係る費用の助成限度額の引き上げ(1/2(上限300万円))や移転費の支給を実施。	4
21	24	「出会いの場」の開催	475,938	475,938	雇用・能力開発機構及び職業安定機関が主体となって、新規・成長分野企業等を対象とした各種情報提供を行うとともに、当該企業等への就業を希望する求職者との面接会を開催する。	5
(2)地域における雇用機会の創出等						
22	26	雇用対策推進協議会費	233,842	0	公共職業安定所に、事業主団体等や地方公共団体等で構成する「雇用対策推進協議会」を設置し、雇用対策に関する情報の提供、地域における産業界、事業主団体等の動き、求人の可能性や倒産・リストラの可能性等の産業雇用動向に係る情報収集及び協力依頼、各種対策の合同開催等について協議を行う。	×
23	28	地域雇用開発促進助成金(地域雇用促進特別奨励金)	3,525,880	0	雇用機会が量的に不足している地域等に事業所を設置又は整備し、その地域に居住する求職者等を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、事業所の設置・整備費用について雇い入れ規模に応じて助成。	5
24	29	地域雇用開発促進助成金(地域高度人材確保奨励金)	197,000	0	高度な熟練技能者が多数就業している地域において、高度技能労働者を受け入れ、又は当該受入れに伴いその地域に居住する求職者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、その雇入れ等に係る費用について助成。	4
25	30	地域雇用開発促進助成金(沖縄若年者雇用奨励金)	554,315	0	沖縄県内において、事業所を設置又は整備し、その地域に居住する30歳未満の若年求職者等を雇い入れる事業主に対して、雇入れに係る費用について助成。	4
26	31	地域産業施策連携推進事業	624,136	0	地域雇用開発促進法に基づき、都道府県が策定する地域求職活動援助計画に沿って、求職活動援助地域の求職者に対して、都道府県との共同プロジェクトにより特定産業に関する理解促進等を行う事業を実施する。	×
27	32	地域求職活動援助事業	1,734,960	0	地域雇用開発促進法に基づき、都道府県が策定する地域求職活動援助計画に沿って、求職活動援助地域の求職者に対して、人材受入情報の収集・提供、企業合同説明会、職業講習等を実施する。	×
28	33	地域雇用創造バックアップ事業	343,058	0	地域における雇用創造のための構想を策定しようとする市町村等に対して、専門家による助言や参考となる成功事例の紹介等により、その企画・構想段階において支援を行う。	×
29	34	通年雇用安定給付金(通年雇用奨励金)	3,685,791	0	積雪寒冷地において季節的業務に就く者を通年雇用した事業主に対して賃金の2分の1等を助成。	5
31		地域雇用開発活性化事業	770,588	0	地域における雇用情勢の改善、2007年問題の対応等のため、中小事業主団地等による地域の実情を踏まえた高齢者の活用、後継者の確保等を図る取組を支援する。	7
(3)雇用の維持・安定						

(単位:千円)

No.	目標設定事業No	事業名	平成18年度予算額		事業概要	精査類型
				うち独法再掲分		
32	36	雇用調整助成金	10,193,560	0	景気の変動、産業構造の変化等により急激な事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、事前に休業規模等を計画した届出を行い、その雇用する労働者に対し休業、教育訓練又は出向を実施し、支給申請をした場合、支払った賞金等の一部を助成することにより、労働者の失業の予防を図る。	4
(4)円滑な労働移動の推進						
33	37	労働移動支援助成金(求職活動等支援給付金)	571,922	0	再就職援助計画等の対象被保険者に、通常賃金の額以上の額を支払って求職活動等のための休暇を与える事業主に、当該被保険者1人1日当たり4,000円、当該被保険者に通常賃金の額以上の額を支払って職場体験講習を受講させる事業主に、当該被保険者の講習1日当たり4,000円(講習期間3日以上のものに限る)(職場体験講習先の開拓を実施した場合は当該被保険者1人当たり2万円(新規・成長15分野の事業を行う事業所を開拓した場合は、さらに2万円を上乗せ))、職場体験講習で受け入れた再就職援助計画等の対象労働者を離職から1か月以内に雇い入れる事業主に、当該対象労働者1人当たり10万円を支給。	3
34	38	労働移動支援助成金(再就職支援給付金)	592,673	0	再就職援助計画等の対象被保険者について、その再就職に係る支援を民間の職業紹介事業者が費用を負担して委託し、当該被保険者の離職日から3か月(45歳以上の者は5か月)以内に再就職を実現した事業主に、当該委託に要する費用の1/4(1人当たり30万円を限度)(中小企業事業主は1/3(1人当たり40万円を限度))の額を支給(事業主が、再就職支援会社との委託契約上、「当該会社が、新規・成長15分野の事業主の事業所への再就職の実現に努める」旨明記し、実際の再就職先が当該分野であった場合は10万円を上乗せ。)	2
34-2	39	労働移動支援助成金(定着講習支援給付金)	75,499	0	再就職援助計画等に係る対象労働者をその離職日から3か月(45歳以上の者は5か月)以内に雇い入れ、その従事する職務に必要な知識又は技能を習得させるための20時間以上の講習(Off-JT及びOJT)を実施した事業主に、講習期間40時間以上の場合、当該講習を受けた労働者1人当たり10万円、講習期間20時間以上40時間未満の場合、当該講習を受けた労働者1人当たり5万円を支給。	×
35	40-2	労働移動支援助成金(建設業新規・成長分野定着促進給付金)	84,000	0	離職を余儀なくされた建設業労働者を雇い入れ、当該労働者が従事する職務に必要な知識又は技能等を習得させるための実習その他の講習を実施した場合の経費助成等を行うもの	×
36		労働移動支援助成金(建設業新分野雇用創出給付金)	95,061	0	実施計画の認定を受けた建設事業主団体が、自ら新分野の事業を創出し、構成事業主の建設労働者を継続して雇用する労働者(短時間労働者を除く。)として雇い入れた場合に、当該事業の開始に要した費用及び対象労働者の人数に応じて助成するもの。	7
38	37	産業雇用安定センター補助金	3,444,767	0	出向等に係る情報の収集・提供、相談実施による円滑な労働移動を推進するため、①各業界別の雇用動向及び見通しに関する情報の収集及び提供、②出向等による労働力の移動の希望、受入れ可能な状況等に関する情報の収集及び提供並びに相談等、③職業能力開発に関する情報の収集及び提供並びの相談、④事業主の行う雇用の安定のための諸活動に関する必要な援助の業務を実施について運営費等の一部を補助。	5
(5)産業の特性に応じた雇用の安定						
44	49	建設労働者雇用安定支援事業	151,424	0	各建設事業主等が再生に向けて取り組もうとしている具体的なニーズに対応した支援事業が十分活用できるよう、利用可能な各種支援事業の総合的な情報提供や支援事業の活用に向けた相談援助を、ワンストップサービスで提供する事業。	5
48	53	人材確保等支援助成金(介護基盤人材確保助成金)	6,295,465	0	介護分野における新サービスの提供等に伴い、介護労働者の雇用管理改善計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた事業主が、雇用管理の改善等において中核的な役割を担う者である特定労働者(社会福祉士等の資格を有し、1年以上の実務経験を有する者)を雇い入れた場合に、雇い入れた労働者の賞金の一部を助成。	5
49	54	人材確保等支援助成金(介護雇用管理助成金)	190,854	0	介護分野における新サービスの提供等に伴い、介護労働者の雇用管理改善計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた事業主(以下「認定事業主」という。)が、雇用管理改善事業(就業規則・賃金規程などの諸規定の整備、健康診断の実施など)を実施した場合に、その経費の一部を助成。	7
50	56	雇用管理改善等援助事業費	653,219	0	介護労働安定センターに介護労働サービスインストラクターを配置し、介護分野の事業主等を対象として、雇用管理の改善等についての相談援助や介護関連情報の収集・提供を行うとともに、より専門的な相談については、介護労働安定センターが委嘱した雇用管理コンサルタント(社会保険労務士等)が相談に応じるもの。また、介護事業所における雇用管理担当者を対象として雇用管理者講習を実施。	4
3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進						
(1)高齢者の雇用の促進						
56	63	試行雇用奨励金(中高年トライアル雇用奨励金)	840,000	0	中高年を試行的に受け入れて就業させる事業主に対して、試行雇用奨励金を支給することにより、世帯主など再就職の緊急性が高い中高年労働者の雇用確保を図ることを推進する。	7
57	64	継続雇用定着促進助成金(継続雇用制度奨励金(第I種))	43,207,990	0	継続雇用制度等の導入又は改善を行う事業主に対して助成金を支給することにより、継続雇用の推進及び定着を図り、高齢者の安定した雇用を確保する。	1
58	65	継続雇用定着促進助成金(多数継続雇用助成金(第II種))	1,918,528	0	第I種受給事業主のうち、高齢者の雇用割合が15%を超える事業主に対して助成することにより、継続雇用の定着及び推進を図り、高齢者の安定した雇用を確保する。	1
59		継続雇用定着促進助成金(雇用確保措置導入支援助成金)	40,000	0	高齢法第9条の義務化年齢を超える高齢者雇用確保措置を導入した事業主が、その雇用する55歳以上65歳未満の被保険者に対し雇用機会の確保等、職業生活の充実に資する研修等を実施した場合、当該研修等の実施に要した費用の一定割合を助成する。	7
60	66	65歳継続雇用達成事業(雇用導入プロジェクト)	1,164,039	0	65歳までの継続雇用等を促進するため、行政・経済団体・労働団体など関係セクターが連携し、その協力体制の下、各都道府県下の主要な事業主団体を選定し、その全ての傘下企業を対象として集团的に指導・助言を行うことにより、65歳までの継続雇用制度等の導入比率の向上を図る。	×



(単位:千円)

No.	目標設定事業No	事業名	平成18年度予算額		事業概要	精査類型	
				うち独法再掲分			
61	67	総合的雇用環境整備推進事業(ジャンプ65推進事業)	2,117,635	2,117,635	高齢者雇用アドバイザー活動を中心とした定年の引き上げ、継続雇用制度の導入促進、高齢者の多様な就業機会の開発等を行うことにより、高齢者の雇用就業機会の確保を図る。	3	
62	68	年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けた基盤づくり事業	309,234	112,633	①年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けた基盤作りに関する種々の研究等を行う。 ②年齢に関わりなく働ける社会の重要性を広く普及させる。 ③募集・採用時の年齢要件緩和のため、高齢者雇用アドバイザーが個別企業に対して専門的・技術的な相談・援助を行う。	5	
65		・定年退職者等再就職支援事業	6,891	0	特に定年退職者の多く見込まれる地域において、事業主にパンフレットを配布する等して高齢者を雇用することの利点を啓発したり、高齢者の多様な就業ニーズに応え、年金支給開始年齢前に定年退職した者や65歳超の者が働くことができる求人の開拓や、面接会の開催を行う。	7	
<b>(3)若年者の雇用の促進</b>							
67	73	試行雇用奨励金(若年者試行雇用奨励金)	8,781,750	0	職業経験、技能、知識等の不足により就職が困難な若年者等(35歳未満の者)を一定期間試行雇用することにより、企業の求める能力等との水準と若年求職者の現状の格差を縮小しつつ、その適性や業務遂行可能性を見極め、試行雇用後の常用雇用への移行を図る。具体的には、就職が困難な若年者等をトライアル雇用として受け入れる事業主に対して試行雇用奨励金(1月1人当たり5万円)を支給(最大3ヶ月。)	7	
<b>(4)就職困難者等の雇用の安定・促進</b>							
79,80	82,83	特定求職者雇用開発助成金	35,376,537	0	高齢者、障害者等の就職困難者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を助成することで、これらの者の雇用機会の増大を図ることを目的とし、公共職業安定所又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により雇い入れた事業主に対して、特定就職困難者雇用開発助成金を、緊急就職支援者を雇い入れた事業主に対して、緊急就職支援者雇用開発助成金を支給。	4	
<b>4 その他職業安定関係</b>							
82	85	キャリア交流事業費	1,342,449	0	利用求職者の多い安定所等において、特に集中的な支援が必要な求職者を対象に、キャリア交流事業(15箇所)として、集中的に求職活動に係るセミナー、グループワーク等を実施し、就職の促進を図る。	6	
83	86	若年者キャリア交流プラザ事業の実施	134,237	0	若年求職者を対象として、登録制によりセミナー・ガイダンス、経験交流、キャリアコンサルティング等を集中的に実施し、再就職の促進を図る。	6	
39	95	98	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費交付金	17,619,728	0	厚生労働大臣の定めた中期目標に従い、以下の業務を実施している。 ○高齢者等の雇用の機会の増大に資する事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給することに関する事項 ○高齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うことに関する事項 ○労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うことに関する事項 ○障害者職業センターの設置運営業務の実施に関する事項	別紙5
97		通年雇用安定給付金(冬期雇用安定奨励金)	4,436,220	0	積雪寒冷地において、季節労働者を離職させる際に、翌春の再雇用を予約し、冬期手当を支払うとともに冬期間に一定日以上就労させ、かつ、再雇用した事業主に対して奨励金を支給。	×	
98		通年雇用安定給付金(冬期技能講習助成給付金)	2,259,603	0	積雪寒冷地において、季節労働者に対して冬期に技能講習を実施した事業主の団体等に講習助成金を、当該技能講習を受講した労働者に受講給付金を支給。	×	
107		介護労働者雇用管理モデル検討会運営費	8,243	0	介護労働者の不安や悩みを解消し魅力ある職場作りを行うため、事業主が取り組むべき雇用管理のあり方について、介護分野の団体や事業者と行政の間で意見交換等の検討の場を設け、相互意識を高めていくと共に、雇用管理改善の標準的モデル・地域モデルを作り、広く情報提供することで介護労働者の雇用管理の改善に取り組む事業主を支援する。	×	
<b>11 雇用均等・両立支援関係</b>							
169	129	育児・介護雇用安定等助成金(ベビーシッター費用等補助コース)	620,372	0	労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の全部又は一部について、補助等を行う旨を就業規則等に規定し、実際に費用補助等を行った事業主に、その補助等の額の一定割合を助成。	7	
170	130	育児・介護雇用安定等助成金(事業所内託児施設設置・運営コース)	916,988	0	労働者のための託児施設を事業所内(労働者の通勤経路又はその近隣地域を含む)に設置、運営及び増築等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成。	7	
171	131	育児・介護雇用安定等助成金(代替要員確保コース)	220,100	0	育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた事業主に支給。	7	
172	132	育児・介護雇用安定等助成金(子育て期の柔軟な働き方支援コース)	140,600	0	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる制度(育児休業に準ずる制度、短時間勤務制度、フレックスタイム制度、始業・終業時刻の繰上げ繰下げの制度、又は所定外労働をさせない制度)を、新たに就業規則等に規定し、3歳以上小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、これらの制度を利用した場合に、事業主に支給	7	
173	133	育児・介護雇用安定等助成金(男性労働者育児参加促進コース)	100,000	0	地域において波及的効果が期待できる企業を指定し、男性の育児休業取得等を促進する計画の策定など、男性の育児休業取得を始めとする男性の育児参加を可能とするような職場づくりに向けたモデル的な取組に対し、給付金を支給する。	7	

(単位:千円)

No.	目標 設定 事業 No	事業名	平成18年度予算額		事業概要	精査類 型
				うち独法再掲分		
175	137	緊急サポートネットワーク事業	780,318	0	子どもの突発的な病気、急な出張等による子育て中の労働者の育児等に係る緊急のニーズに対応し、専門技能を有するスタッフを登録、あっ旋することにより、仕事と子育ての両立を支援する事業を展開する。	4
178	140	在宅就業者の再就職支援対策事業	52,820	0	在宅ワーカーの再就職に資することを目的として、在宅ワーカーがインターネット上で自らの能力を診断し、不足する知識や技術をeラーニングにより習得後、その達成度を評価し、どの分野の仕事が適しているかを確認できるシステムを運用するとともに、職業能力を客観的に示すための自己PRシートの提供、情報提供等を行う。	5
151	144	子どもを安心して産み育てられる職場づくり推進事業	263,634	0	各事業所において育児休業等の関係規定の整備を徹底するとともに、男性の育児参加促進のため企業トップを含めた職場の意識改革の促進を図る。	7
193		自立就業支援助成金(子育て女性起業支援助成金)	600,000	0	子育て期にある女性の起業を促すため、末子が12歳以下の子育て期にあり、かつ、有効求人倍率が全国平均を下回る都道府県に居住している女性が起業し、起業後1年以内に継続して雇用する労働者を雇い入れ、雇用保険の適用事業主となった場合に、起業に要した費用の一部について助成する。	7
194		女性の再チャレンジ応援のための起業支援事業	21,167	0	子育て等のため労働市場を一時離れ、就業希望を有する女性が、再び労働市場に戻るべくチャレンジできる環境を整備するため、女性の起業支援専用サイトの創設及びメンター(先輩の助言者)紹介サービス事業を実施することにより、女性の起業を支援する。	7
195		育児・介護雇用安定等助成金(中小企業子育て支援総合助成金)	1,180,800	0	中小企業において仕事と子育ての両立をしやすいとするため、育児休業取得者や短時間勤務制度の適用者が初めて出た100人以下の中小企業事業主に対し5年間に限り特別に手厚い助成を行う。	7

## 平成18年度三事業(能力開発事業)の精査結果表

(単位:千円)

No.	目標設定事業No	事業名	平成18年度予算額		事業概要	精査類型
				うち独法再掲分		
2 雇用機会の創出・雇用の安定						
(5)産業の特性に応じた雇用の安定						
38	42	人材確保等支援助成金(建設教育訓練助成金(建設業務労働者就業機会確保事業を除く。))	3,304,412	0	中小建設事業主等が職業能力開発促進法に基づき都道府県知事が認定する職業訓練を行う場合の経費、中小建設事業主等が建設労働者の技能向上のための技能実習を行う場合の経費、職業訓練法人等が建設工事における作業に係る職業訓練の推進のための活動や職業訓練施設の設置整備等を行う場合等の経費等に対する助成を行うもの	5
39	43	人材確保等支援助成金(建設教育訓練助成金(建設業務労働者就業機会確保事業))	234,000	0	建設業務労働者就業機会確保事業における送出先での就業の作業環境に適応させるための教育訓練を、その傘下の事業主が雇用する建設業務労働者に受けさせた実施計画の認定を受けた建設事業主団体に対する経費助成等を行うもの。	2
4 その他職業安定関係						
85	88	職場適応訓練(職場適応訓練委託費)	32,061	0	雇用保険の受給資格者の雇用の促進を図るため、その能力に適合する作業環境への適応を容易にすることを目的として、都道府県が事業主に委託して実施する職場適応訓練に要する経費を交付。	4
86	89	日雇労働者等技能講習事業	646,113	0	日雇労働者が多数集中する地区における技能を有しない日雇労働者及び自立支援センターに入所しているホームレスで公共職業安定所長が適当と認める者を対象として、技能労働者として必要な技能の習得や資格・免許の取得等を通じて、就業機会の確保を図る。	5
5 キャリア形成支援システムの整備						
125	99	キャリア形成促進助成金(訓練給付金)	6,578,616	0	事業主(雇用保険の適用事業の事業主に限る。)が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員(雇用保険の被保険者に限る。)に職業訓練を受けさせた場合、訓練に要した費用(経費及び賃金)の一部を助成。	2
126		キャリア形成促進助成金(職業能力開発支援促進給付金)	41,152	0	事業主(雇用保険の適用事業の事業主に限る。)が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員(雇用保険の被保険者に限る。)の自発的な職業能力開発について支援する制度を導入し、その従業員が行った職業能力開発について支援を行った場合、要した費用等の一部を助成。	2
127	102	キャリア形成促進助成金(職業能力評価推進給付金)	81,533	0	事業主(雇用保険の適用事業の事業主に限る。)が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員(雇用保険の被保険者に限る。)に一定の資格試験等を受けさせた場合、受検に要した費用(経費及び賃金)の一部を助成。	5
128	103	キャリア形成促進助成金(キャリア・コンサルティング推進給付金)	5,370	0	事業主(雇用保険の適用事業の事業主に限る。)が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員(雇用保険の被保険者に限る。)に外部委託又は企業内にキャリア・コンサルタントを配置して一定のキャリア・コンサルティングを受けさせた場合、要した費用等の一部を助成。	×
129	104	キャリア形成促進助成金(地域人材高度化能力開発助成金)	102,388	0	地域雇用開発促進法の規定に該当する一定の地域内に所在する事業主(雇用保険の適用事業の事業主に限る。)が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員(雇用保険の被保険者に限る。)に職業訓練を受けさせ又は従業員の自発的な教育訓練の受講に対する支援を行う場合、訓練又は従業員の自発的な教育訓練の受講に対する支援に要した費用の一部を助成。	5
130	105	キャリア形成促進助成金(中小企業雇用創出等能力開発助成金)	56,352	0	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の認定を受けた事業主(雇用保険の適用事業の事業主に限る。)が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員(雇用保険の被保険者に限る。)に職業訓練を受けさせ又は従業員の自発的な教育訓練の受講に対する支援を行う場合、訓練又は従業員の自発的な教育訓練の受講に対する支援に要した費用の一部を助成。	5
131	106	企業内キャリア形成支援推進事業	1,044,112	0	企業内のキャリア形成支援体制の構築を推進するため、職業能力開発サービスセンター(47箇所)において、①事業主等に対する助言・指導、情報提供を行うとともに、②企業内キャリア形成支援の推進役である職業能力開発推進者を対象に、必要な知識・スキルを付与する講習を実施する。	2
132	107	キャリアコンサルティング実施体制の整備	3,069,321	2,976,109	労働者が、その適性や職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や能力開発を効果的に行うことができるよう支援するため、ハローワークや雇用・能力開発機構都道府県センターの「キャリア形成支援コーナー」等において、労働者のキャリア形成に資する情報提供、相談援助を実施する。	2
6 職業能力開発情報の提供体制の充実						
133	108	職業能力開発情報を総合的・体系的に提供する体制の充実(「民間におけるeラーニングの活用の促進」)	124,274	0	労働者の自発的な職業能力開発を適切に進め、雇用の安定・拡大を図るために、労働者が職業能力開発情報を入力できるよう、職業能力開発情報を収集・整理し、総合的・体系的に提供する。	1
7 職業能力評価システムの整備						



(単位:千円)

No.	目標設定事業No	事業名	平成18年度予算額		事業概要	精査類型
				うち独法再掲分		
134	109	職業能力習得制度(ビジネス・キャリア制度)の実施	504,610	0	ホワイトカラー職務をこなすにあたって必要な知識を習得することができるよう、ホワイトカラーの職務分野(10分野)毎に、その職務遂行に必要な専門的知識を163単位(ユニット)に分類し、各単位毎に学習すべき知識等の内容を「認定基準」として体系化し、当該基準に適合する教育訓練を厚生労働大臣が認定する。また、各単位毎に専門的知識の習得状況を確認するための修了認定試験を実施する。	2
135	110	幅広い職種を対象とした職務分析に基づいた包括的な職業能力評価制度の整備事業	232,072	0	労働者自らが職業能力を適正に把握し必要なキャリア形成を認識し易く、また、事業主や国が労働者のキャリア形成に係る取組を的確に支援できるよう職業能力評価制度を整備することが喫緊の課題であり、さらに全ての労働者が職業生活の全期間にわたって必要な時期に適切な職業能力開発の機会が得られるようにするための仕組みを整備することが重要であるため、幅広い職種を対象とした職務分析を総合的かつ体系的に実施し、分析結果に基づいて職業能力評価基準の策定を行い、企業等における活用促進を図ることとする。	5
136	111	技能検定実施費	58,685	0	技能検定の各職種ごとに専門調査委員会を開催し、試験基準の作成を行うとともに、新規職種(作業)及び3級の追加については試行技能検定を実施し、実際の技能検定試験において適正に機能し得るものであるか否かを確認する。	2
8 多様な訓練機会の確保						
137	112	民間等を活用した効果的な職業訓練と就職支援の推進	29,970,097	1,886,190	産業構造の変化やなお厳しさの残る雇用失業情勢において、職業能力等に起因するミスマッチの解消を図るため、離職者に対し、民間機関も有効に活用した多様な職業訓練機会を提供しその早期の就職促進を図る。具体的には、ハローワークの求職者を対象に、再就職の促進を図るため職業に必要な技能及び知識を習得させる職業訓練及び受講生への就職支援を実施する(公共職業能力開発施設における訓練の他、求職者の訓練受講ニーズ、企業の様々な人材ニーズに対応できるよう、専門学校・各種学校など民間教育訓練機関等への委託訓練を積極的に活用。)	4
138	113	障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施	933,103	0	特例子会社、重度障害者多数雇用事業所、社会福祉法人、NPO法人等多様な委託訓練先を開拓するとともに、個々の障害者及び企業の人材ニーズに対応した職業訓練のコーディネートを行い、企業の人材ニーズに対応した訓練を機動的に実施し、就職促進に資する。	7
139	114	介護労働者能力開発事業の実施	1,875,431	0	急速な高齢化の進展に伴い要介護高齢者等が増加する中で、介護サービス需要も増大し多様化しているところである。このため、公共職業安定所長から受講指示を受けた離職者等を対象として訪問介護員養成研修2級課程を実施することにより、早期再就職の促進を図るとともに、介護労働力の確保を図る。	7
140	115	キャリア・コンサルタントの養成に係る在職者訓練の実施	24,042	24,042	キャリア・コンサルタントの養成については、民間における取組が推進されているところであるが、未だ養成数が少ないこと、また、実施場所も首都圏を中心とした限定されたものであること等から、平成14年度から平成18年度までの5年間で職業能力開発大学校等において全国的に訓練コースを設置し、年間約1,100名の養成を行う。	×
141	116	新分野への事業展開に必要な相談援助、人材育成の推進	416,103	416,103	創業や新分野展開を希望する労働者や新分野への事業展開を希望する中小企業事業主に対して、創業等を支える人材を職業能力開発の側面から支援・育成を図るために、専門的な相談援助、創業を目指す中小企業等との共同研究及び職業訓練の実施等を行う。	5
142	117	技能者育成資金貸付に必要な経費	665,202	0	成績が優秀であり、経済的な理由で公共職業能力施設の行う職業訓練を受けることが困難な訓練生に対し、経済的な負担の軽減を図り、職業訓練を受けることを容易にするため、(独)雇用・能力開発機構が資金の貸付を行うもの。	×
143	118	グローバル人材育成支援事業	989,176	0	国際化の進展を背景として、我が国企業においては国際的な事業展開が活発化しており、国内外で国際業務を担うことができる実践力のある労働者が求められている。このため、中小企業事業主等に対し、専門知識・経験を有する国際アドバイザーによる相談窓口の開設及び出張相談を実施するとともに、国際アドバイザーを海外における日系中小企業等に派遣し、実地に指導・援助を行う等国際化に対応した人材養成を支援することにより、実践力のある国際人材の育成を推進する。	1
144	119	技能啓発等推進事業	273,032	0	若年者を中心に技能離れの状況が見られるとともに、熟練技能者の高齢化も進んでおり、優れた技能の維持・継承が困難となりつつある。このため、技能が尊重される社会の形成を推進することが必要となっている。そこで、技能の重要性、必要性についての啓発の推進、技能者の地位の向上等を図るため、技能五輪全国大会及び国際大会、技能グランプリ等の事業を行うこととし、大会開催にあたり必要な競技課題作成に係る経費、ポスター作成・印刷等に係る経費、会場借料等を措置する。	2
9 若年者の職業能力開発の推進						
146	121	業界団体による日本版デュアルシステムの導入促進	54,930	0	傘下企業における日本版デュアルシステムの導入促進を希望する業界団体に対し、デュアルシステムの導入に必要な諸事業を委託して実施する。	×
147	122	日本版デュアルシステム(公共訓練型)の実施	6,804,311	0	若年者のフリーター化・無業化を防止し、企業の求人内容の高度化ニーズに応えるため、既存の公共職業訓練を活用し、一定期間企業実習及び関連した教育訓練を行う公共型の日本版デュアルシステムを実施する。この新たな人材育成の取組により、若年者を一人前の職業人として育て、職場への定着を図る。	5
148	123	認定職業訓練助成事業の推進	1,670,031	0	認定職業訓練の効果的な実施促進を図るため、中小企業事業主等が実施する認定職業訓練の運営に要する経費等について、助成又は援助を行う都道府県に対して、国が補助を行っている。特に、日本版デュアルシステムに係る認定職業訓練においては、認定職業訓練を実施する中小企業又は実施団体を構成する中小企業以外の中小企業に雇用された35才未満の若年者について、補助要件の緩和を行っている。	4



(単位:千円)

No.	目標設定事業No	事業名	平成18年度予算額		事業概要	精査類型
				うち独法再掲分		
149	124	「私のしごと館」の運営	1,200,380	1,199,000	早期離職者やフリーター等の若年者を中心として、職業意識の形成、適職の選択からその後の職業生活を含めたキャリア形成を支援するため、様々な職業の体験機会の提供、仕事の内容や必要な職業能力開発についての情報の提供及び相談の実施等を総合的に行う。	1
150	125	就職基礎能力促成講座の実施	112,863	0	安定した就労を希望するフリーター等の若年者を対象に、職業意識の啓発や職場におけるコミュニケーション能力、ビジネスマナーの習得など就職のために必要な基礎能力の付与を図り、早期再就職を促進する。	2
151	126	「ものづくり立国」の推進	793,650	0	工場、民間・公共の訓練施設等の開放促進、ものづくり技能に関するシンポジウムの開催、若者によるものづくり技能競技大会の実施等を通じ、ものづくりに親しむ社会を形成し、その基盤の上に熟練技能の一層の高度化を図る。	2
152	127	ヤングジョブスポットの運営	823,279	823,279	公共職業安定所等に行くことを躊躇するような若者であっても、気軽に利用できるような「広場」を作り、若者同士の相互交流等による職業意識の啓発を図る事業。14都道府県に設置。 具体的には、①若者同士が職業に関する情報を交換できる場の提供、②職場見学等の自主的なグループ活動の支援、③インターネット等を活用した職業に関する情報提供、④適職選択・キャリア形成に関する相談等を実施。	5
10 その他職業能力開発関係						
43	153	128 独立行政法人雇用・能力開発機構運営費交付金	86,153,303	0	労働者の有する能力の有効な発揮及び職業生活の充実を図るため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことにより、良好な雇用の機会の創出その他の雇用開発、職業能力の開発及び向上並びに勤労者の生活の安定を図り、もって労働者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的として以下の業務を行う。 (1)雇用開発に関する業務 ① 雇用管理に関する相談等 ② 中小企業の雇用創出、人材確保等のための助成金の支給、相談等 (2)能力開発に関する業務 ① 公共職業能力開発施設等の設置運営、事業主等の行う職業訓練の援助等 ② 労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力開発及び向上についての労働者等に対する相談等 (3)その他 ① 勤労者の財産形成を促進し、生活の安定を図るための持家取得資金、教育資金等の融資等	別紙5
154		独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費補助金	1,811,553	0	雇用・能力開発機構が設置・運営する公共職業能力開発施設のうち、建設後相当期間を経過したものについて、老朽化等により部分修繕等では対応が困難なことを考慮し、本館・実習場等の建替等を行う。また、設置後相当期間を経過した設備のうち、部分修繕等では対応が困難な、受変電設備、空調設備、給水設備等の更新等を行う。	7
157		職業能力開発校施設整備費補助金	3,036,294	0	建設後相当期間を経過したものであって、老朽化等により部分修繕等では対応が困難な施設等への対応を図るとともに、人材ニーズの変化や技術革新の進展等に応じた職業訓練実施体制の整備を図るため、都道府県が職業能力開発校の施設・機器の整備等を行う場合に、その整備等に要する経費の一部に対して補助を行う(補助率1/2)。	7
160		職業能力開発協会等助成費	2,324,474	0	職業能力開発促進法の規定に基づき設立された中央職業能力開発協会の運営(管理、技能検定等)及び都道府県職業能力開発協会の運営(管理、技能検定・職業訓練振興等)に関する経費の一部を補助する。	2
162		全国団体等認定職業訓練特別助成金	94,872	0	広域的に行われる認定職業訓練を振興し、計画的かつ効果的な人材育成を推進するため、認定職業訓練を実施する中小企業事業主の団体(その構成員が2以上の都道府県にわたるものに限る。)又はその連合団体が行う認定職業訓練の運営に要する経費の一部を助成する。	7
164	112	離転職者訓練	226,800	0	独立行政法人雇用・能力開発機構において、特別な配慮を必要とする離転職者の訓練ニーズに対応するため、事業主や民間教育訓練機関等への委託訓練を実施することにより、当該離転職者の再就職を促進する。	7
165	112	若年者職業能力開発支援事業(能開大)	216,425	0	学卒早期離職者等の若年者を対象として、職業能力開発大学校等において、標準6ヶ月間の座学に、必要に応じて1～3ヶ月程度の企業実習を組み合わせた高度で実践的な職業訓練を実施することにより、早期に安定した雇用へと移行させる。	7
166		労働者の多様な働き方に対応した職業能力開発施策の展開	9,322	0	多様な働き方の実態及び能力開発の状況等について調査を実施し、多様な働き方に対応した職業能力開発施策の在り方について検討する。	×
167		海外体験を通じたキャリア形成支援事業	77,799	0	ワーキング・ホリデー制度利用者等の再就職に当たって、そのキャリアを有効に活用できるように渡航前後に目的意識の啓発のためのキャリア・コンサルティングを実施するとともに、企業が求める国際化に対応した人材確保の観点から、その者の海外生活体験の評価等を行うことにより、若年者のキャリア形成支援を促進する。	2

(単位:千円)

No.	目標 設定 事業 No	事業名	平成18年度予算額		事業概要	精査類 型
				うち独法再掲分		
168		2007年問題への対応	55,142	0	2007年問題(2007年以降に団塊の世代が60歳に到達し、定年退職等による熟年技能者の技能の継承の問題)への対応として、中小企業等の技能継承、技能者育成の取組を支援することが必要となっていることから、技能継承の方法等についての助言・情報提供を行う。	2
11 雇用均等・両立支援関係						
174	134	育児・介護雇用安定等助成金 (休業中能力アップコース)	284,365	0	育児休業又は介護休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう、これらの労働者の職業能力の維持及び向上を図るため、職場復帰プログラムを実施した事業主・事業主団体に支給。	7

## 平成18年度三事業(雇用福祉事業)の精査結果表

(単位:千円)

No.	目標設定事業No	事業名	平成18年度予算額		事業概要	精査類型
				うち独法再掲分		
1 早期再就職の促進のための需給調整機能の強化						
3	3	未充足求人相談員等による未充足求人对策の充実	632,446	0	未充足求人に対するフォローアップを行い、求人者と求職者の相互理解の促進を図るとともに、当該求人が充足できるよう条件緩和の相談援助を行い、求人者と求職者の結合を高め、未充足求人の解消を図る。	①
4	4	業種・職種間ミスマッチ事業費	1,213,880	0	希望する求人の範囲が極端に狭い、または範囲が特定できない等の理由により有効適切な求職活動ができずにいる求職者に対し、効果的な求職活動のノウハウや留意事項の提供、セミナーの開催時の集団指導や適職選択支援員による個別具体的な助言・相談を行うことにより求人者と求職者のミスマッチの解消を図る。	①
5	5	しごと情報ネットの運営	551,606	0	官民連携した雇用情報システムである「しごと情報ネット」の運営を行うことにより、早期の再就職等労働者の福祉の向上を図ることを目的とするもの。	⑤
6	6	関係機関との連携協力事業費	41,545	0	公共職業安定所、無料職業紹介事業を実施している地方公共団体及び地域内の民間職業紹介事業所の職業相談・紹介業務の担当者を集め、職業相談・紹介過程に関する情報交換等を行うとともに、職業相談・紹介技法の向上を図る場として、官民交流会を実施する。	×
45	7	失業給付受給者等就職援助対策費	8,030,898	0	失業給付受給者等に対する早期再就職の促進を図るため、各種の支援措置を行う。 ・求人開拓の実施 ・職業指導の強化 ・就職面接会等の実施 ・ハローワークにおける求人情報閲覧体制の整備 ・ハローワークインターネットサービスの充実 ・就職支援セミナーの集中的実施 ・生活関連情報提供サービス事業の実施 ・長期失業者防止策	①
8	8	人材銀行運営費	512,772	0	人材銀行において、定年退職、企業の合理化等により離職した管理的職業、専門的・技術的職業に従事していた者を対象として、再就職の促進等を図る。	⑦
9	9	ハローワークプラザ運営費	3,335,686	0	ハローワークプラザにおいて、求職者が適切な環境の中で幅広い求人情報等に簡易かつ効率的に接することができるようにするとともに必要に応じ職業相談・職業紹介等を行うことにより、求職者の求職活動の円滑化を図る。	⑦
10	10	大都市圏就職サポートセンター運営費	832,562	0	関東及び関西の大都市圏において、求人情報の提供、職業相談・職業紹介を実施する。	⑦
11	11	パートバンク運営費	1,708,726	0	パートタイム労働市場の拡大に対応し、パートタイム労働力の適正な需給調整を図るため、パートタイム雇用の需給が集中している大都市等を中心に、パートバンクを設置し、円滑な需給調整と雇用の安定を図るための総合的なサービスを集中的かつ効率的に提供している。	⑦
12	13	マザーズハローワーク事業推進費	904,627	0	マザーズハローワークを新設し、子供連れで相談しやすい環境の整備、地方公共団体等との連携による子育て情報の提供、個々の希望を踏まえた相談・求人確保等の支援を行う。	⑦
14	15	職業紹介事業指導援助事業	216,206	0	職業紹介事業従事者研修会及び職業紹介責任者講習会の開催等により、職業紹介事業者による事業の適正かつ効果的な実施を図り、これにより求職者の早期就職等労働者の福祉の増進を図ることを目的とするもの。	④
15	16	労働者派遣事業雇用管理等援助事業	665,817	0	派遣先に対する講習、派遣元事業主に対する雇用管理研修及び派遣元責任者講習の開催等により、派遣元事業主による労働者派遣事業の適正かつ効果的な実施を図り、これにより派遣労働者の就業機会の確保、派遣先における就業の適正化等労働者の福祉の増進を図ることを目的とするもの。	③
2 雇用機会の創出・雇用の安定						
(1) 中小企業における雇用機会の創出等						

(単位:千円)

No.	目標設定事業No	事業名	平成18年度予算額		事業概要	精査類型
				うち独法再掲分		
18	19	人材確保等支援助成金(中小企業人材確保推進事業助成金)	2,058,009	0	中小企業労働力確保法に基づき、中小企業における雇用機会の創出、雇用管理の改善を図るため、事業協同組合等の構成員たる中小企業者の雇用管理の改善を図るため、雇用管理の改善に関する調査研究等の事業を行った当該組合等に対して、当該事業の実施に要した経費の2/3相当額を、3年間で集中的に助成。	④
(2)地域における雇用機会の創出等						
30	35	地域職業相談室の体制整備について	606,037	0	市区町村の希望等を勘案し、公共職業安定所と市区町村が共同で運営する地域職業相談室を設置し、市区町村	⑤
(5)産業の特性に応じた雇用の安定						
40	45	人材確保等支援助成金(雇用管理研修等助成金)	60,880	0	中小建設事業主等が雇用管理責任者等に労働者の雇用の管理に関して知識を習得させるための雇用管理研修等を行う場合の経費助成等を行うもの	⑤
41	46	人材確保等支援助成金(福利厚生助成金)	128,328	0	中小建設事業主等が作業員宿舎、食堂・休憩室等の現場福利施設等の整備改善及び期間雇用の建設労働者に健康診断を受診させた場合の経費助成等を行うもの	×
42	47	人材確保等支援助成金(雇用改善推進事業助成金(建設業需給調整機能強化促進助成金を除く。))	1,306,900	0	中小建設事業主の団体等が、建設労働者の雇用管理の改善に関する目標値を設定し、当該目標値を達成するため、傘下事業主等を対象に諸事業を行う場合の経費助成等を行うもの	⑦
43	48	人材確保等支援助成金(雇用改善推進事業助成金(建設業需給調整機能強化促進助成金))	110,533	0	中小建設事業主団体が、離職を余儀なくされる建設労働者等を対象に無料の職業紹介事業を実施しようとする場合の初期経費の助成等を行うもの	③
45	50	港湾労働者就労確保支援事業費	106,640	0	港湾労働者の雇用の安定と福祉の増進を図るため、港湾運送事業主や港湾労働者に対し、港湾労働者派遣事業や雇用管理の改善に関する相談援助、各種講習等を実施。	⑤
46	51	港湾労働者派遣事業対策費	305,350	0	港湾労働法に基づく指定法人が、港湾労働者派遣事業の実施に伴い指定港湾において港湾労働者の福祉の増進を図るため、雇用管理者研修及び派遣元責任者研修等の雇用福祉関係業務を実施。また、港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣契約の締結についてのあっせん業務を実施。	④
46	47	52	200,181	0	雇用・能力開発機構が設置する港湾労働者福祉センターを譲り受け、事業主に代わって当該施設を引き続き運営する団体に対し、それに要する経費の一部を補助。	⑤
51	58	介護福祉助成金	151,137	0	介護福祉助成金は、企業と介護クーポン運営協議会(職業紹介事業者の団体)が提携することにより、当該企業の労働者(雇用保険の被保険者に限る。)及びその家族が協議会の発行する介護クーポンを利用し、職業紹介事業者からケアワーカーの紹介を受ける場合には、当該職業紹介事業者がその手数料を割り引き(当該割引額を助成)。労働者等が割安な費用で介護サービスを受けられるようにする制度である。	×
52	59	林業雇用改善推進事業費	504,350	0	林業関係団体に委託し、林業事業体等に対して研修、相談指導等を実施することにより、雇用管理の改善を促進するとともに、林業労働力確保のための職業講習・就職ガイダンス等を実施する。	⑤
53	60	農林業等就職促進支援事業費	63,786	0	農業への就業を希望する失業者やフリーター等に対して、就農等支援コーナー等において求人情報の提供、職業相談・紹介、農林業等関連各種情報の提供等を行い、農林業等への多様な就業を促進する。	⑤
54	61	林業就業支援事業費	519,932	0	新たに林業への就業を希望する求職者を対象に、林業作業の体験等の講習や職業相談・生活相談を実施し、林業就業に対する意識の明確化を図ることにより、林業への円滑な就業を支援する。	⑤
55	62	建設労働者需給調整適正化支援事業	45,281	0	建設業の各企業において受注量に対応した必要な技能労働者の確保の円滑化を図るとともに技能労働者の雇用を図るための需給調整システムの適正な運営等を確保するため、関係事業主団体や関係事業主に対する雇用管理責任者講習等の実施を委託するとともに、需給調整システムアドバイザーを配置し、新たな需給調整システムの運営に関する相談、助言を行う事業。	②
3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進						
(1)高齢者の雇用の促進						
63	69	シニアワークプログラム事業費	7,174,657	0	事業主団体の参画の下、雇用を前提とした技能講習、合同面接会等を一体的に行い、高齢者のより本格的な雇用・就業を支援する。	⑤
64	71	高年齢者職業相談室運営費	954,751	0	概ね55歳以上の高年齢者を対象として、地方公共団体が行う生活相談との密接な連携を図りつつ、職業相談、職業紹介を行うほか、求人者に対する雇用相談等を行う。	⑤
(2)障害者の雇用の促進						
66	72	障害者就業・生活支援センター事業	1,027,980	0	障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関の連携の拠点となり、就業及びそれに伴う日常生活上又は社会生活上の相談・支援を行う。	⑤



(単位:千円)

No.	目標設定事業No	事業名	平成18年度予算額		事業概要	精査類型
				うち独法再掲分		
<b>(3)若年者の雇用の促進</b>						
68	74	地域の関係者との連携による若年者雇用対策の推進	1,961,829	0	各地域で増加する若年失業者、フリーターを安定した雇用機会に結びつけるとともに、学校在学中からの職業意識啓発を通じ、これらの発生を未然に防止するため、経済団体等関係機関の連携の下、若年者に対する幅広い就職支援メニューをワンストップで提供する。	⑤
69	75	若年者ジョブサポーターによる新規学卒者等のマッチングの強化	1,260,223	0	ハローワークに若年者ジョブサポーターを配置し、中・高校生に対する早い段階からの就職活動準備から職場定着までの一貫したきめ細かな就職支援を実施する。具体的には、学校訪問による就職希望者の個別の就職相談や、進路指導担当者に対する援助、助言、就職希望に応じた個別求人開拓等を実施。	⑤
70	76	若年者職業意識啓発事業費(インターンシップ受入開拓事業のみ)	237,498	0	若年者(学生)の職業観、勤労意識を高めることを目的として、経済団体との連携の下、インターンシップ(企業が学生を一定期間受け入れ、仕事を体験させる仕組み)を受け入れる企業を個別に開拓するとともに、企業・大学等への情報提供を実施。	⑤
71	77	無償の労働体験等を通じての就職力強化事業(ジョブパスポート事業)の推進	72,808	0	ボランティア活動など無償の労働体験の活動実績を記録し、企業の採用選考に反映されるよう、「ジョブパスポート」の普及、内容の充実を図る。	①
72	78	企業と大学生等とのマッチングの推進	132,980	0	各学生職業センター等において、未内定学生と未充足求人とのマッチングを推進するため、大卒求人サービス推進員を活用した登録求人に対するきめ細かなフォローアップ等を実施する。	②
73	79	学生職業センター等における学生等の就職支援	1,052,285	0	大学(大学院を含む)、短大、高等専門学校及び専修学校(以下「大学等」という。)の新卒者や、大学等を卒業までに就職決定に至らなかった者及び大学等を卒業後早期に離転職する者であって、大学等新卒者と同様の採用を希望する者について、広域的な求人情報の提供、職業指導、職業相談等の就職支援を行う。	⑤
74	80	若年者の職場定着促進事業	326,224	0	新規高卒就職者をはじめとする若年労働者の職場等における様々な悩みに関する相談に応ずる事業を推進するとともに、地域の商工・業界団体等を主体として、若年労働者や中小企業の人事管理者を対象とした研修等、地域において若年労働者の職場定着を促す総合的な取組みを推進する。	⑤
75	81	不安定就労若年者雇用安定促進事業費	276,879	0	安定した雇用を希望する不安定就労若年者に対し、個別的・計画的に問題を解決するための具体的な支援を実施することにより、円滑な就職促進を図る。	①
76		若者の募集採用方法等の見直しの推進	38,504	0	経済団体の協力によるモデル事業の推進等、若者の募集採用方法等の見直しの取組みを推進する。(平成18年度新規)	⑦
77		フリーター常用就職支援事業費の強化	316,554	0	フリーターの常用雇用化を促進するため、全国のハローワークにおいて、若年者ジョブサポーター等の担当制による一貫した就職支援を拡充実施する。(平成18年度新規)	⑦
78		若者の就業をめぐる悩みに対する専門的相談体制の整備	474,323	0	全国のハローワーク、ヤングワークプラザ等において、専門的人材によるカウンセリングサービスを提供する体制を整備し、若年の就業をめぐる悩みに対応する。(平成18年度新規)	⑦
<b>(5)被保険者の福祉の増進</b>						
81	84	小規模事業被保険者福祉助成金	1,404,311	0	小規模事業への雇用保険の適用を促進し、小規模事業労働者の福祉を増進させるため、小規模事業の事業主の委託を受けてその雇用する労働者に係る雇用保険の被保険者に関する事務の処理を行う労働保険事務組合(以下、「事務組合」という。)に対して助成金を支給することにより、事務組合がこれらの事務の処理を受けることを促進する。	×
<b>4 その他職業安定関係</b>						
84	87	求人確保推進費	675,101	0	求人情勢が依然として厳しい地域において、求人量を量的に確保するため、求人開拓を実施する。	⑦
87	90	人材確保等支援助成金(看護師等雇用管理研修助成金)	15,460	0	「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき、個々の事業主が雇用管理の改善に取り組む体制を整備することを促進し、もって看護師等の人材の確保に資するものとするため、病院等の開設者等が雇用管理者を選任し、当該雇用管理者に雇用管理に必要な知識を習得するための研修を受講させた場合、当該受講に要した費用を1人当たり5万円を限度に助成。	×
88	91	雇用関連事業ワンストップサービス	359,041	0	公共職業安定所における地方公共団体等の雇用関連事業の利用者(求職者及び求人者双方)に対する利用者の立場に立った総合的な情報提供等の実施などの雇用関連事業ワンストップサービス事業を実施する。	①
89	92	公共職業安定所の福祉マンパワー確保機能の強化等に係る経費	314,519	0	福祉マンパワーの確保の拠点となる公共職業安定所(福祉重点ハローワーク)を各都道府県に1カ所指定し、福祉分野での就業を希望する者に対する情報提供、講習、職業相談、職業紹介を行うとともに、福祉関係の事業主に対する雇用管理改善を促進する。	①

(単位:千円)

No.	目標設定事業No	事業名	平成18年度予算額		事業概要	精査類型
				うち独法再掲分		
90	93	雇用管理相談業務費	351,582	351,582	労働者の能力発揮、職場適応の促進等を図り、中小企業等の雇用管理の改善の援助に資する、事業主団体等の求めに応じて募集、採用、配置、能力開発等雇用管理全般に関する事項についての相談、技術的援助及び情報提供を実施。	②
91	94	離職予定在職者職業相談コーナー運営費	25,605	0	公共職業安定所において、特に再就職が困難な状況にある中高年齢層を中心とした離職を余儀なくされる在職者に対し、在職中からの就職活動を援助し、その早期再就職を実現する。	×
92	95	日系人関係就労適正化等対策費	130,331	0	日本語能力の不足による就職難、短期間の雇用契約を中心とした不安定な雇用形態等日系人の厳しい雇用状況に対応するため、東京及び愛知に日系人雇用サービスセンターを設置し、日系人を対象に通訳を介した職業相談、職業紹介、各種相談、情報提供等を実施。併せて、日系人の多い地域の公共職業安定所に日系人職業生活相談室を設置し、各種相談を実施。	①
93	96	出稼労働者援護対策費	87,422	0	出稼労働者の送出道県においては、出稼就労に伴う諸問題に対処するため、健康診断、送出处や就労地における相談活動等の出稼労働者援護事業を実施しており、厚生労働者においては、この援護事業に要する経費の一部を補助し、出稼労働者の安定就労の確保と福祉の増進を図る。	×
94	97	職場適応援助者による支援の実施	1,007,184	1,007,184	障害者の職場への適応を円滑にするため、障害者が働く職場に職場適応援助者(ジョブコーチ)を派遣し、障害者、事業主、当該障害者の家族に対して、職場適応に向けたきめ細かな支援を実施する。	⑤
102		外国人労働者雇用対策費	231,821	0	雇用管理アドバイザーを通じた専門的な指導・援助活動を行うこと。東京都、大阪府に設置している外国人雇用サービスセンターの適正な運営の確保を図ること。外国人雇用サービスコーナーについて、外国語による外国人求職者等へのサービスの充実を図るとともに、6ヶ国語に翻訳したパンフレットを作成・配布し、必要な援助を行うこと。外国人雇用状況報告の実施及び周知を行うこと。	⑦
103		人材地方就職促進事業	150,449	0	地方就職希望者に対する相談・援助や広域職業紹介等を実施することにより人材の地方への移動促進を図る。	⑦
106		中高年齢者紹介予定派遣に係る周知広報	8,096	0	中高年齢者の紹介予定派遣に係る活用事例集を作成して周知・広報を行うことにより、中高年齢者の紹介予定派遣の促進を図る。	×
110		労働者の募集・採用に関する実態調査	10,103	0	労働者の募集・採用に当たって、インターネットを通じたエントリーシートの提出を求める事業主が、どのような情報を収集し、また、それをどのように保管、使用及び管理し、最終的に破棄しているのか等の実態を調査する。また、新たな人材ビジネスとして、採用代行サービス業が展開されつつあるが、新たな施策の必要性等を把握するため、その実態についても併せて調査を行う。	×
124		青年海外協力隊員就労支援事業費	7,423	0	ハローワークと国際協力機構の連携を強化し、国際協力機構の行う進路希望調査等を活用した就労支援の実施、隊員向け集団面接会の実施、隊員向けハローワーク利用手引きの作成・配付等を行い、隊員に対する就労支援を強化する。(平成18年度新規)	⑦
8 多様な訓練機会の確保						
145	120	技能実習制度推進事業費	160,087	0	技能実習制度は、より実践的な技術、技能等の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とし、一定期間の研修を経た外国人研修生に対し、研修成果等の評価を行い、一定の水準に達したこと等の要件を満たした場合に、その後雇用関係の下で最大2年間、技術、技能等を修得するものである。本制度の適正かつ円滑な推進を図るため、(財)国際研修協力機構(JITCO)に委託し、受入れ企業、技能実習生等に対する指導援助等を実施している。具体的には、技能実習制度に係る研修生の斡旋、研修生等の	①
11 雇用均等・両立関係						
176	138	仕事と家庭の両立に関する意識啓発推進事業	130,970	0	仕事と家庭を両立しやすい社会的気運の醸成を図り、仕事と育児・介護等との両立について労使の理解を深めるため、ポスター、リーフレットの作成やシンポジウムの開催等、積極的な広報・啓発事業を実施するとともに、企業の「職業家庭両立推進者」に対する研修や両立指標を活用したファミリー・フレンドリー取組促進事業を実施する。	⑦
177	139	均衡処遇推進事業	15,801	0	パートタイム労働者の均衡処遇推進のため、意欲のある事業所に対して、人事労務管理の専門家を派遣し具体的助言を行うとともに、その取組成果を他の事業主にも波及させるための使用者会議を開催。さらに、取組状況を事業主が自己チェックできる「診断表」を配布し、事業主の取組を促す。	②

(単位:千円)

No.	目標設定事業No	事業名	平成18年度予算額		事業概要	精査類型
				うち独法再掲分		
179	141	女性の能力発揮促進事業委託費	329,224	0	女性労働者がその能力を十分に発揮できる職場環境を整備することを目的として実施する「女性雇用管理推進援助事業」の一つである当事業は、業種別使用者会議や企業診断などを通じて、個々の企業における具体的なポジティブ・アクションの取組を促進、援助するとともに、個々の企業の実態に応じて、実効あるセクシュアルハラスメントの防止の取組に対する援助を行うことにより、女性労働者がその能力を発揮できる職場環境整備に資するものである。	⑤
180	142	女性と仕事の未来館運営経費	256,398	0	女性と仕事の未来館は、働く女性及び働きたい女性を支援するための事業を総合的に展開する全国唯一の事業拠点であり、女性がその能力を十分に発揮して働くことができるようサポートするために、能力発揮事業、相談事業などの支援事業を総合的に実施する。	①
181	143	育児、介護等を行う労働者のための相談援助事業	332,713	0	家族的責任を有する労働者が、育児、介護、家事等に関する各種サービスを必要に応じて享受できるよう、これらについての相談を受け付けるとともに、地域の具体的な情報を電話等により提供する相談援助事業を実施する。	①
184		再就職希望者支援事業	414,118	0	育児などにより離職し、再び職業に就くことを希望する者は、育児などの時間的制約から再就職に向けた取組を集中的に行うこと等が難しいことから、再就職希望者に対し、本格的な求職活動を開始する前の準備段階から、職業意識の向上、職業能力の開発などに役立つ支援を行う。	⑦
187		女性雇用管理推進援助費(女性の能力発揮促進事業委託費を除く。)	114,536	0	女性労働者がその能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するため、企業に対して、必要な研修及び情報の収集・提供等を行い、ポジティブ・アクションの自主的な取組を促すとともに、セミナー等の開催及びセクシュアルハラスメントカウンセラーの設置により、セクシュアルハラスメント防止対策を推進する。	⑦
190		総合的短時間労働者対策推進費	608,416	0	短時間労働問題に関する研究会、講習会、公正かつ多様な働き方導入に向けた事業、その他、パートタイム労働者の雇用管理の改善を図ることを目的とした総合的支援事業を実施する。	⑦
196		短時間労働者雇用管理改善等助成金	102,000	0	正社員と共通の評価・資格制度の構築、短時間正社員制度の導入等、パートタイム労働者の均衡処遇に向けた事業主の取組を支援する。	⑦

## 49 2 財形・中退関係

197	145	中小企業財形共同化支援事業助成金	64,616	0	中小企業が事務代行制度を活用することにより、一層の財形制度の普及を図るため、事務代行制度の普及に関する業務を行う法人である事業主団体に対し当該業務等に要する費用を450万円を限度に最長3年間助成。	×
198	146	貸付金	409,241	0	勤労者が自ら居住するための住宅を建設するために必要な資金等を事業主等に融資。	×
199	147	勤労者財産形成促進助成金(財産形成貯蓄活用助成金)	12,163	0	財形貯蓄活用給付金制度(一般財形貯蓄を行う勤労者が育児・教育等生涯の節目となる事由に対して50万円以上の払出しを行った場合に事業主が支援する制度)を導入した企業について、勤労者に財形貯蓄活用給付金を支払った事業主に対し、当該給付金の額に応じて一定額(8千円～11万7千円)を支給。	×
200	148	勤労者財産形成促進助成金(勤労者財産形成助成金)	1,001	0	中小企業への財形給付金制度及び財形基金制度(勤労者の財産形成を援助するために、事業主が財形貯蓄を行っている勤労者のために毎年定期的に金銭を拠出する制度)の導入を促進するため、給付金契約及び基金契約に基づき拠出する中小企業の事業主に対し、拠出金及び基金契約の一定割合(3%～30%)を7年間助成。	×
201	149	中小企業退職金共済事業費	6,083,555	0	労働保険特別会計雇用勘定により掛金助成を行い、中小企業退職金共済制度への加入あるいは掛金の引上げに伴う事業主負担を軽減し、退職金制度の普及及び退職金水準の向上を図る。	⑤
202	150	勤労者マルチライフ支援事業経費	147,207	0	勤労者が希望に応じてボランティア活動に参加することができるよう、事業主団体、ボランティア関係団体と連携しつつ、ボランティア参加を希望する勤労者とその受入先とのマッチング、情報提供・相談活動、企業の担当者を対象としたセミナー、勤労者を対象としたガイダンスの開催等を実施し、勤労者のボランティア活動への参加に向けての基盤整備を図る。	×
203	151	中小企業勤労者総合福祉推進費	754,454	0	中小企業による総合的な福祉事業対策の充実に向けた共同福祉事業の実施体制を確立するため、中小企業の勤労者と事業主が相協力して「中小企業勤労者福祉サービスセンター」を設立し、当該センターが在職中の生活の安定、健康の維持増進、老後生活の安定等総合的な福祉事業を行うことに対し、国が助成を行い、中小企業勤労者の福祉の向上を図る。	×

## 13 国際関係その他

(単位:千円)

No.	目標 設定 事業 No	事業名	平成18年度予算額		事業概要	精査類 型
				うち独法再掲分		
206	152	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費交付金	2,687,898	0	労働政策の立案や労働政策の効果的で効率的な推進に寄与し、労働者福祉の増進と経済の発展に資することを目的として以下の業務を行う。 ① 労働政策についての総合的な調査及び研究 ② 労働政策についての情報及び資料収集・整理 ③ 労働政策の研究促進のための研究者及び有識者の海外からの招へい及び海外への派遣 ④ 調査研究結果等の成果の普及及び政策の提言 ⑤ 厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員等に対する研修	別紙5
207	153	国際労働関係交流事業委託事業	548,594	0	アジア太平洋諸国、アフリカ、中南米諸国等の使用者団体及び労働組合の関係者を対象に、日本への招聘、現地セミナーの開催等を行うもの。	②
219		産業労働動向調査費	3,025		企業の動きを迅速かつ包括的に収集するため、時機を得たテーマを設定し、個別企業及び業界団体等の人事・労務担当者を招いて各業界の実情等の情報を直接収集するために産業労働事情懇談会を開催する。	×
220	154	個別労働紛争対策	570,656	0	①総合労働相談窓口の運営 ②個別労働関係紛争の自主的解決の援助 ③都道府県労働局長による紛争解決の援助	⑤



## 各独立行政法人の交付金事業の精査結果

独立行政法人に対する運営費交付金については、制度上、使途の内訳を特定しない、いわば「渡しきりの交付金」として運用することとされているところであるが、交付金の財源である雇用保険三事業の費用負担者が事業主のみであることを踏まえ、各独立行政法人に対し、今回の精査結果を重く受け止め、適正・的確かつ効率的に使用されることが強く望まれる。

今後、雇用保険三事業による交付金を使用した事業について、継続的監視を行うことが必要であり、各独立行政法人に対し、今回の精査結果への対応状況について公表等透明性を高めることが強く望まれる。

### ○ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に対する交付金

交付金で実施する事業については、概ね中期目標・中期計画に沿って実施されており、一定の効果を挙げている。

ただし、人件費のラスパイレス指数が相当程度高いことや個別事業ごとの費用対効果が十分把握されていないこと等課題もある。

このため、事業の一層の効率化を図るとともに、人件費及び物件費の抑制を図ることが適当である。このような取組により、年間の交付金額を引き続き抑制することが適当である。

### ○ 独立行政法人雇用・能力開発機構に対する交付金

交付金で実施する事業については、概ね中期目標・中期計画に沿って実施されており、一定の効果を挙げている。

ただし、人件費のラスパイレス指数が相当程度高いこと、個別事業や所管施設に係る費用対効果が

十分把握されていないこと、他の民間訓練機関と訓練科目が類似しているものがあるとの指摘もある等課題も多い。

このため、私のしごと館やアビリティガーデンといった所管施設に係るさらなる市場化テストや民間委託の導入、職業能力開発施設における訓練科目の不断の見直し等により、事業の一層のスリム化・効率化を図ることが適当である。

また、人件費の総額やその割合を抑制することが適当である。

このような取組により、年間の交付金額を大幅に圧縮することが適当である。

さらに、中期目標・中期計画を、上記の点を踏まえ、前倒しで見直すことを検討すべきであり、交付金額の圧縮に当たっては、中期計画における削減目標に向け、可能な限り前倒しで進めることが適当である。

#### ○ 独立行政法人労働政策研究・研修機構に対する交付金

交付金で実施する事業については、概ね中期目標・中期計画に沿って実施されており、一定の効果を挙げている。

ただし、人件費のラスパイレス指数が相当程度高いこと、研究成果の活用状況が国民からみて具体的に明らかでない等課題もある。

このため、失業等給付の事業に資するようにするため、雇用福祉事業としての調査研究事業は廃止し、雇用安定事業又は能力開発事業に該当するものに再編・整理することが必要である。

このような取組により、年間の交付金額を引き続き抑制することが適当である。

(参考)

## 三事業関係収支状況

(単位：億円、%)

	12年度		13年度		14年度		15年度		16年度		17年度 (予算)	18年度 (予算)
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算		
収入	5,561	5,324	5,516	5,347	5,263	5,255	5,081	5,123	5,132	5,193	5,134	5,391
支出	7,208	6,015 ( 83.4)	6,891	5,839 ( 84.7)	6,168	4,854 ( 78.7)	5,770	4,124 ( 71.5)	5,073	3,892 ( 76.7)	4,771	4,167
雇用安定事業	3,939	2,968	3,697	2,917	3,110	2,161	2,772	1,689	2,400	1,557	2,225	1,794
能力開発事業	1,942	1,880	1,928	1,724	1,884	1,727	1,766	1,509	1,537	1,432	1,482	1,409
雇用福祉事業	1,256	1,158	1,197	1,191	1,116	957	1,052	917	1,006	893	945	873
支出のうち助成金	4,274	3,174 ( 74.3)	3,914	3,139 ( 80.2)	3,296	2,213 ( 67.1)	2,698	1,504 ( 55.7)	2,215	1,345 ( 60.7)	2,030	1,619
差引剰余	▲ 1,647	▲ 691	▲ 1,375	▲ 492	▲ 905	401	▲ 689	999	60	1,301	362	1,223
安定資金残高		3,102		2,609		3,011		4,010		5,312	5,674	6,897

- (注) 1. 「収入」に掲げた額は、保険料収入である(15年度及び16年度決算の収入を除く)。  
2. 16年度決算の収入は、保険料収入5,132億円、雑収入61億円(独立行政法人雇用・能力開発機構納付金60億円、雑入1億円)の合計である。  
3. 予算の「支出」には、予備費(12' 60億円、13' 60億円、14' 49億円、15' 170億円、16' 120億円、17' 110億円、18' 80億円)が計上されている。  
4. ( )内は、それぞれ予算に対する執行率である。  
5. 数値は、それぞれ四捨五入している。

## 雇用保険三事業見直し検討会における検討経緯

- 雇用保険三事業見直し検討会（平成18年2月22日（水））
  - ・雇用保険三事業の見直し案について
- 雇用保険三事業見直し検討会ワーキングチーム（平成18年3月17日（金））
  - ・雇用保険三事業の見直しについて（雇用安定事業、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費交付金について）
- 雇用保険三事業見直し検討会ワーキングチーム（平成18年3月28日（火））
  - ・雇用保険三事業の見直しについて（能力開発事業、独立行政法人雇用・能力開発機構運営費交付金について）
- 雇用保険三事業見直し検討会ワーキングチーム（平成18年4月21日（金））
  - ・雇用保険三事業の見直しについて（雇用福祉事業、独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費交付金について）
- 雇用保険三事業見直し検討会ワーキングチーム（平成18年5月18日（木））
  - ・雇用保険三事業の見直しについて（これまでの議論の整理）
- 雇用保険三事業見直し検討会ワーキングチーム（平成18年6月30日（金））
  - ・雇用保険三事業の見直しについて（「雇用保険三事業の見直しについて（案）」について）
- 雇用保険三事業見直し検討会（平成18年7月26日（水））
  - ・雇用保険三事業の見直し案について

## 雇用保険三事業見直し検討会・参集者

(日本経済団体連合会)

紀陸 孝 (専務理事)

片野坂真哉 (全日本空輸(株) 人事部長)

川本裕康 (労政第一本部長)

遠藤寿行 (経済第三本部副本部長)

(日本商工会議所)

伊藤雅人 (労働委員長、オーデリック(株) 社長)

坪田秀治 (理事・産業政策部長)

(全国中小企業団体中央会)

山崎克也 (常務理事)

原川耕治 (調査部長)

(厚生労働省)

鈴木直和 (職業安定局長)

高橋 満 (職業安定局次長)

熊谷 毅 (労働基準局総務課長)

生田正之 (職業安定局総務課長)

杉浦信平 (職業能力開発局総務課長)

香取照幸 (雇用均等・児童家庭局総務課長)

川口達三 (労政担当参事官)